

平成 17 年 度

女性雇用管理基本調査

—— 育児・介護休業制度等実施状況調査 ——

結 果 報 告 書

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

は し が き

本報告書は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を把握することを目的として平成 17 年 11 月に実施した「平成 17 年度女性雇用管理基本調査」の結果を取りまとめたものです。

育児休業制度は平成 7 年 4 月 1 日から、介護休業制度は平成 11 年 4 月 1 日から、それぞれ、一律に事業主の義務となっております。

また、平成 16 年 12 月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」により、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創設などが、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。

本調査は、これら各制度の実施状況等を把握するとともに、一層の定着を図る施策などのための資料となるものです。

本報告書が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備に努力されている方々のご参考になれば幸いです。

最後に、調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成 18 年 12 月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

大 谷 泰 夫

目 次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査結果の概要	8
I 育児休業制度等に関する事項	8
1 育児休業制度	8
(1) 育児休業制度の規定状況	8
(2) 育児休業制度の内容	8
(3) 育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い	9
(4) 育児休業制度の利用者の状況等	11
(5) 育児休業取得者があった際の雇用管理	13
2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項	13
(1) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況	13
(2) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容	14
(3) 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況	15
II 介護休業制度等に関する事項	15
1 介護休業制度	15
(1) 介護休業制度の規定状況	15
(2) 介護休業制度の内容	16
(3) 介護休業期間中及び休業後の労働条件等の取扱い	17
(4) 介護休業制度の利用者の状況	19
(5) 介護休業取得者があった際の雇用管理	19
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項	19
(1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況	19
(2) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容	20
(3) 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況	20
III 子の看護休暇制度に関する事項	20
1 子の看護休暇制度の規定状況	20

2 子の看護休暇制度の内容等	21
(1) 対象となる子の年齢	21
(2) 休暇日数	21
(3) 子以外で対象となる家族の範囲	21
(4) 子の看護休暇制度の対象労働者	22
(5) 子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱い	22
(6) 子の看護休暇制度の利用状況	22
IV 時間外労働・深夜業の制限に関する事項	22
1 時間外労働の制限の制度に関する事項	22
2 深夜業の制限の制度に関する事項	23
V 配偶者出産休暇制度に関する事項	23
1 配偶者出産休暇制度の導入状況及び内容	23
2 配偶者出産休暇制度の利用状況	24
第3章 付属統計表	25
○ 平成17年度女性雇用管理基本調査票	95

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成17年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、礼文郡、利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根県	隠岐郡
長崎県	五島市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡、杵岐市、対馬市
鹿児島県	奄美市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡、大島郡
沖縄県	国頭郡伊江村、島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡、八重山郡

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

ア 鉱業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業

キ 卸売・小売業

ク 金融・保険業

ケ 不動産業

コ 飲食店、宿泊業

サ 医療、福祉

シ 教育、学習支援業

ス 複合サービス事業

セ サービス業（他に分類されないもの）（家事サービス業、外国公務を除く）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した10,025事業所とした。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所の属性に関する事項

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 主な事業内容又は主要製品
- ウ 常用労働者数
- エ 管理職数
- オ 労働組合の有無

(2) 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

① 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度

- ア 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定の有無
- イ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容
- ウ 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び育児・介護休業後の労働条件等の取扱い
- エ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用者の状況
- オ 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

② 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

③ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

④ 育児・介護のための時間外労働の制限に関する事項

- ア 時間外労働の有無
- イ 時間外労働の制限の規定の有無

⑤ 育児・介護のための深夜業の制限に関する事項

- ア 深夜労働の有無
- イ 深夜業の制限の規定の有無

⑥ 配偶者出産休暇制度に関する事項

- ア 制度の有無、内容及び利用状況

4 調査の対象期日

原則として、平成 17 年 10 月 1 日現在とした。

ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとした。

- (1) 育児休業制度の利用者の状況のうち出産者数(又は配偶者が出産した者の数)、育児休業終了後の復職状況、育児休業制度の利用期間別状況、介護休業制度の利用者数、介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の利用期間並びに働きながら家族の介護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、配偶者出産休暇制度の利用者数、時間外労働の有無、深夜労働の有無

平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

- (2) 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の出産者数(又は配偶者が出産した者の数)のうち育児休業を開始した者の数及び働きながら子育てを行

う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数、出産した女性の退職者数	平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 10 月 1 日
(3) 子の看護休暇制度利用者数	平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日

5 調査の実施期間

平成 17 年 11 月 1 日から 11 月 30 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局——都道府県労働局雇用均等室——報告者

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 17 年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

8 集計方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局において集計した。有効回収率は 75.3%であった。

9 調査対象事業所の抽出

平成 13 年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類）の規模別に設定し、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が概ね 5 % 以内になるように設定した。

$$V = \frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n} \quad \begin{array}{l} V = \text{標準誤差} \quad N = \text{母集団事業所数} \\ n = \text{調査対象事業所数} \quad P = \text{特定の属性を持つ事業所の割合} (= 0.5) \end{array}$$

なお、産業、規模ごとの抽出率は別表のとおりである。

【別表】

規模別調査事業所抽出率一覧表

産業		規模	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
D	鉱業		1/1	1/1	1/3	1/29
E	建設業		1/2	1/30	1/218	1/991
F	製造業					
	9・10	食料品・飲料・たばこ・飼料	1/3	1/38	1/102	1/303
	11・12	繊維・衣服・その他の繊維製品	1/1	1/11	1/50	1/227
	13・14	木材・木製品・家具・装備品	1/1	1/5	1/23	1/166
	15	パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/7	1/24	1/77
	16	印刷・同関連業	1/1	1/8	1/37	1/192
	17・18	化学工業・石油製品・石炭製品	1/3	1/15	1/29	1/66
	20・21	ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	1/2	1/5	1/13	1/52
	22	窯業・土石製品	1/1	1/6	1/30	1/151
	23・24	鉄鋼業・非鉄金属	1/2	1/10	1/24	1/75
	25	金属製品	1/2	1/12	1/56	1/317
	26	一般機械器具	1/4	1/21	1/66	1/308
	27・28・29	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	1/5	1/37	1/84	1/210
	30	輸送用機械器具	1/5	1/18	1/39	1/116
	31	精密機械器具	1/2	1/6	1/15	1/52
	19・32	その他(プラスチック製品、その他)	1/2	1/13	1/51	1/241
G	電気・ガス・熱供給・水道業		1/1	1/9	1/12	1/20
H	情報通信業		1/5	1/33	1/86	1/322
I	運輸業		1/3	1/48	1/219	1/761
J	卸売・小売業					
	49～54	卸売業	1/4	1/46	1/217	1/991
	55～60	小売業	1/4	1/48	1/218	1/996
K	金融・保険業		1/4	1/21	1/130	1/660
L	不動産業		1/1	1/6	1/25	1/283
M	飲食店、宿泊業					
	70・71	飲食店	1/1	1/7	1/217	1/993
	72	宿泊業	1/2	1/15	1/48	1/243
N	医療、福祉		1/5	1/48	1/201	1/713
O	教育、学習支援業(学校教育を除く)		1/2	1/18	1/85	1/399
P	複合サービス事業		1/1	1/6	1/27	1/188
Q	サービス業(他に分類されないもの) (家事サービス業・外国公務を除く)					
	80	専門サービス業	1/2	1/10	1/46	1/384
	81	学術・開発研究機関	1/2	1/6	1/8	1/17
	82	洗濯・理容・美容・浴場業	1/1	1/4	1/31	1/361
	83	その他の生活関連サービス業	1/1	1/5	1/24	1/191
	84	娯楽業	1/1	1/10	1/82	1/331
	85	廃棄物処理業	0	1/2	1/16	1/97
	86	自動車整備業	1/1	1/1	1/8	1/172
	87	機械等修理業	1/1	1/4	1/17	1/107
	88	物品賃貸業	1/1	1/3	1/17	1/195
	89	広告業	1/1	1/3	1/10	1/69
	90	その他の事業サービス業	1/5	1/48	1/131	1/362
	91	政治・経済・文化団体	1/1	1/3	1/12	1/106
	92	宗教	1/1	1/2	1/5	1/69
	93	その他のサービス業	0	1/1	1/2	1/8

10 達成精度

達成精度は、「育児休業制度の規定あり」の事業所割合の標準誤差を算出した。
産業大分類別・事業所規模別の達成精度は次のとおりである。

産業大分類別の達成精度
（「育児休業制度の規定あり」の事業所割合）

（単位：％）

分 類	推 計 値	標 準 誤 差
【産業大分類】		
鉱業	45.9	6.3
建設業	45.4	3.8
製造業	56.3	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	99.1	0.8
情報通信業	68.6	5.3
運輸業	60.5	4.5
卸売・小売業	65.3	2.6
金融・保険業	97.5	1.8
不動産業	65.2	6.7
飲食店、宿泊業	52.3	4.3
医療、福祉	73.4	4.3
教育、学習支援業	71.8	5.0
複合サービス事業	89.6	3.2
サービス業	57.6	1.5
【事業所規模】		
500人以上	99.9	0.1
100～499人	95.5	0.6
30～99人	83.7	1.0
5～29人	56.5	1.3

11 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも 100 とはならない。

12 主な用語の定義

(1) 常用労働者

以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、

平成 17 年 8 月及び 9 月の各月に各々 18 日以上雇われた者。

- ③ 取締役、理事などの役員のうちで、常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）。

(2) 管理職

事業所の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ、管理職等と呼ばれている役職を含む。

(3) 有期契約労働者

3 ヶ月、1 年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除く。

(4) 出産者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日の 1 年間に在籍中に出産（妊娠 12 週を超える分娩をいい、死産も含む。）した者をいい、出産後 10 月 1 日までに退職した者を含む。

(5) 育児休業者

上記出産者のうち平成 17 年 10 月 1 日までの間に育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(6) 介護休業者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者をいう。

(7) 子の看護休暇取得者

平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの間に子の看護のための休暇を取得した者をいう。

(8) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに育児休業終了後復職した者のうち、平成 17 年 10 月 1 日までの間に育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(9) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用者

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

(10) 配偶者出産休暇制度

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいう。

【 参 考 】

育児・介護休業法の概要

1 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）、育児休業をすることができる。

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる。

4 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

5 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはならない。

6 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあつては、1歳6か月）に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあつては、1歳6か月）から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、
所定外労働の免除（育児のみ）、託児施設の設置運営（育児のみ）、
育児・介護費用の援助措置

7 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

※下線部は、平成16年の法改正により改正された部分（平成17年4月1日施行）

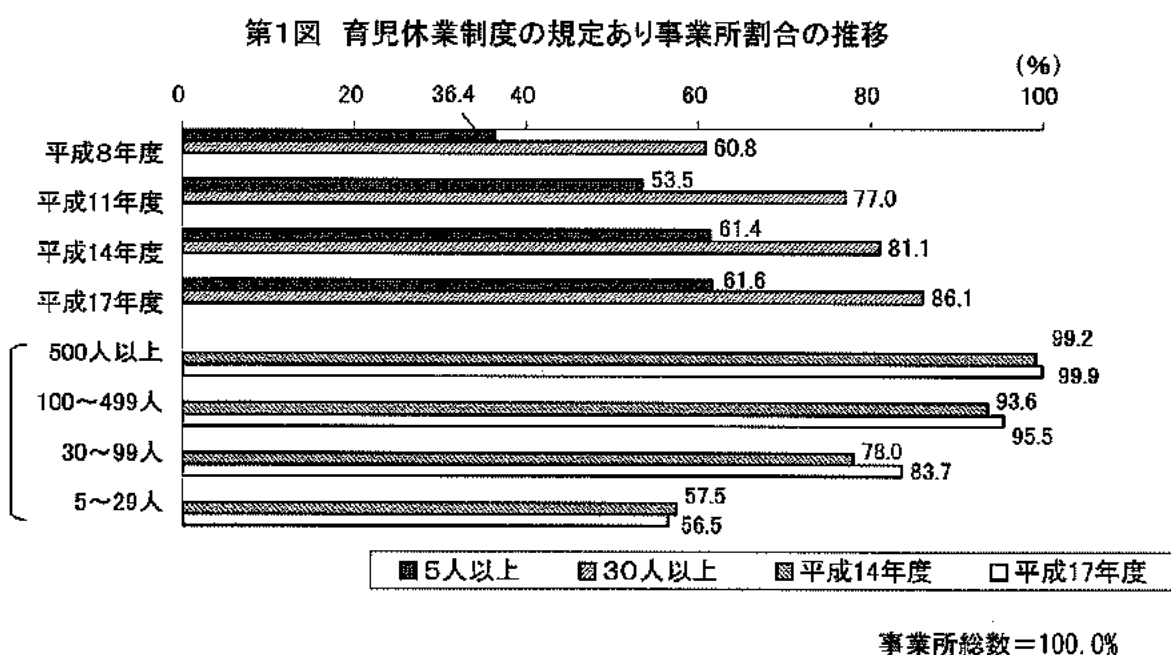
第2章 調査結果の概要

I 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

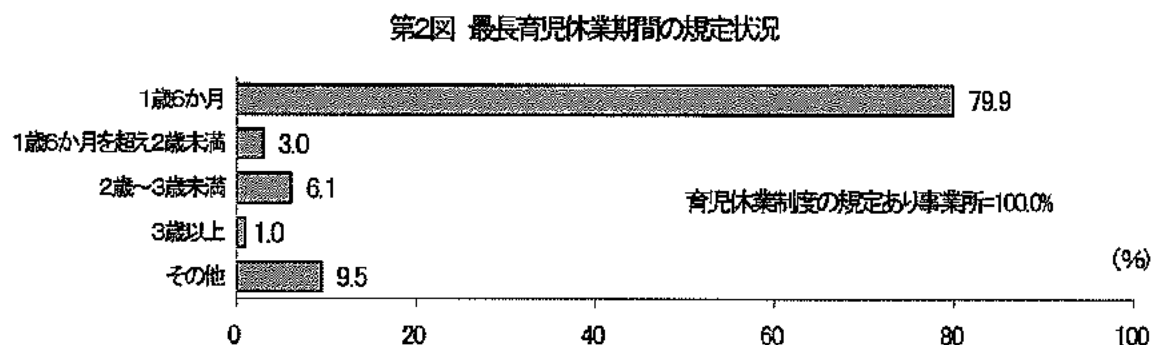
育児休業制度の規定がある事業所の割合は、61.6%（平成14年度61.4%）となっている（事業所規模5人以上。以下、特に断らない限り同じ。）。事業所規模30人以上では86.1%（同81.1%）と、前回調査より5.0%ポイント上昇しているものの、5～29人で56.5%（同57.5%）と1.0%ポイント低下しており、全体として前回調査と同水準となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で99.1%、金融・保険業で97.5%とその割合が高い。なお、産業別の中分類でみると、製造業のうち、化学工業・石油製品・石炭製造で84.8%、サービス業のうち学術・開発研究機関で87.8%と8割を超える高い水準となっている。事業所規模別にみると、500人以上で99.9%（同99.2%）、100～499人で95.5%（同93.6%）、30～99人で83.7%（同78.0%）、5～29人で56.5%（同57.5%）と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。（第1図、付属統計表第1表）



(2) 育児休業制度の内容

ア 最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間は、子が「1歳6か月」になるまでとする事業所が79.9%を占めている。また、「1歳6か月を超え2歳未満」とする事業所割合は3.0%、「2歳～3歳未満」とする事業所割合は6.1%、「3歳以上」とする事業所割合は1.0%となっている。（第2図、付属統計表第2表）



イ 取得可能回数及び取得要件

育児休業制度の規定がある事業所において、同じ子について取得することができる育児休業の回数は、「1回」とする事業所が89.7%（平成14年度95.4%）を占めているが、「6回以上」（注）とする事業所の割合が7.2%と平成14年度の1.2%から上昇している。

また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに制度化された1歳以降の育児休業を取得する場合、「育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる」とする事業所が78.0%を占めるが、「特に要件は設けていない」とする事業所も11.3%となっている。（付属統計表第3表）

（注）平成14年度の結果報告書においては「制限なし」と表記。

ウ 育児休業制度の対象労働者

育児休業制度の規定がある事業所において、労使協定で除外できることとなっている者について、育児休業制度の対象としている事業所は、「配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者」について24.1%、「1年以内に退職することが明らかな者」について22.8%、「勤続1年未満の者」について16.9%となっている。（付属統計表第4表）

また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに育児休業制度の対象となった「有期契約労働者」について、取得することができる対象労働者の範囲を決めている事業所（46.4%）のうち「対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている」とする事業所が、95.9%を占めている。（付属統計表第5表）

（3）育児休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 育児休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

育児休業中及び休業後の労働条件の明示について、「書面を交付」する事業所32.9%（平成14年度38.0%）、「口頭で伝達」する事業所31.2%（同29.3%）をあわせ、労働条件を明示している事業所は64.1%（同67.3%）である。「書面を交付」する事業所割合を事業所規模別にみると500人以上で62.2%（同64.8%）、100～499人で56.9%（同57.6%）、30～99人で47.9%（同48.5%）、5～29人で29.4%（同35.5%）と規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。（付属統計表第6表）

イ 会社や共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は14.2%であり、そのうち「毎月金銭の支給あり」は76.0%、「一時金等の支給あり」は30.8%となっている。（付属統計表第7表）

ウ 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給制度のある事業所のうち「定期昇給時期に昇給する」が24.5%（平成14年度25.3%）、「復職後に昇給する」が23.7%（同23.0%）、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す」が51.9%（同51.8%）となっている。（付属統計表第8表）

エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が62.7%を占め、「休業期間も休まなかったものとみなして支給する」は3.7%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」は2.5%となっている。一方、「賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所の割合は24.1%となっている。（付属統計表第9表）

オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤続年数に全く算入しない」が 36.7%であり、「休業期間も勤続年数に算入する」が 29.3%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」は 5.5%となっている。一方、「退職金の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない」とする事業所の割合は 23.9%となっている。（付属統計表第 10 表）

カ 復職後の職場・職種

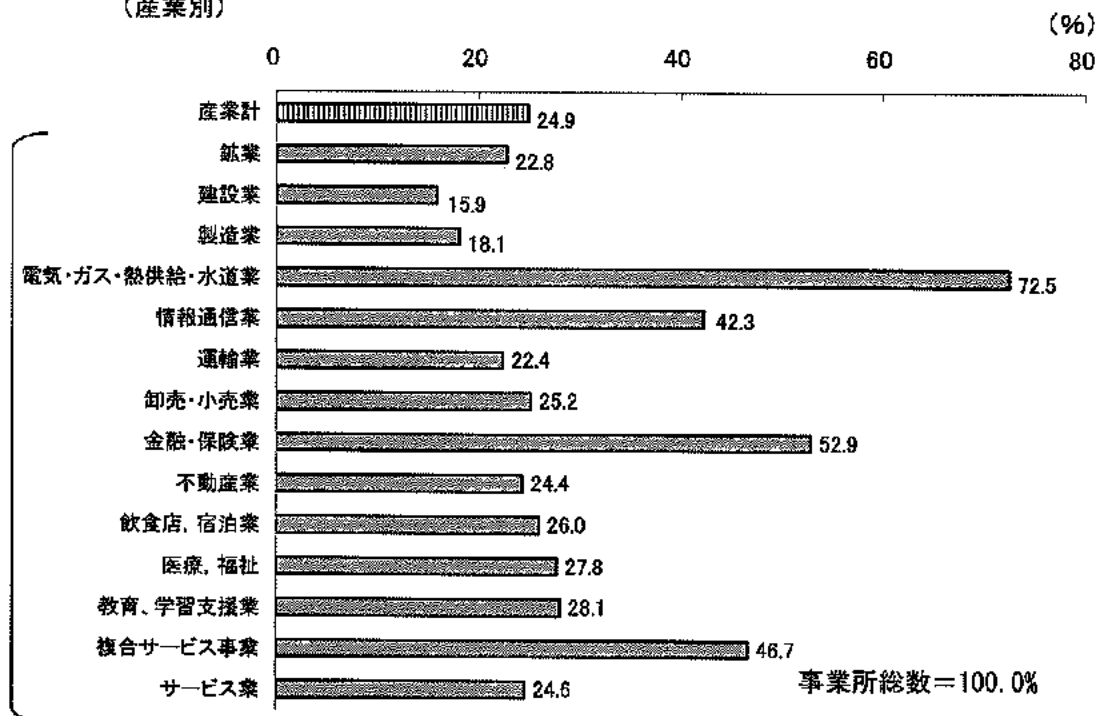
復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 66.6%（平成 14 年度 71.3%）、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 15.4%（同 15.1%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が 11.1%（同 9.7%）と、原職又は本人の希望が考慮された形での復職とする事業所の割合が高くなっている。育児休業制度の規定がある事業所では、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 85.9%（同 84.1%）、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 8.7%（同 9.9%）となっている。（付属統計表第 11 表）

キ 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所の割合は 24.9%（平成 14 年度 31.6%）となっている。事業所規模別にみると、規模が大きいほど割合が高くなっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（72.5%）、金融・保険業（52.9%）、複合サービス事業（46.7%）で割合が高くなっている。また、育児休業制度の規定がある事業所では 35.7%（同 46.4%）となっている。

措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）」が 69.7%（同 68.0%）、「職場復帰のための講習」が 28.5%（同 25.5%）となっている。（第 3 図、付属統計表第 12 表）

第3図 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の実施状況（産業別）



(4) 育児休業制度の利用者の状況等

ア 出産者の状況

出産者又は配偶者が出産した者(平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者。以下同じ。)がいた事業所の割合は23.3%(平成14年度28.4%)であり、そのうち出産者のいた事業所は37.6%(同35.4%)、配偶者が出産した者のいた事業所は77.1%(同80.4%)となっている。

また、有期契約労働者について出産者又は配偶者が出産した者がいた事業所の割合は2.1%であり、そのうち出産者のいた事業所は62.5%、配偶者が出産した者のいた事業所は46.6%となっている。(付属統計表第13表)

また、女性常用労働者に占める出産者の割合は1.5%(同1.7%)、男性常用労働者に占める配偶者が出産した者の割合は2.5%となっている。(付属統計表第14表)

イ 育児休業取得者の状況

出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(平成17年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。))の割合(以下、育児休業取得率という。)を男女別にみると、女性は72.3%と平成16年度(70.6%)より1.7%ポイント上昇し、過去最高となった。一方、男性は0.50%と平成16年度(0.56%)に引き続き取得率は低い。これを事業所規模30人以上でみると、女性は80.2%(平成16年度78.0%)、男性は0.41%(同0.43%)となっている。また、育児休業取得者のうちの男女別割合は、女性98.0%、男性2.0%となっている。

女性の育児休業取得率についてみると、事業所規模が大きいほど取得率が高く(500人以上87.3%(同83.2%)、100～499人79.0%(同83.0%)、30～99人76.9%(同69.5%)、5～29人58.5%(同60.2%))、また、育児休業制度の規定がある事業所(78.4%)の方が、規定のない事業所(28.1%)よりも50.3%ポイント高い。

なお、有期契約労働者の育児休業取得率は、女性が51.5%、男性が0.10%となっている。(第1表、付属統計表第15表)

第1表 育児休業取得率の推移(事業所規模5人以上)

女性 (%)		男性 (%)	
平成8年度	49.1	平成8年度	0.12
平成11年度	56.4	平成11年度	0.42
平成14年度	64.0	平成14年度	0.33
平成16年度	70.6	平成16年度	0.56
平成17年度	72.3	平成17年度	0.50

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}の数}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

また、係長以上の女性管理職のいる事業所割合を育児休業取得者の有無別にみると、育児休業取得者のいる事業所においては、女性管理職のいる事業所の割合は43.8%と、産業・規模計(26.1%)、育児休業取得者のいない事業所(25.6%)のいずれも大きく上回っていた。(第2表)

第2表 育児休業取得者の有無別、女性管理職のいる事業所割合

(%)

	計	女性管理職の いる事業所	女性管理職の いない事業所	不明
産業・規模計	100.0	26.1	73.9	0.0
出産者又は配偶者が出産した者の いる事業所(注1)	100.0	30.8	69.2	0.0
育児休業取得者のいる事業所(注2)	100.0	43.8	56.2	0.1
育児休業取得者のいない事業所	100.0	25.6	74.4	0.0
出産者又は配偶者が出産した者の いない事業所	100.0	24.7	75.2	0.0

(注1) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に出産者又は配偶者が出産した者がいた事業所

(注2) 平成17年10月1日までに育児休業取得者(開始予定の申出をしている者を含む。)がいた事業所

ウ 育児休業終了後の復職状況

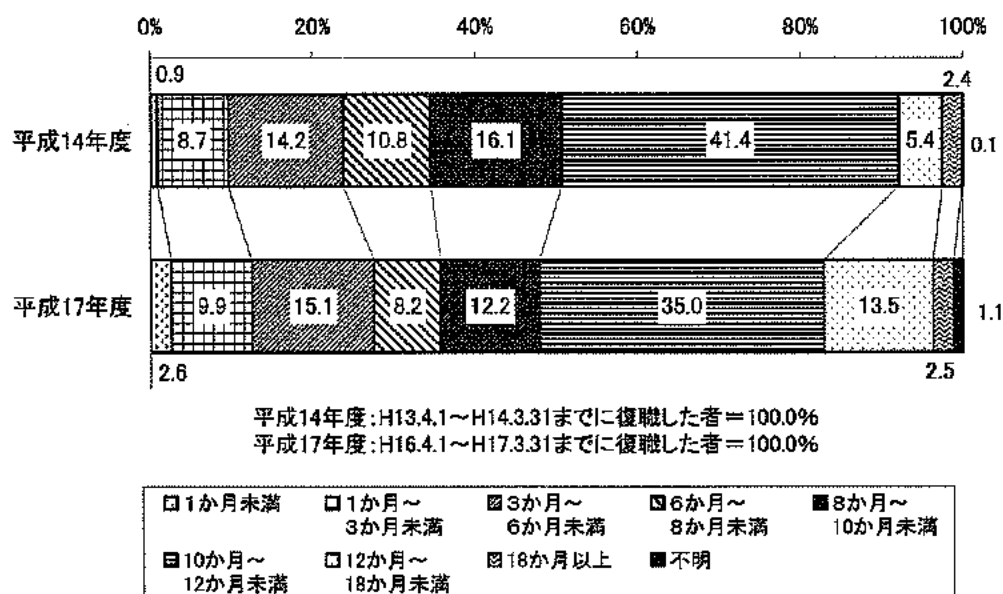
平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった者のうち、実際に復職した者は89.0%(平成14年度88.8%)であり、男女別にみると、女性は89.0%(同88.7%)、男性は94.9%(同100.0%)となっている。(付属統計表第16表)

エ 育児休業の取得期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10か月～12か月未満」が35.0%(平成14年度41.4%)と最も多いが、「12か月～18か月未満」が13.5%と、平成14年度(5.4%)に比べ8.1%ポイント上昇している。

男性は、「1か月～3か月未満」が65.8%(同6.5%)と最も多く、これに「1か月未満」の31.7%(同26.5%)が続いている。(第4図、付属統計表第17表)

第4図 女性が取得した育児休業期間



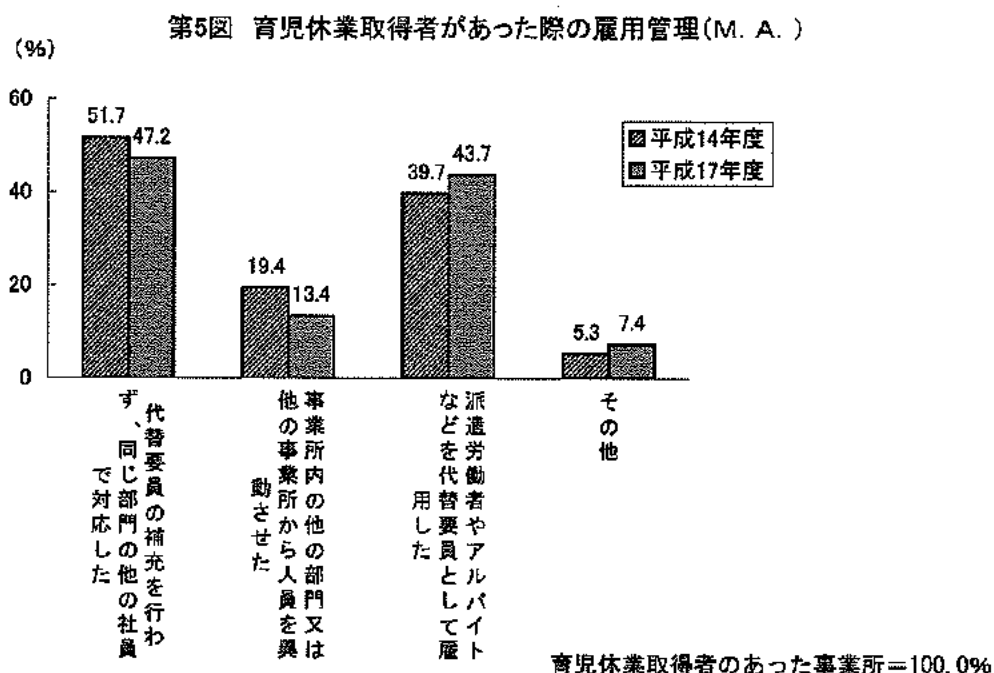
オ 妊娠又は出産による退職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に妊娠又は出産した者のうち、妊娠又は出産により平成17年10月1日までの間に退職（契約を更新しなかった場合を含む。以下同じ。）した者の割合は12.9%（平成9年度15.3%）である。

妊娠又は出産による退職者について、退職時期別にみると、出産前（妊娠中）に退職した者の割合は69.9%、出産後退職した者の割合は30.1%となっている。（付属統計表第18表）

（5）育児休業取得者があった際の雇用管理

育児休業取得者があった際の雇用管理については（複数回答）、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は47.2%（平成14年度51.7%）、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は13.4%（同19.4%）、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は43.7%（同39.7%）となっており、新規雇用した代替要員の補充により対応する事業所の割合が4.0%ポイント増加している。（第5図、付属統計表第19表）



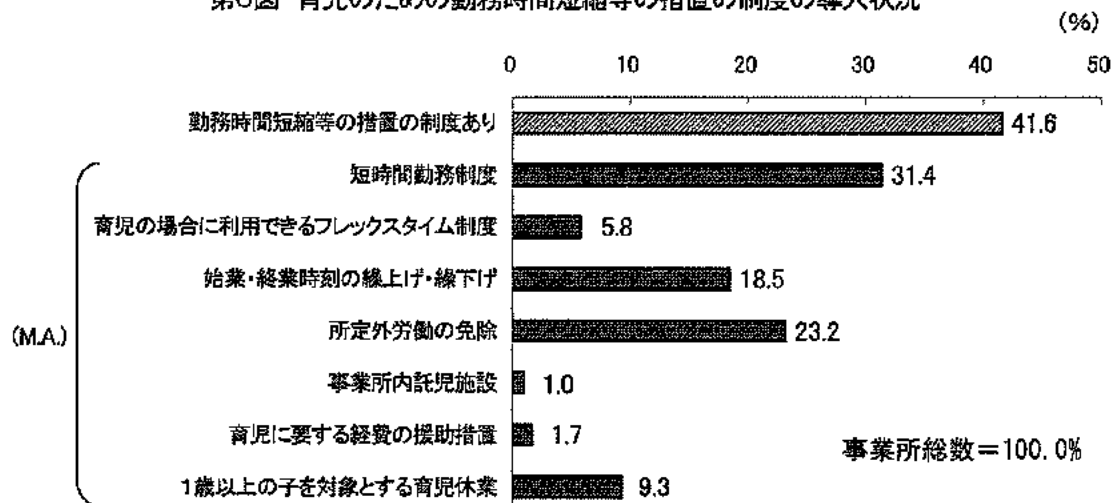
2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項

（1）育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所は41.6%（平成14年度50.6%）となっている。制度がある事業所における各措置の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」が75.4%（同76.0%）、「所定外労働の免除」が55.8%（同47.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が44.6%（同42.6%）、「1歳以上の子を対象とする育児休業」が22.5%（同12.1%）、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が13.9%（同14.0%）等となっている。

事業所規模別にみると、500人以上で95.0%（同93.4%）、100～499人で78.3%（同81.9%）、30～99人で58.8%（同64.0%）、5～29人で37.1%（同47.2%）と、規模が大きくなるほど育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合が高くなっている。（第6図、付属統計表第20表）

第6図 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況



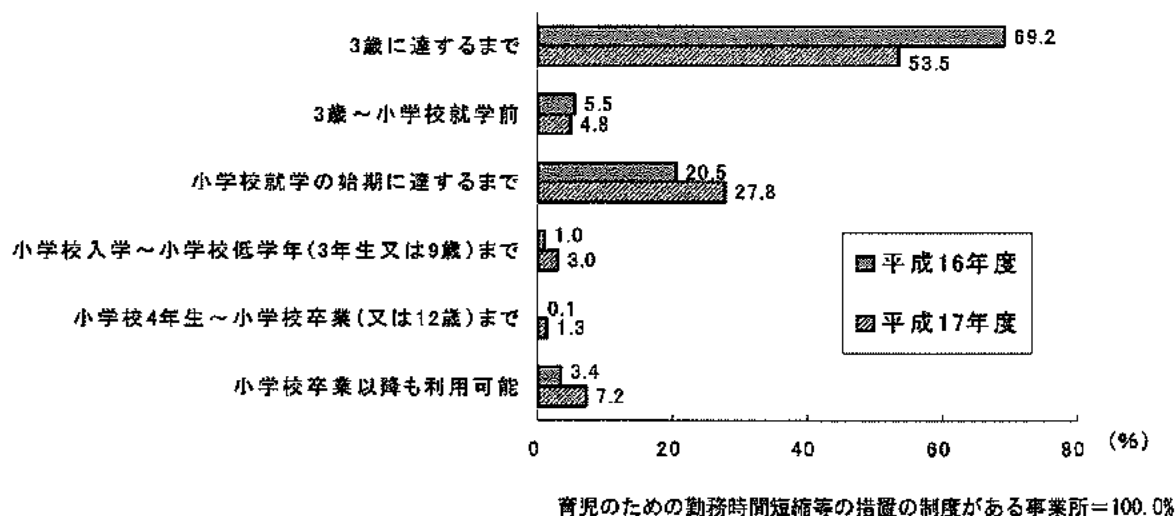
(2) 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容

ア 制度の利用可能期間

育児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所において、制度の対象となる子の年齢の上限を「小学校就学の始期に達するまで」とする事業所の割合は27.8%（平成16年度20.5%）、「小学校卒業以降も利用可能」は7.2%（同3.4%）と上昇しており、一方で「3歳に達するまで」は53.5%（同69.2%）と低下した。

全事業所において、「小学校就学の始期に達するまで」以上の期間について育児のための勤務時間短縮等の措置の制度を利用できるとする事業所の割合は16.3%（同10.5%）と上昇している。（第7図、付属統計表第21表）

第7図 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の利用可能期間



また、「短時間勤務制度」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、それぞれの制度を有する事業所のうち、「3歳に達するまで」とする事業所が64.6%、57.1%といずれも5割以上となっている。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の

長さをみると、「2時間以上3時間未満」とする事業所が41.2%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」とする事業所が36.8%となっている。(付属統計表第21-2表)

イ 育児のための短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

「短時間勤務制度」を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所9.1%(平成14年度8.8%)をあわせ19.3%(同19.6%)、「無給」である事業所が80.1%(同80.2%)となっている。(付属統計表第22表)

(3) 育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

ア 事業所割合

育児のための勤務時間短縮等の各措置を導入している事業所のうち、女性の復職者(平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に育児休業を終了して復職した者をいう。以下同じ。)がいた事業所における、女性の利用者(復職者のうち、平成17年10月1日までの間に制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。以下同じ。)のいた事業所の割合を措置ごとにみると、「事業所内託児施設」が47.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が35.8%、「短時間勤務制度」が33.4%、「所定外労働の免除」が17.4%、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が16.8%となっている。

一方、男性の復職者がいた事業所に占める男性の利用者がいた事業所の割合は、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が10.8%、「育児に要する経費の援助措置」が3.8%となっている。(付属統計表第23表)

イ 利用者割合

育児休業後復職者における育児のための勤務時間短縮等の各措置の制度の利用状況をみると、女性の復職者に占める利用者の割合は、「短時間勤務制度」が18.2%で最も高く、以下、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が8.9%、「所定外労働の免除」が7.0%、「事業所内託児施設」が4.4%となっている。

一方、男性の復職者に占める利用者の割合は、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が0.4%、「育児に要する経費の援助措置」が0.2%となっている。(付属統計表第24表)

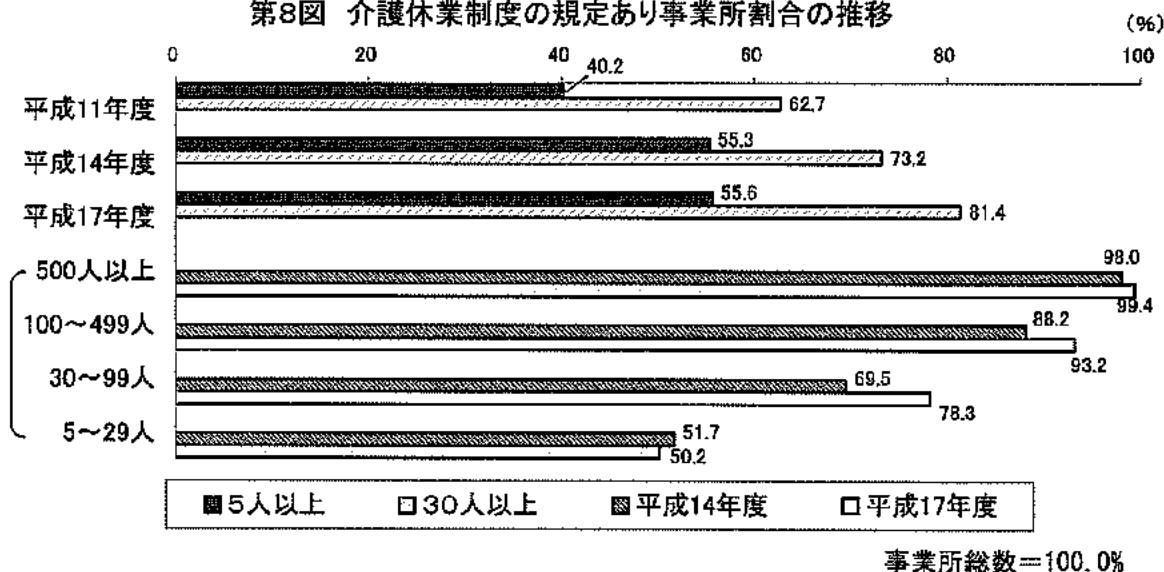
II 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、55.6%(平成14年度55.3%)となっている。事業所規模30人以上では81.4%(同73.2%)と、前回調査より8.2%ポイント上昇しているものの、5~29人で50.2%(同51.7%)と1.5%ポイント低下しており、全体として前回調査と同水準となっている。産業別にみると、育児休業制度同様、電気・ガス・熱供給・水道業で99.1%、金融・保険業で96.2%とその割合が高い。なお、産業別の中分類でみると、製造業のうち、化学工業・石油製品・石炭製造で79.7%、サービス業のうち学術・開発研究機関で82.6%と高い水準となっている。事業所規模別にみると、500人以上で99.4%(同98.0%)、100~499人で93.2%(同88.2%)、30~99人で78.3%(同69.5%)、5~29人で50.2%(同51.7%)と、30~99人の事業所において特に上昇している。(第8図、付属統計表第25表)

第8図 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移



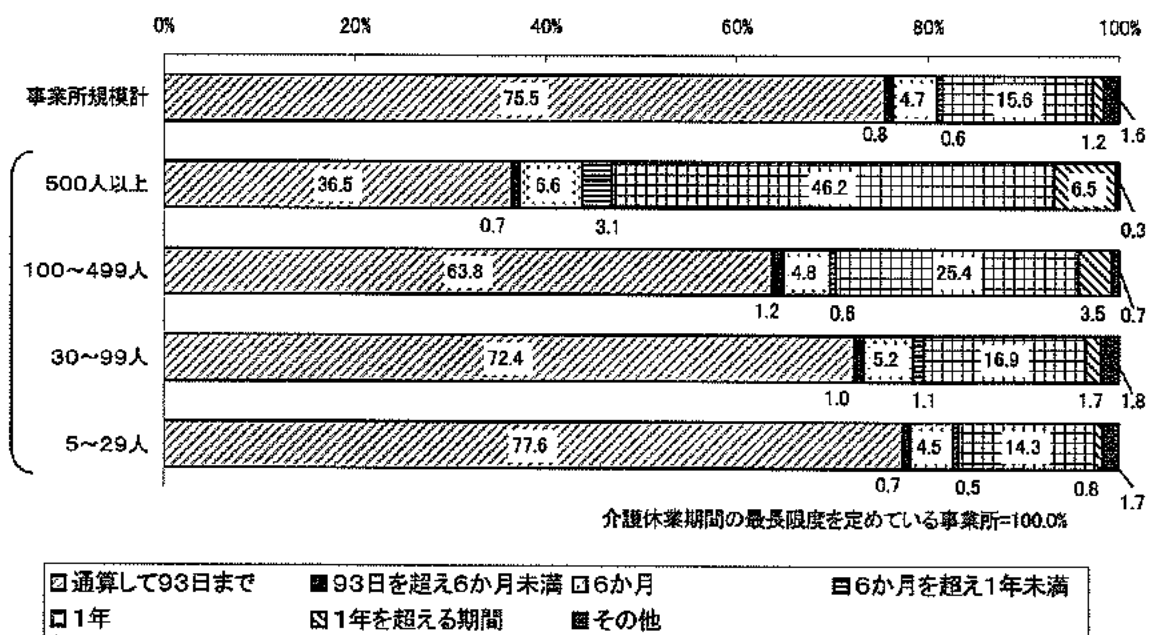
(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所における介護休業制度の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所は93.1%（平成14年度96.1%）であり、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所は6.7%（同3.5%）である。期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して93日まで（注）」とする事業所が75.5%（同73.6%）、「1年」が15.6%（同17.7%）と多くなっている。1年以上の割合（「1年」と「1年を超える期間」の割合の合計）を事業所規模別にみると、500人以上で52.7%（同55.8%）と高いが、100～499人で28.9%（同33.6%）、30～99人で18.6%（同22.5%）、5～29人で15.1%（同16.9%）とその差は大きい。（第9図、付属統計表第26表）

（注）平成14年度は「3か月まで」。

第9図 最長介護休業期間の規定状況（事業所規模別）



イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数について「制限あり」とする事業所の割合は70.5%（平成14年度83.8%）と大きく低下している。その制限内容をみると、法改正により、平成17年度から法定の最低基準となった「同一対象家族の同一要介護状態について」回数を制限している事業所が93.9%であり、そのうち取得回数を「1回」に制限している事業所がほとんど（96.2%）である。（付属統計表第27表）

ウ 介護休業の対象となる家族の範囲

介護休業制度の規定がある事業所で、対象となる家族の範囲について「制限あり」とする事業所の割合は92.7%（平成14年度93.1%）であり、そのうち96.9%（同99.1%）が「育児・介護休業法の対象家族」（注）を対象としている。（付属統計表第28表）

（注）「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者（労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）及び配偶者の父母をいう。「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

エ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている事業所は、「93日以内に退職することが明らかな者（注）」については16.0%（平成14年度17.5%）、「勤続1年未満の者」については14.9%（同14.0%）、「所定労働日数が週2日以下の者」については13.2%（同9.4%）となっている。（付属統計表第29表）

また、育児・介護休業法の改正により平成17年度から新たに介護休業制度の対象となった「有期契約労働者」について、取得することができる対象労働者の範囲を決めている事業所（49.9%）のうち「対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている」とする事業所が、95.8%を占めている。（付属統計表第30表）

（注）平成14年度は「3か月以内に退職することが明らかな者」。

（3）介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

ア 介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

介護休業中及び休業後の労働条件の明示について、「書面を交付」する事業所32.5%（平成14年度36.9%）、「口頭で伝達」する事業所29.6%（同29.1%）をあわせ、労働条件を明示する事業所は62.1%（同66.0%）である。「書面を交付」する事業所割合を事業所規模別にみると500人以上で61.2%（同63.8%）、100～499人で56.4%（同57.6%）、30～99人で47.3%（同46.8%）、5～29人で29.0%（同34.4%）と規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。（付属統計表第31表）

イ 会社や共済会等から介護休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業中の労働者に会社や共済会等から金銭を支給している事業所は16.2%であり、そのうち「毎月金銭の支給あり」は81.4%、「一時金等の支給あり」は23.6%となっている。（付属統計表第32表）

ウ 介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度のある事業所のうち「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す」が51.2%（平成14年度51.6%）、「定期昇給時期に昇給する」が24.9%（同26.0%）、「復職後に昇給する」が23.9%（同22.5%）となっている。（付属統計表第33表）

エ 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

賞与の算定の際の休業期間の取扱いについては、賞与の制度がある事業所のうち「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が62.6%、「休業期間も休まなかったものとみな

して支給する」が 3.6%、「休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する」が 2.5%となっている。一方、「賞与の算定の際の休業期間の取扱いには特に決めていない」とする事業所割合は 24.6%となっている。(付属統計表第 34 表)

オ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、退職金制度のある事業所のうち「勤続年数に全く算入しない」事業所は 35.1%であり、勤続年数に算入している事業所は「休業期間も勤続年数に算入する」事業所 30.8%と「休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する」事業所 5.0%をあわせて 35.8%となっている。一方、「退職金の算定の際の休業期間の取扱いには特に決めていない」とする事業所割合は 24.5%となっている。(付属統計表第 35 表)

カ 復職後の職場・職種

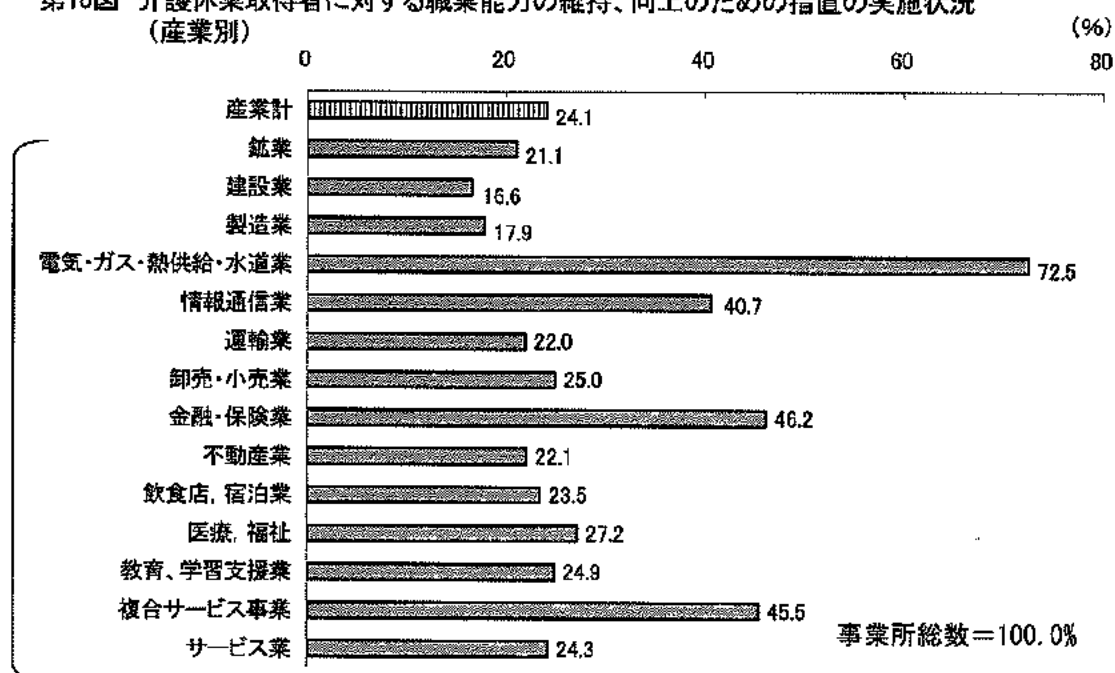
復職後の職場・職種については、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が 66.0% (平成 14 年度 70.4%)、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が 14.9% (同 15.1%)、「会社の人事管理等の都合により決定する」が 11.1% (同 9.8%) と、原職又は本人の希望が考慮された形での復職とする事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」とする事業所の割合は、500 人以上で 88.4% (同 88.0%)、100～499 人で 85.9% (同 85.6%)、30～99 人で 78.6% (同 76.8%)、5～29 人で 63.1% (同 68.8%) と、規模が大きいほど高く、また、介護休業制度の規定がある事業所では 83.0% (同 85.4%) となっている。(付属統計表第 36 表)

キ 介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、何らかの措置を講じている事業所割合は 24.1% (平成 14 年度 31.1%) となっている。事業所規模別にみると、規模が大きいほど割合が高くなっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (72.5%)、金融・保険業 (46.2%)、複合サービス事業 (45.5%) で割合が高くなっている。また、介護休業制度の規定がある事業所では 34.3% (同 49.3%) となっている。

措置を講じている事業所における措置の内容 (複数回答) をみると、「休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)」が 68.8% (同 67.1%)、「職場復帰のための講習」が 26.8% (同 26.9%) となっている。(第 10 図、付属統計表第 37 表)

第10図 介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の実施状況 (産業別)



(4) 介護休業制度の利用者の状況

ア 介護休業取得者の状況

常用労働者に占める介護休業取得者(平成16年4月1日から平成17年3月31日までに介護休業を開始した者)の割合は0.04%(平成14年度0.05%(注))であり、男女別にみると、女性は0.08%(同0.08%)、男性は0.02%(同0.03%)となっている。また、事業所規模30人以上でみると、女性は0.07%(同0.06%)、男性は0.01%(同0.01%)となっている。事業所規模別にみると、500人以上で0.03%(同0.04%)、100～499人で0.03%(同0.03%)、30～99人で0.04%(同0.02%)、5～29人で0.06%(同0.07%)となっている。

介護休業取得者のうち、女性は73.5%(同66.2%)、男性は26.5%(同33.8%)となっている。(付属統計表第39表)

(注) 平成14年度は平成13年4月1日から平成14年3月31日までに介護休業を開始した者

イ 介護休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は81.7%(平成14年度90.6%)であり、男女別にみると、女性は81.4%(同89.7%)、男性は83.1%(同92.1%)となっている。(付属統計表第40表)

ウ 介護休業の取得期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「3か月～6か月未満」が40.0%(平成14年度14.1%)、「1か月～3か月未満」が24.2%(同62.9%)、1か月未満の者は26.5%(同19.1%)と、約5割が3か月未満の取得となっている。(付属統計表第41表)

(5) 介護休業取得者があった際の雇用管理

介護休業取得者があった際の雇用管理については(複数回答)、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」事業所は72.8%(平成14年度60.4%)、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」事業所は8.5%(同30.3%)、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」事業所は19.6%(同15.2%)となっており、代替要員の補充を行わず対応する事業所の割合が12.4%ポイント上昇している。(付属統計表第42表)

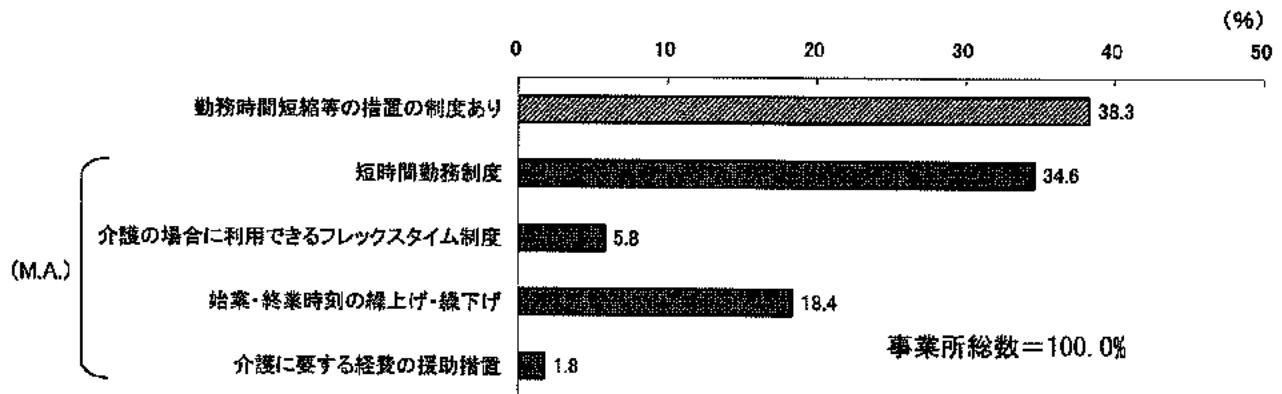
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所割合は38.3%(平成14年度43.9%)であり、制度がある事業所における各措置の導入状況(複数回答)は、「短時間勤務制度」が90.4%(同87.7%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が47.9%(同43.1%)、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」が15.1%(同14.3%)、「介護に要する経費の援助措置」が4.8%(同3.0%)となっている。

事業所規模別にみると、500人以上で89.2%(同84.3%)、100～499人で72.2%(同71.3%)、30～99人で57.0%(同54.4%)、5～29人で33.7%(同41.1%)と、規模が大きくなるほど介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合が高くなっている。(第11図、付属統計表第43表)

第11図 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の導入状況



(2) 介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の内容

ア 制度の利用可能期間

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所について措置を利用することができる期間をみると、「93日」とする事業所の割合が75.2%と最も高いが、各措置ごとにみると、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」及び「介護に要する経費の援助措置」については、「1年を超える期間」とする事業所がそれぞれ21.3%、23.9%と高くなっている。

また、「短時間勤務制度」を導入している事業所について労働日1日に短縮する時間の長さをみると、「2時間以上3時間未満」とする事業所が48.9%と最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」とする事業所が28.1%となっている。(付属統計表第44表)

イ 介護のための短時間勤務制度の短縮時間についての賃金取扱い状況

「短時間勤務制度」を導入している事業所のうち、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いが「有給」である事業所は「一部有給」である事業所7.5%(平成14年度8.4%)をあわせ18.0%(同16.2%)、「無給」である事業所が81.4%(同83.6%)となっている。(付属統計表第45表)

(3) 介護のための勤務時間短縮等の措置の利用状況

介護のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所における各措置の利用状況をみると、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に利用者のあった事業所の割合は、いずれも1%以下にとどまっている。(付属統計表第46表)

また、同期間に各措置の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の常用労働者に占める割合は、いずれも0.01%から0.06%の間となっている。(付属統計表第47表)。

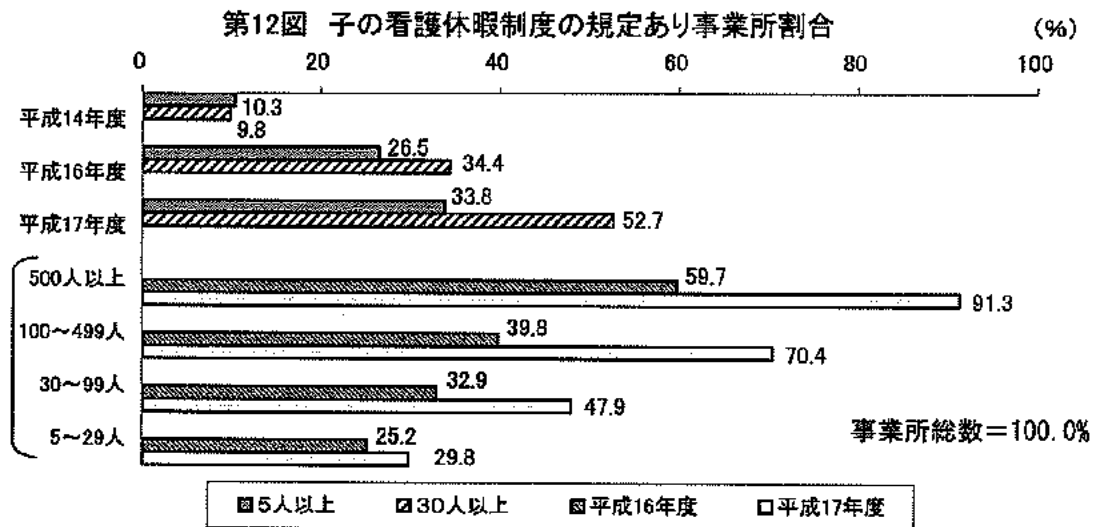
Ⅲ 子の看護休暇制度に関する事項

1 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は33.8%で、平成16年度(26.5%)(注)より7.3%ポイント上昇している。また、事業所規模30人以上では52.7%(平成16年度34.4%)と、前回調査より18.3%ポイント上昇している。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 89.5%（同 52.8%）、金融・保険業で 77.9%（同 43.9%）、複合サービス事業で 72.0%（同 35.0%）とその割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500 人以上で 91.3%（同 59.7%）、100～499 人で 70.4%（同 39.8%）、30～99 人で 47.9%（同 32.9%）、5～29 人で 29.8%（同 25.2%）と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高く、また、上昇幅が大きくなっている。（第 12 図、付属統計表第 48 表）

（注）平成 16 年度は、規定の有無ではなく、制度（慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む。）の有無について質問している。



（注）平成 14, 16 年度は「制度あり」事業所割合

2 子の看護休暇制度の内容等

（1）対象となる子の年齢

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、対象となる子の年齢については、法改正により平成 17 年度から事業主の義務となった「小学校就学の始期に達するまで」とする事業所が 87.2%を占めている。なお、「小学校卒業以降も対象」とする事業所も 1 割近く（9.6%）となっている。（付属統計表第 48 表）

（2）休暇日数

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、休暇日数について「制限あり」とする事業所は 90.4%で、その制限の内容は、「同一の労働者につき」が 65.2%、「同一の子につき」が 30.3%となっている。

制限がある場合の 1 年間で取得できる休暇日数については、「同一労働者につき」、「同一の子につき」のいずれも「5 日」とする事業所がほとんどであり、それぞれ 91.6%、90.3%となっている。（付属統計表第 49 表）

（3）子以外で対象となる家族の範囲

子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、子以外の家族についても看護休暇制度の対象としている事業所は 19.9%で、その対象となる家族をみると（複数回答）、「配偶者」を対象とする事業所は 85.0%、「本人の父母」は 80.2%、「配偶者の父母」は 72.1%となっている。（付属統計表第 50 表）

(4) 子の看護休暇制度の対象労働者

子の看護休暇制度の規定がある事業所で、労使協定で除外できることとなっている者について、子の看護休暇制度の対象としている事業所は、「勤続6ヶ月未満の者」については27.1%、「所定労働日数が週2日以下の者」については18.7%となっている。(付属統計表第51表)

(5) 子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱い

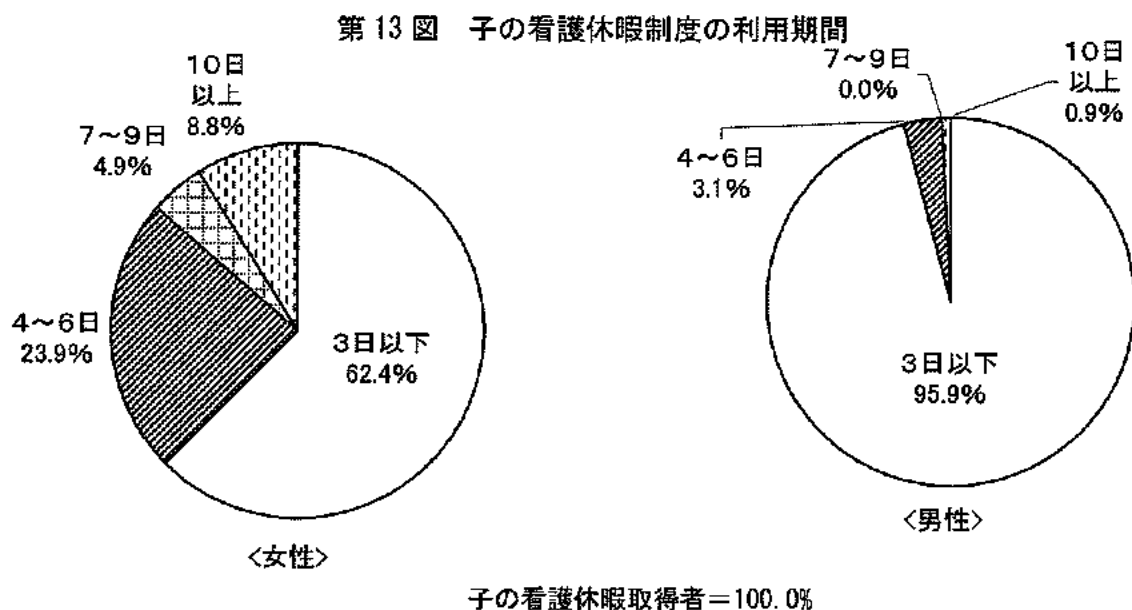
子の看護休暇を取得したときの賃金の取扱いが「有給」である事業所の割合は16.5%、「一部有給」は9.3%、「無給」は62.5%である。(付属統計表第52表)

(6) 子の看護休暇制度の利用状況

就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成17年4月1日から9月30日までの間に子の看護休暇の取得者のいた事業所は8.2%である。産業別にみると、医療、福祉で19.0%、教育、学習支援業で18.1%と高くなっており、事業所規模別にみると、500人以上で37.4%、100～499人で14.5%、30～99人で8.3%、5～29人で7.7%と、500人以上規模事業所で特に高くなっている。(付属統計表第53表)

また、就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は9.2%、就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は2.5%となっており、子の看護休暇取得者のうちの男女別割合は、女性54.2%、男性45.8%と、他の制度に比べ男性の取得割合が高くなっている。(付属統計表第55表)

さらに、利用期間についてみると、女性は「3日以下」の取得者割合が62.4%、「4～6日」が23.9%であり、7日以上取得者も13.7%となっているが、男性は「3日以下」がほとんど(95.9%)となっている。(第13図、付属統計表第56表)



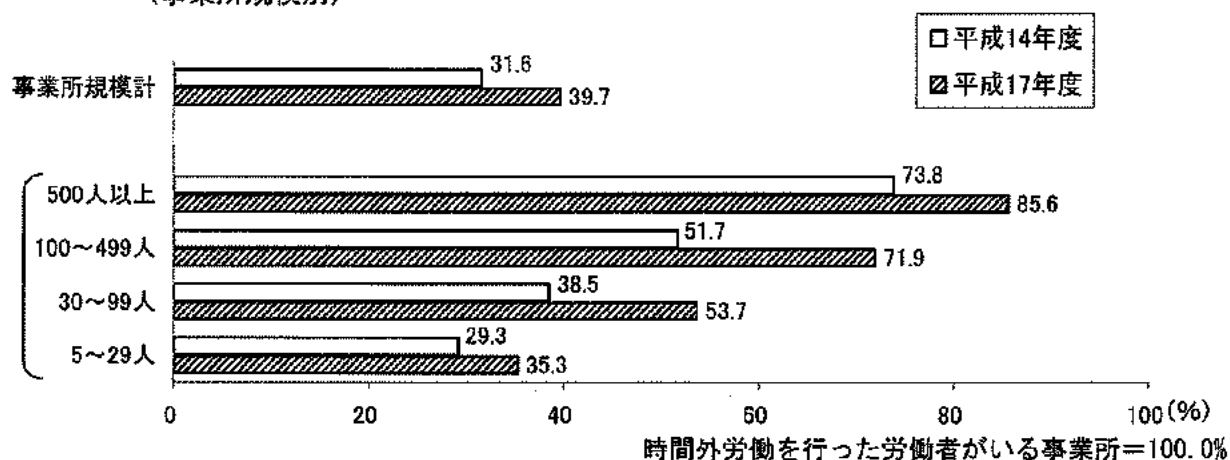
IV 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

1 時間外労働の制限の制度に関する事項

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所は66.9%(平成14年度80.0%)で、そのうち育児を行う労働者のための時間外労働の制限

の規定がある事業所は 39.7%（同 31.6%）と、前回調査より 8.1%ポイント上昇している。規定がある事業所の割合は、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（76.9%）及び金融・保険業（70.9%）が高い。また、事業所規模別にみると、500人以上で 85.6%（同 73.8%）、100～499人で 71.9%（同 51.7%）、30～99人で 53.7%（同 38.5%）、5～29人で 35.3%（同 29.3%）と、すべての規模で規定がある事業所割合が上昇している。規定がある事業所のうち、対象となる子の年齢については「小学校就学始期まで」とする事業所が 92.6%を占めている。（第 14 図、付属統計表第 57 表）

第14図 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所割合
（事業所規模別）



また、時間外労働を行った労働者がいる事業所のうち、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所は 37.7%（同 29.3%）と、前回調査より 8.4%ポイント上昇している。事業所規模別にみると、500人以上で 82.4%（同 69.7%）、100～499人で 67.9%（同 48.4%）、30～99人で 50.5%（同 36.3%）、5～29人で 33.7%（同 27.1%）とすべての規模で規定のある事業所割合が上昇している。（付属統計表第 58 表）

2 深夜業の制限の制度に関する事項

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに深夜労働を行った労働者がいる事業所は 30.9%（平成 14 年度 39.7%）で、そのうち「所定内労働に深夜労働を含んでいる」事業所が 55.5%（同 56.1%）、「所定内労働に深夜労働を含んでいない」事業所が 44.5%（同 43.9%）となっている。深夜業がある事業所のうち、育児のための深夜業の制限の規定がある事業所は 50.1%（同 49.0%）であり、また事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定のある事業所の割合が高くなっている。

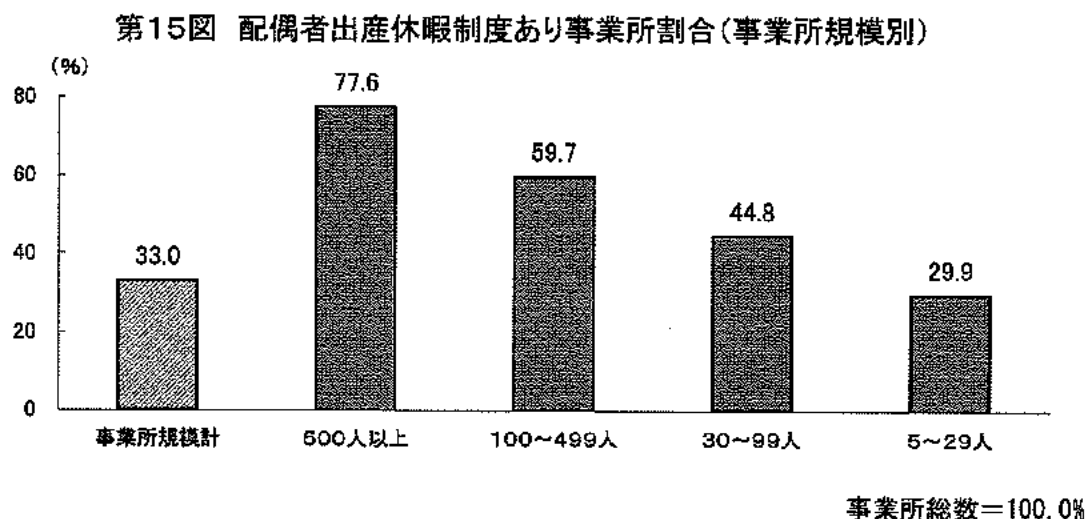
また、家族の介護のための深夜業の制限の規定がある事業所は 49.0%（同 50.1%）であり、事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定がある事業所の割合が高くなっている。（付属統計表第 59 表）

V 配偶者出産休暇制度に関する事項

1 配偶者出産休暇制度の導入状況及び内容

配偶者出産休暇制度がある事業所は 33.0%（平成 14 年度 33.1%）で、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で 90.9%と高くなっており、事業所規模別にみると、500人以上で 77.6%（同 67.2%）、100～499人で 59.7%（同 57.3%）、30～99人で 44.8%（同 42.4%）、

5～29人で29.9%（同30.7%）と、規模が大きいほど制度のある事業所の割合が高くなっている。取得できる休暇日数については、配偶者の出産1回につき「1日～5日」とする事業所が94.6%（同97.1%）を占めている。（第15図、付属統計表第60表）



休暇中の賃金については、「有給」とする事業所が84.7%（同92.6%）を占めている。（付属統計表第61表）

2 配偶者出産休暇制度の利用状況

配偶者出産休暇制度がある事業所で、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間にその取得者がいた事業所は19.3%（平成14年度22.8%）であり、事業所規模別にみると、500人以上で57.4%（同64.2%）、100～499人で52.7%（同54.1%）、30～99人で37.0%（同33.1%）、5～29人で12.0%（同18.1%）と、規模が大きいほど割合が高くなっている。（付属統計表第62表）

また、配偶者出産休暇制度がある事業所において同期間内に配偶者が出産した男性労働者に占める休暇取得者の割合は55.6%（同61.6%）であり、事業所規模別にみると、500人以上で48.2%（同50.4%）、100～499人で58.1%（同65.6%）、30～99人で64.4%（同61.3%）、5～29人で50.7%（同62.6%）となっている。（付属統計表第63表）

第3章 付 属 統 計 表

統計利用上の注意

- 1 表中の〈 〉内は、平成14年度調査の数値である。
- 2 該当する事項が0の場合「－」で表示した。
- 3 「0.0」の欄は集計した数値が表章単位に満たないものである。

付 属 統 計 表 目 次

(育児休業制度等)

第1表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別事業所割合	31
第2表	産業・事業所規模・労働組合の有無、最長育児休業期間別事業所割合	32
第3表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合	33
第4表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合	34
第5表	産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の有無・範囲別事業所割合	35
第6表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業中・休業後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合	36
第7表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	37
第8表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	38
第9表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、賞与制度の有無・賞与の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	39
第10表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	40
第11表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	41
第12表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合	42
第13表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女・出産者の有無・育児休業取得者の有無別事業所割合	43
第14表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別常用労働者に占める出産者割合	44
第15表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業取得者割合	45
第16表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業終了後の復職者割合（H16.4.1～17.3.31）	46
第16-2表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業終了後の復職状況別事業所割合（H16.4.1～17.3.31）	47

第 17 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、男女・取得休業期間別育児休業取得者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	48
第 18 表	産業・事業所規模、妊娠又は出産による退職状況別女性労働者割合	49
第 19 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、育児休業取得者があつた際の雇用管理状況別事業所割合	50
第 20 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児のための勤務時間短縮等措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合	51
第 21 表	産業・事業所規模、育児のための勤務時間短縮等の措置の利用可能期間別事業所割合	52
第 21-2 表	育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、利用可能期間別事業所割合	53
第 22 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金取扱い状況別事業所割合	54
第 23 表	育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合	55
第 24 表	事業所規模、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の種類別育児休業後復職者に占める利用者割合	56

（介護休業制度等）

第 25 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別事業所割合	57
第 26 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、最長介護休業期間別事業所割合	58
第 27 表	産業・事業所規模・労働組合の有無別、介護休業取得回数の制限の有無・取得可能回数別事業所割合	59
第 28 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業の対象となる家族の範囲の制限の有無・範囲別事業所割合	60
第 29 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業対象者からの除外者の状況別事業所割合	61
第 30 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の介護休業取得範囲の決定の有無・範囲別事業所割合	62
第 31 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業中・休業後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合	63
第 32 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	64
第 33 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・介護休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	65

第 34 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、賞与の制度の有無・賞与の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	66
第 35 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	67
第 36 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	68
第 37 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合	69
第 38 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女・介護休業取得者の有無別事業所割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	70
第 39 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女別常用労働者に占める介護休業取得者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	71
第 40 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、男女別介護休業終了後の復職者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	72
第 40-2 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業終了後の復職状況別事業所割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	73
第 41 表	産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、男女・取得休業期間別介護休業取得者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	74
第 42 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、介護休業取得者があつた際の雇用管理状況別事業所割合	75
第 43 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合	76
第 44 表	介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、制度の有無・利用可能期間別事業所割合	77
第 45 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金取扱い状況別事業所割合	78
第 46 表	介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合	79
第 47 表	事業所規模、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の種類別制度あり事業所の常用労働者に占める利用者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）	80

（子の看護休暇制度）

第 48 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の規定の有無・利用可能期間別事業所割合	81
--------	--	----

第 49 表	子の看護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合	82
第 50 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子以外で看護休暇制度の対象としている家族の有無・範囲別事業所割合	82
第 51 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の対象者からの除外者の状況別事業所割合	83
第 52 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事業所割合	83
第 53 表	産業・事業所規模、就学前までの子を持つ労働者の有無・子の看護休暇取得者の有無別事業所割合	84
第 54 表	産業・事業所規模、男女別常用労働者に占める就学前までの子を持つ常用労働者割合	84
第 55 表	産業・事業所規模・子の看護休暇制度の規定の有無、男女別就学前までの子を持つ労働者に占める子の看護休暇取得者割合	85
第 56 表	産業・事業所規模・労働組合の有無・子の看護休暇制度の規定の有無、男女・取得日数別子の看護休暇取得者割合	86

(時間外労働・深夜業の制限に関する事項)

第 57 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無・利用可能期間別事業所割合	87
第 58 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合	88
第 59 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、深夜労働を行った労働者の有無・育児・介護のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合	89

(配偶者出産休暇制度に関する事項)

第 60 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇制度の有無・取得可能日数別事業所割合	90
第 61 表	産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇取得時の賃金の取扱い状況別事業所割合	91
第 62 表	産業・事業所規模、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合	92
第 63 表	産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休暇取得者割合	93

第1表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	総 計	規定あり	規定なし
【総計】	100.0 <100.0>	61.6 <61.4>	38.4 <38.5>
【産業】			
鉱業	100.0	45.9	54.1
建設業	100.0	45.4	54.6
製造業	100.0	56.3	43.7
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	62.0	38.0
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	52.0	48.0
木材・木製品・家具・装備品	100.0	42.4	57.6
パルプ・紙・紙加工品	100.0	65.2	34.8
印刷・同関連業	100.0	48.4	51.6
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	84.8	15.2
ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	100.0	51.0	49.0
窯業・土石製品	100.0	51.2	48.8
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	62.1	37.9
金属製品	100.0	60.9	39.1
一般機械器具	100.0	47.7	52.3
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	100.0	71.4	28.6
輸送用機械器具	100.0	54.0	46.0
精密機械器具	100.0	58.0	42.0
その他（プラスチック製品、その他）	100.0	45.4	54.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.1	0.9
情報通信業	100.0	68.6	31.4
運輸業	100.0	60.5	39.5
卸売・小売業	100.0	65.3	34.7
卸売業	100.0	69.0	31.0
小売業	100.0	62.9	37.1
金融・保険業	100.0	97.5	2.5
不動産業	100.0	65.2	34.8
飲食店、宿泊業	100.0	52.3	47.7
飲食店	100.0	53.3	46.7
宿泊業	100.0	49.1	50.9
医療、福祉	100.0	73.4	26.6
教育、学習支援業	100.0	71.8	28.2
複合サービス事業	100.0	89.6	10.4
サービス業	100.0	57.6	42.4
専門サービス業	100.0	63.3	36.7
学術・開発研究機関	100.0	87.8	12.2
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	33.5	66.5
その他の生活関連サービス業	100.0	68.4	31.6
娯楽業	100.0	54.6	45.4
廃棄物処理業	100.0	41.8	58.2
自動車整備業	100.0	44.4	55.6
機械等修理業	100.0	74.2	25.8
物品賃貸業	100.0	64.7	35.3
広告業	100.0	49.9	50.1
その他の事業サービス業	100.0	67.5	32.5
政治・経済・文化団体	100.0	69.2	30.8
宗教	100.0	23.1	76.9
その他のサービス業	100.0	71.3	28.7
【事業所規模】			
500人以上	100.0 <100.0>	99.9 <99.2>	0.1 <0.8>
100～499人	100.0 <100.0>	95.5 <93.6>	4.5 <6.4>
30～99人	100.0 <100.0>	83.7 <78.0>	16.3 <21.8>
5～29人	100.0 <100.0>	56.5 <57.5>	43.5 <42.5>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	86.1 <81.1>	13.9 <18.8>
【労働組合の有無】			
あり	100.0 <100.0>	93.1 <93.8>	6.9 <6.1>
なし	100.0 <100.0>	54.1 <53.0>	45.9 <47.0>

事業所総数=100.0%

第2表 産業・事業所規模・労働組合の有無、最長育児休業期間別事業所割合

(%)

	総 計	最長育児休業期間					
		1歳6か 月	1歳6か 月を超え 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳以上	その他	不 明
【総計】	100.0	79.9	3.0	6.1	1.0	9.5	0.5
【産業】							
鉱業	100.0	82.7	—	8.2	—	9.1	—
建設業	100.0	80.9	1.6	3.4	1.8	10.6	1.8
製造業	100.0	79.2	2.8	4.1	0.7	12.9	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32.4	33.6	10.2	19.7	4.2	—
情報通信業	100.0	69.2	5.2	10.4	—	15.2	—
運輸業	100.0	73.4	3.5	8.1	1.8	13.2	—
卸売・小売業	100.0	80.2	2.9	6.3	0.8	9.3	0.5
金融・保険業	100.0	88.5	6.3	2.0	—	3.2	—
不動産業	100.0	71.2	3.6	14.1	0.1	11.0	—
飲食店、宿泊業	100.0	84.5	0.6	7.7	0.4	6.7	—
医療、福祉	100.0	71.2	1.6	14.1	1.9	10.7	0.5
教育、学習支援業	100.0	86.7	3.0	3.6	—	6.7	—
複合サービス事業	100.0	91.3	0.2	3.1	0.2	5.2	—
サービス業	100.0	81.0	3.3	5.5	1.1	8.2	0.9
【事業所規模】							
500人以上	100.0	68.4	13.2	12.2	3.2	3.0	—
100～499人	100.0	77.8	6.4	9.9	1.8	3.6	0.4
30～99人	100.0	78.8	4.6	6.5	1.2	8.6	0.4
5～29人	100.0	80.4	2.3	5.7	0.9	10.2	0.5
30人以上（再掲）	100.0	78.4	5.1	7.3	1.4	7.5	0.4
【労働組合の有無】							
あり	100.0	77.8	6.0	9.0	0.7	6.4	0.1
なし	100.0	80.8	1.7	4.9	1.1	10.8	0.7

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

第3表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合

(%)

	総計	取得可能回数						1歳以降の育児休業の取得要件		
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上 (注)	育児・介護 休業法の要 件を満たす 場合にのみ 取得できる	育児・介護休業法の要件 を満たさなくても取得で きる	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	89.7 <95.4>	2.3 <2.0>	0.6 <0.1>	0.1 <0.0>	0.1 <0.0>	7.2 <1.2>	78.0	3.5	7.2
【産業】										
鉱業	100.0	87.2	4.3	—	—	—	8.5	82.5	—	4.7
建設業	100.0	87.1	1.5	1.4	—	—	9.9	71.6	0.5	10.0
製造業	100.0	88.1	1.3	1.5	—	—	9.0	75.5	2.2	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.0	9.0	—	—	—	3.9	34.5	26.0	4.2
情報通信業	100.0	87.9	0.5	0.2	—	—	11.4	74.0	9.8	6.0
運輸業	100.0	82.9	8.9	0.1	—	0.0	8.1	78.1	1.5	10.1
卸売・小売業	100.0	89.8	2.3	0.6	—	0.1	7.1	78.2	4.6	6.8
金融・保険業	100.0	93.4	2.1	0.0	—	—	4.5	86.7	4.2	3.7
不動産業	100.0	92.0	3.3	—	—	—	4.6	71.7	6.9	7.8
飲食店、宿泊業	100.0	87.7	2.4	—	2.7	—	7.2	85.6	1.5	3.2
医療、福祉	100.0	92.7	0.8	0.0	—	—	6.4	89.4	4.2	7.4
教育、学習支援業	100.0	94.4	1.2	—	—	—	4.3	84.7	1.9	6.3
複合サービス事業	100.0	96.0	0.2	1.3	—	—	2.6	89.0	1.7	4.9
サービス業	100.0	91.6	2.4	0.4	—	—	5.6	80.4	4.8	7.1
【事業所規模】										
500人以上	100.0 <100.0>	90.0 <95.0>	2.8 <1.3>	0.9 <—>	— <—>	0.1 <—>	6.2 <2.7>	88.2	14.8	1.0
100～499人	100.0	91.8	2.5	0.5	—	0.2	5.0	80.7	7.2	2.8
30～99人	100.0 <100.0>	89.2 <94.6>	2.9 <2.7>	0.3 <0.4>	— <0.1>	0.2 <0.1>	7.5 <1.5>	79.6	4.1	6.8
5～29人	100.0 <100.0>	89.7 <95.5>	2.2 <1.8>	0.7 <0.1>	0.2 <—>	— <—>	7.2 <1.0>	77.4	3.1	7.7
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	89.7 <94.8>	2.8 <2.6>	0.3 <0.3>	— <0.0>	0.2 <0.0>	6.9 <1.6>	79.6	4.9	5.9
【労働組合の有無】										
あり	100.0 <100.0>	90.9 <95.9>	2.7 <2.4>	0.9 <0.1>	0.5 <—>	0.1 <—>	4.8 <1.5>	80.6	8.1	4.1
なし	100.0 <100.0>	89.2 <95.1>	2.2 <1.8>	0.5 <0.1>	— <0.0>	0.0 <0.0>	8.1 <1.0>	76.9	1.6	8.5

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

(注) 平成14年度の結果報告書においては「制限なし」と表記。

第4表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合

	総計	所定労働日数が週2日以下の者				勤続1年未満の者				配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者				1年以内に退職することが明らかな者			
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	不明
【総計】	100.0 <100.0>	13.3 <8.3>	85.3 <91.7>	1.5 <0.0>	18.9 <14.3>	82.3 <85.7>	0.8 <0.0>	24.1 <22.5>	74.9 <77.4>	1.0 <0.2>	22.8 <25.9>	76.3 <74.1>	0.9 <0.0>				
【産業】																	
鉱業	100.0	5.3	94.7	—	12.6	87.4	—	9.1	90.9	—	17.4	82.6	—				
建設業	100.0	11.5	87.0	1.5	23.4	75.1	1.4	26.2	72.3	1.4	26.2	72.3	1.4				
製造業	100.0	12.2	85.9	1.9	17.7	81.3	1.0	23.4	75.4	1.2	24.9	74.1	1.0				
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.6	85.7	2.7	13.2	86.8	—	17.6	82.4	—	17.3	82.7	—				
情報通信業	100.0	11.3	87.0	1.7	17.6	82.4	—	18.4	81.6	—	19.4	80.6	—				
運輸業	100.0	9.6	86.5	3.9	14.6	82.0	3.4	27.6	69.0	3.4	17.2	79.4	3.4				
卸売・小売業	100.0	17.4	82.5	0.1	15.2	84.8	—	24.5	75.5	—	21.6	78.4	—				
金融・保険業	100.0	11.2	83.2	5.6	10.8	87.9	1.3	18.0	78.0	3.9	23.2	74.2	2.6				
不動産業	100.0	11.3	88.6	0.1	14.7	85.3	—	28.2	71.8	—	16.1	83.9	0.0				
飲食店、宿泊業	100.0	18.4	80.9	0.7	21.1	78.2	0.7	22.6	75.7	0.7	20.1	79.2	0.7				
医療、福祉	100.0	5.7	93.9	0.4	18.2	81.8	—	16.7	83.3	—	22.5	77.5	—				
教育、学習支援業	100.0	13.0	86.6	0.4	17.1	82.5	0.4	32.7	66.8	0.4	31.7	67.9	0.4				
複合サービス事業	100.0	11.9	88.1	—	8.4	91.6	—	23.0	77.0	—	20.8	79.2	—				
サービス業	100.0	12.5	85.7	1.8	18.8	80.1	1.1	27.7	71.2	1.1	23.9	75.0	1.1				
【事業所規模】																	
500人以上	100.0 <100.0>	18.5 <11.0>	79.7 <88.6>	1.8 <0.3>	21.6 <21.3>	78.3 <78.6>	0.1 <0.1>	22.8 <19.9>	77.1 <79.8>	0.1 <0.3>	22.1 <23.6>	77.7 <76.3>	0.1 <0.1>				
100～499人	100.0 <100.0>	15.2 <10.4>	82.7 <89.5>	2.1 <0.1>	16.3 <18.0>	83.4 <82.0>	0.3 <—>	19.7 <20.1>	79.9 <79.9>	0.4 <0.0>	19.4 <25.5>	80.4 <74.5>	0.3 <0.1>				
30～99人	100.0 <100.0>	13.9 <10.3>	85.1 <89.6>	1.0 <0.0>	15.5 <16.4>	84.3 <83.6>	0.2 <—>	24.0 <22.3>	75.7 <77.3>	0.3 <0.4>	22.4 <28.8>	77.4 <71.1>	0.2 <0.1>				
5～29人	100.0 <100.0>	13.0 <7.8>	85.5 <92.2>	1.5 <—>	17.3 <13.5>	81.8 <86.5>	1.0 <—>	24.4 <22.6>	74.3 <77.2>	1.2 <0.1>	23.1 <25.3>	75.8 <74.7>	1.1 <—>				
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	14.3 <10.4>	84.5 <89.6>	1.2 <0.1>	15.8 <16.8>	84.0 <83.2>	0.2 <0.0>	23.1 <21.8>	76.6 <77.9>	0.3 <0.3>	21.7 <28.1>	78.0 <71.9>	0.2 <0.1>				
【労働組合の有無】																	
あり	100.0 <100.0>	18.8 <7.9>	79.4 <92.1>	1.8 <0.0>	15.4 <11.5>	84.2 <88.5>	0.4 <0.0>	25.0 <18.6>	74.3 <81.3>	0.7 <0.1>	19.3 <21.8>	80.3 <78.1>	0.4 <0.1>				
なし	100.0 <100.0>	11.0 <8.5>	87.7 <91.4>	1.3 <0.0>	17.5 <15.5>	81.5 <84.5>	0.9 <—>	23.8 <24.1>	75.1 <75.7>	1.1 <0.2>	24.2 <27.7>	74.7 <72.3>	1.1 <0.0>				

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

第5表 産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の有無・範囲別事業所割合

(%)

	総 計	決めている	対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている	対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件より一部広くしている	対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件にかかわらず全ての有期契約労働者としている	決めていない	不 明
【総計】	100.0	46.4 (100.0)	(95.9)	(1.9)	(2.2)	53.3	0.3
【産業】							
鉱業	100.0	28.0 (100.0)	(98.4)	(—)	(1.6)	72.0	—
建設業	100.0	37.0 (100.0)	(87.3)	(4.0)	(8.6)	63.0	—
製造業	100.0	37.7 (100.0)	(97.8)	(0.9)	(1.3)	61.9	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.8 (100.0)	(90.5)	(8.7)	(0.8)	35.2	—
情報通信業	100.0	38.8 (100.0)	(97.1)	(1.3)	(1.6)	61.2	—
運輸業	100.0	33.9 (100.0)	(90.4)	(2.9)	(6.7)	64.4	1.7
卸売・小売業	100.0	49.0 (100.0)	(95.0)	(2.6)	(2.4)	50.5	0.5
金融・保険業	100.0	70.0 (100.0)	(97.7)	(2.3)	(0.0)	30.0	—
不動産業	100.0	39.6 (100.0)	(98.7)	(0.4)	(0.9)	60.1	0.3
飲食店、宿泊業	100.0	58.3 (100.0)	(99.7)	(—)	(0.3)	41.7	—
医療、福祉	100.0	38.0 (100.0)	(98.6)	(0.1)	(1.4)	62.0	—
教育、学習支援業	100.0	48.5 (100.0)	(98.9)	(0.2)	(0.9)	51.4	0.1
複合サービス事業	100.0	68.6 (100.0)	(98.1)	(1.9)	(—)	31.4	—
サービス業	100.0	47.7 (100.0)	(97.1)	(1.7)	(1.1)	52.3	0.0
【事業所規模】							
500人以上	100.0	72.9 (100.0)	(94.1)	(3.4)	(2.4)	27.1	—
100～499人	100.0	59.6 (100.0)	(95.0)	(2.1)	(2.8)	40.2	0.2
30～99人	100.0	48.3 (100.0)	(95.6)	(2.0)	(2.4)	51.7	0.0
5～29人	100.0	45.0 (100.0)	(96.0)	(1.9)	(2.1)	54.6	0.4
30人以上(再掲)	100.0	51.0 (100.0)	(95.4)	(2.1)	(2.5)	48.9	0.1
【労働組合の有無】							
あり	100.0	62.6 (100.0)	(94.6)	(3.8)	(1.6)	37.3	0.0
なし	100.0	39.7 (100.0)	(96.7)	(0.7)	(2.5)	59.8	0.4

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

第6表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業中・休業後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合

(%)

	総 計	明示する		明示しない	不 明
		書面を交付	口頭で伝達		
【総計】	100.0 <100.0>	32.9 <38.0>	31.2 <29.3>	30.5 <30.5>	5.4 <2.2>
【産業】					
鉱業	100.0	24.4	19.0	56.6	—
建設業	100.0	22.1	30.0	39.9	8.0
製造業	100.0	27.7	28.7	35.6	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.1	27.2	10.9	0.9
情報通信業	100.0	41.9	32.5	25.2	0.4
運輸業	100.0	34.7	26.0	33.5	5.8
卸売・小売業	100.0	34.7	33.1	28.3	4.0
金融・保険業	100.0	57.2	25.2	16.3	1.3
不動産業	100.0	36.6	30.1	22.5	10.8
飲食店、宿泊業	100.0	28.9	34.4	28.9	7.8
医療、福祉	100.0	29.1	45.7	23.9	1.4
教育、学習支援業	100.0	34.9	42.9	20.8	1.4
複合サービス事業	100.0	64.5	18.2	15.0	2.3
サービス業	100.0	34.4	28.0	31.7	5.9
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	62.2 <64.8>	27.8 <26.6>	10.1 <8.6>	— <0.1>
100～499人	100.0 <100.0>	56.9 <57.6>	30.2 <29.0>	12.0 <12.9>	0.9 <0.5>
30～99人	100.0 <100.0>	47.9 <48.5>	31.0 <29.2>	18.4 <20.9>	2.7 <1.4>
5～29人	100.0 <100.0>	29.4 <35.5>	31.3 <29.3>	33.3 <32.8>	6.0 <2.4>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	49.8 <50.3>	30.8 <29.1>	17.1 <19.3>	2.4 <1.3>
【労働組合の有無】					
あり	100.0 <100.0>	56.3 <64.6>	26.6 <23.2>	16.2 <11.9>	0.9 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	27.3 <31.2>	32.3 <30.8>	34.0 <35.3>	6.5 <2.7>
不明	100.0	—	93.5	6.5	—
【育児休業制度の規定の有無】					
あり	100.0 <100.0>	56.3 <58.5>	29.8 <30.1>	13.4 <11.2>	0.5 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	8.5 <7.3>	25.4 <28.1>	51.3 <59.4>	14.8 <5.2>

事業所総数=100.0%

第7表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

	総計	金銭の 支給あり (M.A.) 計	毎月 金銭の 支給あり (M.A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上 を支給	所定内 給与額の 20~60% 未満を 支給	所定内 給与額の 20%未満 を支給	定額を 支給	その他	一時金 等の 支給あり (M.A.) 小計	一時金を 支給	日数限定 で支給と する	金銭の 支給なし	不 明
【総計】	100.0	14.2 (100.0)	(76.0) (100.0)	(27.2)	(24.3)	(4.8)	(18.0)	(25.8)	(30.8) (100.0)	(62.0)	(40.2)	78.9	6.9
【産業】													
鉱業	100.0	20.6 (100.0)	(91.2) (100.0)	(37.6)	(12.7)	(—)	(29.0)	(20.8)	(8.8) (100.0)	(3.4)	(98.8)	77.7	1.7
建設業	100.0	15.2 (100.0)	(78.8) (100.0)	(34.2)	(16.9)	(5.5)	(13.5)	(29.8)	(25.7) (100.0)	(45.8)	(54.2)	76.6	8.2
製造業	100.0	11.1 (100.0)	(68.0) (100.0)	(29.4)	(19.7)	(1.9)	(24.8)	(24.2)	(36.6) (100.0)	(57.4)	(47.1)	79.9	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.0 (100.0)	(41.4) (100.0)	(36.3)	(45.7)	(—)	(7.3)	(10.6)	(59.8) (100.0)	(100.0)	(—)	72.0	—
情報通信業	100.0	15.5 (100.0)	(63.9) (100.0)	(5.9)	(16.1)	(4.3)	(—)	(73.7)	(46.2) (100.0)	(53.4)	(46.6)	81.5	3.0
運輸業	100.0	13.4 (100.0)	(80.4) (100.0)	(24.9)	(24.0)	(4.6)	(12.2)	(34.4)	(23.3) (100.0)	(88.6)	(11.4)	78.4	8.1
卸売・小売業	100.0	17.2 (100.0)	(78.6) (100.0)	(28.6)	(25.5)	(6.3)	(19.3)	(20.3)	(33.8) (100.0)	(65.3)	(34.7)	76.0	6.8
金融・保険業	100.0	7.8 (100.0)	(93.0) (100.0)	(38.6)	(3.4)	(18.1)	(18.1)	(21.7)	(13.5) (100.0)	(71.8)	(28.2)	92.2	—
不動産業	100.0	13.1 (100.0)	(98.2) (100.0)	(16.2)	(32.4)	(16.2)	(16.2)	(19.0)	(1.8) (100.0)	(100.0)	(—)	75.9	11.0
飲食店、宿泊業	100.0	12.6 (100.0)	(75.3) (100.0)	(2.9)	(41.7)	(1.0)	(31.1)	(23.4)	(24.7) (100.0)	(77.3)	(32.6)	78.2	9.2
医療、福祉	100.0	14.4 (100.0)	(62.8) (100.0)	(42.4)	(20.7)	(—)	(12.8)	(24.1)	(39.5) (100.0)	(74.4)	(25.6)	82.4	3.2
教育、学習支援業	100.0	13.5 (100.0)	(85.7) (100.0)	(15.1)	(38.3)	(6.7)	(26.9)	(12.1)	(14.8) (100.0)	(24.8)	(75.2)	80.9	5.5
複合サービス事業	100.0	8.8 (100.0)	(66.8) (100.0)	(38.6)	(61.4)	(—)	(—)	(—)	(33.2) (100.0)	(38.9)	(61.1)	88.7	2.4
サービス業	100.0	14.6 (100.0)	(74.5) (100.0)	(22.2)	(27.0)	(2.2)	(15.8)	(33.9)	(31.3) (100.0)	(55.5)	(52.1)	78.5	6.9
【事業所規模】													
500人以上	100.0	20.0 (100.0)	(48.9) (100.0)	(9.6)	(36.0)	(7.6)	(10.8)	(36.7)	(64.7) (100.0)	(85.1)	(16.0)	80.0	—
100~499人	100.0	11.5 (100.0)	(65.9) (100.0)	(13.8)	(29.9)	(11.4)	(18.7)	(26.3)	(47.0) (100.0)	(74.8)	(25.2)	87.6	1.0
30~99人	100.0	10.9 (100.0)	(64.3) (100.0)	(23.0)	(26.3)	(11.9)	(11.7)	(28.2)	(44.7) (100.0)	(73.9)	(28.9)	85.6	3.5
5~29人	100.0	14.9 (100.0)	(77.9) (100.0)	(28.0)	(24.1)	(3.9)	(18.7)	(25.5)	(28.5) (100.0)	(58.9)	(43.2)	77.4	7.7
30人以上(再掲)	100.0	11.1 (100.0)	(64.2) (100.0)	(20.9)	(26.4)	(11.7)	(13.1)	(28.0)	(45.7) (100.0)	(74.5)	(27.7)	85.9	3.0
【労働組合の有無】													
あり	100.0	18.6 (100.0)	(73.0) (100.0)	(31.6)	(31.8)	(6.4)	(10.1)	(20.6)	(46.8) (100.0)	(79.6)	(21.4)	79.7	1.7
なし	100.0	13.1 (100.0)	(76.9) (100.0)	(26.0)	(21.1)	(4.4)	(20.8)	(27.7)	(25.6) (100.0)	(51.1)	(51.9)	78.7	8.2
不明	100.0	93.5 (100.0)	(100.0) (100.0)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—) (100.0)	(—)	(—)	—	6.5

事業所総数=100.0%

第8表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(96)

	総 計	定期昇給 制度あり	定期昇給 時期に 昇給する	復職後に 昇給する	休業期間中 の定期昇給 は行わずに 復職後の定 期昇給に持 ち越す	定期昇給の 制度がない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	57.7 <66.3> (100.0) <100.0>	(24.5) <25.3>	(23.7) <23.0>	(51.9) <51.8>	35.5 <29.8>	6.8 <3.9>
【産業】							
鉱業	100.0	33.7 (100.0)	(34.8)	(19.0)	(46.1)	62.8	3.5
建設業	100.0	42.3 (100.0)	(24.7)	(21.0)	(54.3)	50.2	7.6
製造業	100.0	52.1 (100.0)	(26.1)	(20.6)	(53.3)	38.7	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.7 (100.0)	(16.4)	(47.2)	(36.4)	11.3	—
情報通信業	100.0	66.4 (100.0)	(16.3)	(22.3)	(61.4)	31.9	1.7
運輸業	100.0	51.6 (100.0)	(29.3)	(23.1)	(47.5)	39.2	9.2
卸売・小売業	100.0	60.9 (100.0)	(27.5)	(24.7)	(47.8)	33.4	5.8
金融・保険業	100.0	84.0 (100.0)	(19.5)	(30.0)	(50.6)	16.0	0.0
不動産業	100.0	58.6 (100.0)	(23.4)	(25.4)	(51.2)	32.6	8.8
飲食店、宿泊業	100.0	43.2 (100.0)	(20.3)	(23.5)	(56.2)	46.9	9.9
医療、福祉	100.0	78.2 (100.0)	(22.7)	(22.1)	(55.3)	17.0	4.9
教育、学習支援業	100.0	71.4 (100.0)	(22.5)	(20.1)	(57.4)	21.6	6.9
複合サービス事業	100.0	85.5 (100.0)	(25.0)	(52.7)	(22.4)	12.0	2.4
サービス業	100.0	57.4 (100.0)	(21.0)	(20.6)	(58.5)	35.4	7.2
【事業所規模】							
500人以上	100.0 <100.0>	83.4 <92.6> (100.0) <100.0>	(40.4) <44.1>	(21.6) <22.8>	(38.0) <33.0>	16.1 <6.9>	0.5 <0.5>
100～499人	100.0 <100.0>	81.3 <86.4> (100.0) <100.0>	(31.2) <31.9>	(23.7) <26.5>	(45.1) <41.6>	17.7 <13.1>	1.0 <0.5>
30～99人	100.0 <100.0>	70.9 <76.4> (100.0) <100.0>	(22.6) <26.3>	(23.8) <22.6>	(53.7) <51.1>	24.9 <20.8>	4.2 <2.8>
5～29人	100.0 <100.0>	54.5 <63.9> (100.0) <100.0>	(24.4) <24.7>	(23.7) <22.9>	(52.0) <52.4>	38.0 <31.9>	7.5 <4.2>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	73.0 <78.4> (100.0) <100.0>	(24.7) <27.7>	(23.7) <23.4>	(51.6) <49.0>	23.4 <19.2>	3.5 <2.4>
【育児休業制度の規定の有無】							
あり	100.0 <100.0>	75.0 <82.5> (100.0) <100.0>	(23.8) <23.2>	(24.5) <23.3>	(51.7) <53.5>	24.3 <16.9>	0.7 <0.6>
なし	100.0 <100.0>	29.8 <44.4> (100.0) <100.0>	(27.3) <30.6>	(20.3) <22.2>	(52.5) <47.3>	53.5 <47.2>	16.7 <8.4>

事業所総数=100.0%

第9表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、賞与制度の有無・賞与の算定の際の育児休業期間の
取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	賞与制度 あり	休業期間も 休まなかつ たものとみ なして支給 する	休業期間も 一定程度出 勤したもの とみなして 支給する	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	その他の取 扱いを決め ている	賞与の算定 の際の休業 期間の取扱 いは特に決 めていない	賞与の制度 がない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	77.9 <85.5> (100.0)	(3.7)	(2.5)	(62.7)	(7.0)	(24.1)	17.2 <10.8>	4.9 <3.7>
【産業】									
鉱業	100.0	78.6 (100.0)	(4.7)	(一)	(58.9)	(5.0)	(31.4)	19.6	1.7
建設業	100.0	67.8 (100.0)	(1.2)	(2.9)	(54.7)	(5.5)	(35.7)	26.8	5.4
製造業	100.0	76.3 (100.0)	(4.6)	(1.9)	(56.8)	(5.5)	(31.1)	17.2	6.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.8 (100.0)	(0.5)	(1.8)	(85.6)	(10.3)	(1.7)	1.2	—
情報通信業	100.0	85.6 (100.0)	(1.7)	(0.5)	(71.5)	(7.6)	(18.7)	13.6	0.8
運輸業	100.0	75.0 (100.0)	(4.6)	(2.4)	(56.0)	(12.3)	(24.7)	19.2	5.8
卸売・小売業	100.0	79.1 (100.0)	(4.7)	(2.2)	(63.8)	(7.9)	(21.4)	16.5	4.4
金融・保険業	100.0	97.6 (100.0)	(2.6)	(0.3)	(89.2)	(5.0)	(2.9)	2.4	—
不動産業	100.0	80.0 (100.0)	(0.5)	(6.0)	(49.8)	(11.5)	(32.3)	13.3	6.7
飲食店、宿泊業	100.0	67.2 (100.0)	(3.9)	(3.1)	(62.8)	(5.1)	(25.1)	25.7	7.1
医療、福祉	100.0	91.8 (100.0)	(4.1)	(4.8)	(62.7)	(8.2)	(20.2)	5.0	3.2
教育、学習支援業	100.0	84.6 (100.0)	(2.3)	(5.1)	(61.6)	(9.9)	(21.1)	9.8	5.5
複合サービス事業	100.0	95.1 (100.0)	(0.2)	(2.4)	(86.9)	(4.4)	(6.2)	3.8	1.1
サービス業	100.0	75.9 (100.0)	(3.9)	(2.6)	(62.5)	(6.0)	(25.0)	18.6	5.5
【事業所規模】									
500人以上	100.0 <100.0>	97.7 <99.5> (100.0)	(0.8)	(1.7)	(86.5)	(10.0)	(1.2)	2.3 <0.2>	0.0 <0.3>
100～499人	100.0 <100.0>	95.3 <98.3> (100.0)	(2.1)	(2.0)	(82.9)	(7.9)	(5.1)	4.0 <1.3>	0.7 <0.4>
30～99人	100.0 <100.0>	88.5 <91.4> (100.0)	(4.5)	(2.6)	(72.4)	(7.0)	(13.5)	8.8 <6.6>	2.7 <1.9>
5～29人	100.0 <100.0>	75.3 <84.0> (100.0)	(3.6)	(2.5)	(59.7)	(7.0)	(27.1)	19.2 <11.9>	5.5 <4.1>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	89.9 <92.7> (100.0)	(4.0)	(2.5)	(74.7)	(7.2)	(11.6)	7.8 <5.6>	2.3 <1.7>
【育児休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 <100.0>	91.6 <96.7> (100.0)	(3.3)	(2.4)	(74.8)	(7.8)	(11.7)	8.0 <3.1>	0.4 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	55.8 <70.2> (100.0)	(4.8)	(2.8)	(30.9)	(4.8)	(56.7)	32.1 <21.4>	12.1 <8.4>

事業所総数=100.0%

第10表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	退職金 制度あり	休業期間も 勤続年数に 算入する	休業期間も 一定程度出 勤したもの とみなして 勤続年数に 算入する	勤続年数に 全く算入し ない	その他の取 扱いを決め ている	退職金の算 定の際の休 業期間の取 扱いは特に 決めていな い	退職金 制度がない	不 明
【総計】	100.0 (100.0)	76.0 <81.9> (100.0)	(29.3)	(5.5)	(36.7)	(4.6)	(23.9)	19.2 <14.6>	4.7 <3.5>
【産業】									
鉱業	100.0	77.1 (100.0)	(39.5)	(7.2)	(24.6)	(0.4)	(28.2)	21.1	1.7
建設業	100.0	71.7 (100.0)	(27.2)	(4.2)	(25.7)	(2.1)	(40.9)	22.9	5.4
製造業	100.0	74.6 (100.0)	(32.0)	(5.9)	(30.9)	(3.9)	(27.2)	19.2	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (100.0)	(20.5)	(5.7)	(70.7)	(2.2)	(0.9)	—	—
情報通信業	100.0	80.2 (100.0)	(33.4)	(6.2)	(38.0)	(9.0)	(13.3)	19.0	0.8
運輸業	100.0	72.3 (100.0)	(31.5)	(9.0)	(31.7)	(7.2)	(20.6)	21.9	5.8
卸売・小売業	100.0	79.0 (100.0)	(27.7)	(4.2)	(42.6)	(2.6)	(22.8)	17.0	4.0
金融・保険業	100.0	100.0 (100.0)	(21.0)	(2.3)	(64.4)	(9.8)	(2.5)	0.0	—
不動産業	100.0	74.3 (100.0)	(20.1)	(10.1)	(37.3)	(11.6)	(20.9)	19.2	6.5
飲食店、宿泊業	100.0	55.5 (100.0)	(41.2)	(2.8)	(25.7)	(8.4)	(22.0)	38.5	6.1
医療、福祉	100.0	88.8 (100.0)	(34.4)	(11.4)	(28.7)	(4.6)	(20.9)	9.1	2.1
教育、学習支援業	100.0	85.3 (100.0)	(25.6)	(13.1)	(24.7)	(10.6)	(25.8)	9.2	5.5
複合サービス事業	100.0	97.4 (100.0)	(16.0)	(3.0)	(64.0)	(10.9)	(6.0)	1.3	1.3
サービス業	100.0	69.2 (100.0)	(30.6)	(4.9)	(36.4)	(3.9)	(24.2)	24.9	5.9
【事業所規模】									
500人以上	100.0 <100.0>	96.8 <99.0> (100.0)	(27.7)	(8.7)	(54.0)	(8.8)	(0.8)	3.1 <0.8>	0.0 <0.2>
100～499人	100.0 <100.0>	93.5 <97.2> (100.0)	(33.2)	(6.7)	(51.5)	(4.7)	(4.0)	5.8 <2.3>	0.7 <0.4>
30～99人	100.0 <100.0>	87.9 <90.5> (100.0)	(32.3)	(7.2)	(43.5)	(5.0)	(12.0)	9.5 <7.1>	2.6 <2.4>
5～29人	100.0 <100.0>	73.3 <79.9> (100.0)	(28.5)	(5.1)	(34.5)	(4.5)	(27.4)	21.4 <16.2>	5.3 <3.8>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	89.1 <91.8> (100.0)	(32.4)	(7.1)	(45.3)	(5.0)	(10.2)	8.7 <6.2>	2.2 <2.0>
【育児休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 <100.0>	89.9 <94.0> (100.0)	(32.4)	(6.0)	(48.1)	(5.1)	(8.5)	9.7 <5.7>	0.4 <0.3>
なし	100.0 <100.0>	58.7 <65.4> (100.0)	(23.4)	(4.6)	(14.8)	(3.7)	(53.5)	31.1 <26.7>	10.2 <7.9>

事業所総数=100.0%

第11表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	原則として原職 又は原職相当職 に復帰する	本人の希望を考 慮し会社が決定 する	会社の人事管理 等の都合により 決定する	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	66.6 <71.3>	15.4 <15.1>	11.1 <9.7>	6.9 <3.9>
【産業】					
鉱業	100.0	73.5	12.5	12.2	1.7
建設業	100.0	56.4	15.9	20.2	7.5
製造業	100.0	64.1	16.4	9.5	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.3	4.6	3.1	—
情報通信業	100.0	67.2	25.7	5.8	1.3
運輸業	100.0	61.8	17.8	12.5	7.9
卸売・小売業	100.0	66.5	16.1	11.3	6.1
金融・保険業	100.0	91.6	5.5	2.8	—
不動産業	100.0	64.7	15.3	11.4	8.6
飲食店、宿泊業	100.0	60.0	23.3	8.9	7.8
医療、福祉	100.0	81.1	10.7	2.8	5.4
教育、学習支援業	100.0	75.3	9.2	8.6	6.9
複合サービス事業	100.0	78.3	6.0	11.0	4.7
サービス業	100.0	67.3	14.1	11.1	7.6
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	87.6 <87.6>	8.3 <6.1>	4.0 <6.3>	0.0 <—>
100～499人	100.0 <100.0>	86.2 <86.6>	7.8 <7.3>	5.1 <5.7>	0.9 <0.4>
30～99人	100.0 <100.0>	79.8 <78.0>	11.2 <12.4>	5.6 <7.4>	3.4 <2.2>
5～29人	100.0 <100.0>	63.6 <69.6>	16.4 <15.8>	12.2 <10.3>	7.7 <4.3>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	81.1 <79.6>	10.5 <11.5>	5.5 <7.1>	2.9 <1.9>
【育児休業制度の規定の有無】					
あり	100.0 <100.0>	85.9 <84.1>	8.7 <9.9>	5.0 <5.8>	0.4 <0.3>
なし	100.0 <100.0>	44.9 <53.8>	19.5 <22.2>	16.5 <15.2>	19.1 <8.9>

事業所総数=100.0%

第12表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無、育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合

(%)

	総 計	講じている (M.A)	休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他	講じていない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	24.9 <31.6> (100.0) <100.0>	(69.7) <68.0>	(28.5) <25.5>	(12.8) <15.6>	69.7 <65.2>	5.4 <3.3>
【産業】							
鉱業	100.0	22.8 (100.0)	(75.2)	(17.8)	(16.2)	75.5	1.7
建設業	100.0	15.9 (100.0)	(64.8)	(24.6)	(16.4)	76.6	7.5
製造業	100.0	18.1 (100.0)	(69.8)	(25.6)	(15.2)	74.2	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.5 (100.0)	(91.4)	(10.8)	(6.3)	27.5	—
情報通信業	100.0	42.3 (100.0)	(84.2)	(24.6)	(10.3)	57.1	0.6
運輸業	100.0	22.4 (100.0)	(67.9)	(38.0)	(5.9)	72.5	5.1
卸売・小売業	100.0	25.2 (100.0)	(75.0)	(23.5)	(10.4)	70.3	4.5
金融・保険業	100.0	52.9 (100.0)	(69.3)	(35.2)	(15.7)	47.1	—
不動産業	100.0	24.4 (100.0)	(64.8)	(17.9)	(18.0)	65.0	10.6
飲食店、宿泊業	100.0	26.0 (100.0)	(57.0)	(30.4)	(23.5)	67.9	6.0
医療、福祉	100.0	27.8 (100.0)	(72.0)	(37.2)	(12.0)	68.9	3.2
教育、学習支援業	100.0	28.1 (100.0)	(89.2)	(14.5)	(8.3)	67.7	4.1
複合サービス事業	100.0	46.7 (100.0)	(44.5)	(56.1)	(13.7)	51.0	2.3
サービス業	100.0	24.6 (100.0)	(65.5)	(29.3)	(10.9)	69.2	6.1
【事業所規模】							
500人以上	100.0 <100.0>	61.1 <65.3> (100.0) <100.0>	(91.1) <92.6>	(18.9) <18.0>	(7.1) <6.7>	38.9 <34.7>	0.0 <—>
100～499人	100.0 <100.0>	46.7 <48.8> (100.0) <100.0>	(81.0) <79.4>	(24.3) <26.6>	(10.6) <10.1>	52.6 <50.7>	0.8 <0.5>
30～99人	100.0 <100.0>	32.0 <34.9> (100.0) <100.0>	(74.6) <72.4>	(29.3) <25.6>	(11.4) <12.2>	64.7 <62.8>	3.3 <2.3>
5～29人	100.0 <100.0>	22.7 <30.3> (100.0) <100.0>	(67.5) <66.4>	(28.7) <25.5>	(13.3) <16.6>	71.3 <66.2>	6.0 <3.5>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	35.2 <37.8> (100.0) <100.0>	(76.6) <74.4>	(27.8) <25.6>	(11.1) <11.6>	62.0 <60.3>	2.8 <1.9>
【育児休業制度の規定の有無】							
あり	100.0 <100.0>	35.7 <46.4> (100.0) <100.0>	(71.5) <69.9>	(29.6) <27.6>	(10.5) <12.4>	63.8 <53.4>	0.5 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	7.4 <9.8> (100.0) <100.0>	(56.1) <54.4>	(19.4) <10.9>	(30.2) <37.7>	79.2 <82.4>	13.4 <7.7>

事業所総数=100.0%

第13表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女・出産者の有無・育児休業取得者の有無別事業所割合

(96)

	総 計	出産者（配偶者が出産した男性を含む）ありの事業所（H.A）								出産者なしの事業所	不 明			
		育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所	不 明	女性出産者ありの事業所	育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所	不 明	配偶者が出産した男性ありの事業所			育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所	
【総計】	100.0 <100.0>	23.3 <28.4> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[28.4] <29.0>	[71.6] <72.5>	[0.0] <1.5>	(37.6) <35.4> (100.0) <100.0>	[74.8] <71.2>	[25.2] <28.8>	[0.0] <—>	(77.1) <80.4> (100.0) <100.0>	[0.5] <1.1>	[99.5] <98.7>	76.2 <70.9>	0.4 <0.7>
うち、有期契約労働者		2.1 (100.0) <100.0>	[35.2]	[64.8]	[0.0]	(82.5) <100.0>	[54.8]	[45.4]	[—]	(46.8) <100.0>	[0.2]	[99.8]	97.4	0.6
【産業】														
鉱業	100.0 <100.0>	21.0 (100.0) <100.0>	[17.6]	[82.4]	[—]	(26.9) <100.0>	[66.5]	[34.5]	[—]	(83.4) <100.0>	[—]	[100.0]	78.9	0.1
建設業	100.0 <100.0>	21.3 (100.0) <100.0>	[8.4]	[91.6]	[—]	(30.1) <100.0>	[27.0]	[72.1]	[—]	(77.5) <100.0>	[0.0]	[100.0]	78.5	0.2
製造業	100.0 <100.0>	28.4 (100.0) <100.0>	[30.3]	[69.7]	[0.0]	(37.6) <100.0>	[79.5]	[20.5]	[—]	(84.5) <100.0>	[0.7]	[99.3]	71.4	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 <100.0>	49.3 (100.0) <100.0>	[38.9]	[61.1]	[—]	(49.9) <100.0>	[88.1]	[11.6]	[0.3]	(78.6) <100.0>	[3.7]	[96.3]	47.1	3.6
情報通信業	100.0 <100.0>	26.0 (100.0) <100.0>	[26.9]	[73.1]	[—]	(27.8) <100.0>	[86.7]	[13.3]	[—]	(88.5) <100.0>	[0.2]	[99.8]	63.5	0.5
運輸業	100.0 <100.0>	25.7 (100.0) <100.0>	[15.0]	[85.0]	[—]	(23.7) <100.0>	[62.2]	[37.8]	[—]	(86.7) <100.0>	[0.3]	[99.7]	73.1	1.2
卸売・小売業	100.0 <100.0>	21.5 (100.0) <100.0>	[22.7]	[77.3]	[—]	(28.7) <100.0>	[84.9]	[15.1]	[—]	(84.4) <100.0>	[0.0]	[100.0]	77.8	0.7
金融・保険業	100.0 <100.0>	22.8 (100.0) <100.0>	[34.8]	[65.2]	[—]	(41.7) <100.0>	[83.4]	[16.6]	[—]	(75.1) <100.0>	[—]	[100.0]	75.8	1.3
不動産業	100.0 <100.0>	25.6 (100.0) <100.0>	[29.2]	[70.8]	[—]	(29.6) <100.0>	[71.2]	[28.8]	[—]	(81.6) <100.0>	[10.9]	[89.1]	74.4	0.0
飲食店、宿泊業	100.0 <100.0>	10.2 (100.0) <100.0>	[8.7]	[91.3]	[—]	(13.5) <100.0>	[83.5]	[16.5]	[—]	(94.0) <100.0>	[0.1]	[99.9]	89.7	0.1
医療、福祉	100.0 <100.0>	27.1 (100.0) <100.0>	[89.4]	[10.6]	[—]	(90.0) <100.0>	[77.0]	[23.0]	[—]	(31.0) <100.0>	[—]	[100.0]	62.9	—
教育、学習支援業	100.0 <100.0>	24.6 (100.0) <100.0>	[52.4]	[47.6]	[—]	(63.6) <100.0>	[82.3]	[17.7]	[—]	(83.6) <100.0>	[1.0]	[99.1]	75.4	0.1
複合サービス事業	100.0 <100.0>	24.4 (100.0) <100.0>	[48.3]	[51.7]	[—]	(55.3) <100.0>	[87.4]	[12.6]	[—]	(68.2) <100.0>	[—]	[100.0]	74.1	1.5
サービス業	100.0 <100.0>	19.7 (100.0) <100.0>	[28.0]	[72.0]	[—]	(34.7) <100.0>	[79.6]	[20.4]	[—]	(77.4) <100.0>	[0.7]	[99.3]	80.0	0.3
【事業所規模】														
500人以上	100.0 <100.0>	92.1 <92.8> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[88.0] <82.7>	[11.8] <17.0>	[0.2] <0.3>	(90.7) <85.9> (100.0) <100.0>	[96.8] <95.8>	[3.2] <4.2>	[0.1] <—>	(81.8) <86.4> (100.0) <100.0>	[3.3] <2.6>	[96.7] <97.4>	4.1 <4.4>	3.8 <2.8>
100～499人	100.0 <100.0>	76.2 <77.8> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[51.8] <50.1>	[48.1] <49.2>	[—] <0.6>	(61.0) <57.7> (100.0) <100.0>	[84.5] <86.2>	[15.5] <13.8>	[—] <—>	(83.6) <89.6> (100.0) <100.0>	[0.8] <0.4>	[99.2] <99.6>	22.3 <21.0>	1.6 <1.2>
30～99人	100.0 <100.0>	46.6 <47.9> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[30.4] <30.3>	[69.6] <68.6>	[—] <1.1>	(37.2) <39.7> (100.0) <100.0>	[81.8] <76.4>	[18.2] <23.6>	[—] <—>	(80.0) <77.8> (100.0) <100.0>	[0.3] <0.0>	[99.7] <99.9>	52.3 <51.7>	1.0 <0.4>
5～29人	100.0 <100.0>	17.2 <23.8> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[22.4] <19.0>	[77.6] <77.1>	[—] <1.8>	(32.9) <30.7> (100.0) <100.0>	[67.1] <64.8>	[32.8] <35.2>	[—] <—>	(67.1) <80.8> (100.0) <100.0>	[0.5] <1.5>	[99.5] <98.2>	82.5 <76.0>	0.3 <0.7>
30人以上（未満）	100.0 <100.0>	52.8 <53.7> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[37.7] <36.6>	[62.3] <62.4>	[0.0] <0.9>	(45.0) <45.4> (100.0) <100.0>	[83.5] <80.4>	[16.5] <19.6>	[0.0] <—>	(81.0) <79.5> (100.0) <100.0>	[0.5] <0.2>	[99.5] <98.8>	45.8 <45.7>	1.7 <0.6>
【労働組合の有無】														
あり	100.0 <100.0>	33.1 <45.7> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[33.1] <29.5>	[66.9] <68.8>	[0.0] <1.6>	(40.7) <36.3> (100.0) <100.0>	[81.0] <78.2>	[19.0] <20.8>	[0.0] <—>	(81.7) <83.7> (100.0) <100.0>	[0.5] <1.1>	[99.5] <98.9>	65.4 <52.8>	1.5 <1.3>
なし	100.0 <100.0>	20.9 <24.1> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[26.7] <24.5>	[73.3] <74.1>	[—] <1.4>	(36.1) <35.1> (100.0) <100.0>	[73.2] <67.3>	[26.8] <32.7>	[—] <—>	(75.7) <78.7> (100.0) <100.0>	[0.5] <1.0>	[99.5] <98.8>	78.9 <75.4>	0.2 <0.5>
不明	100.0 <100.0>	83.8 <89.0> (100.0) <100.0>	[—]	[100.0]	[—]	(100.0) <100.0>	[—]	[100.0]	[—]	(—) <—>	[—]	[—]	—	6.5
【育児休業制度の規定の有無】														
あり	100.0 <100.0>	30.8 <37.4> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[32.1] <29.5>	[67.9] <69.1>	[0.0] <1.4>	(39.6) <36.9> (100.0) <100.0>	[80.0] <77.9>	[20.0] <22.1>	[0.0] <—>	(77.4) <80.1> (100.0) <100.0>	[0.5] <1.0>	[99.5] <98.7>	68.6 <61.8>	0.6 <0.7>
なし	100.0 <100.0>	11.3 <16.0> (100.0) <100.0> (100.0) <100.0>	[12.1] <15.0>	[87.9] <83.2>	[—] <1.8>	(28.1) <30.5> (100.0) <100.0>	[43.3] <45.8>	[56.7] <54.2>	[—] <—>	(75.8) <81.1> (100.0) <100.0>	[0.4] <1.4>	[99.6] <98.6>	88.4 <83.3>	0.2 <0.7>

事業所総数=100,054

第14表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別
常用労働者に占める出産者割合

(%)

	常用 労働者 計	出産者又は 配偶者が出 産した者	女性常用 労働者 計	出産者	男性常用 労働者 計	配偶者が出 産した者
【総計】	100.0	2.1	100.0 <100.0>	1.5 <1.7>	100.0	2.5
【産業】						
鉱業	100.0	2.1	100.0	2.3	100.0	2.0
建設業	100.0	2.4	100.0	2.8	100.0	2.4
製造業	100.0	2.4	100.0	1.7	100.0	2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.2	100.0	4.4	100.0	3.1
情報通信業	100.0	3.1	100.0	2.2	100.0	3.3
運輸業	100.0	2.2	100.0	2.1	100.0	2.2
卸売・小売業	100.0	2.1	100.0	0.9	100.0	3.1
金融・保険業	100.0	2.2	100.0	1.3	100.0	2.8
不動産業	100.0	2.8	100.0	1.8	100.0	3.3
飲食店、宿泊業	100.0	0.8	100.0	0.2	100.0	1.4
医療、福祉	100.0	2.6	100.0	2.5	100.0	2.9
教育、学習支援業	100.0	1.7	100.0	1.6	100.0	1.8
複合サービス事業	100.0	2.4	100.0	2.5	100.0	2.3
サービス業	100.0	1.5	100.0	0.9	100.0	1.9
【事業所規模】						
500人以上	100.0	2.4	100.0 <100.0>	2.1 <2.3>	100.0	2.5
100～499人	100.0	2.4	100.0 <100.0>	1.7 <1.7>	100.0	2.8
30～99人	100.0	2.1	100.0 <100.0>	1.2 <1.4>	100.0	2.7
5～29人	100.0	2.0	100.0 <100.0>	1.4 <1.8>	100.0	2.3
30人以上（再掲）	100.0	2.3	100.0 <100.0>	1.5 <1.6>	100.0	2.7
【労働組合の有無】						
あり	100.0	2.6	100.0 <100.0>	1.8 <2.4>	100.0	3.0
なし	100.0	1.9	100.0 <100.0>	1.3 <1.4>	100.0	2.2
不明	100.0	21.1	100.0	93.5	100.0	—
【育児休業制度の規定の有無】						
あり	100.0	2.4	100.0 <100.0>	1.6 <1.9>	100.0	2.8
なし	100.0	1.2	100.0 <100.0>	1.0 <1.2>	100.0	1.3

第15表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業取得者割合

(%)

	育児休業 取得者	女 性	男 性	出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
【総計】	100.0 《100.0》	98.0 《96.1》	2.0 《3.9》	72.3 《70.6》	0.50 《0.55》
うち、有期契約労働者	100.0	99.8	0.2	51.5	0.10
【産業】					
鉱業	100.0 《100.0》	100.0 《100.0》	— 《—》	66.4 《5.4》	— 《—》
建設業	100.0 《100.0》	99.9 《100.0》	0.1 《—》	27.9 《87.7》	0.00 《—》
製造業	100.0 《100.0》	96.5 《96.0》	3.5 《4.0》	80.1 《79.2》	0.72 《0.70》
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	99.1	0.9	80.6	0.20
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	99.4	0.6	78.0	0.37
木材・木製品・家具・装備品	100.0	72.4	27.6	87.6	4.39
パルプ・紙・紙加工品	100.0	100.0	—	90.8	—
印刷・同関連業	100.0	100.0	—	59.3	—
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	99.4	0.6	83.4	0.15
ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	100.0	97.3	2.7	72.2	0.41
窯業・土石製品	100.0	100.0	—	85.5	—
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	100.0	—	89.9	—
金属製品	100.0	100.0	—	58.9	—
一般機械器具	100.0	99.9	0.1	87.0	0.02
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	100.0	99.8	0.2	82.1	0.05
輸送用機械器具	100.0	99.6	0.4	83.5	0.06
精密機械器具	100.0	52.2	47.8	75.9	15.66
その他（プラスチック製品、その他）	100.0	99.1	0.9	78.2	0.14
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 《100.0》	96.1 《99.8》	3.9 《0.2》	86.6 《87.2》	0.57 《0.03》
情報通信業	100.0 《100.0》	99.3 《99.8》	0.7 《0.2》	88.9 《90.9》	0.13 《0.05》
運輸業	100.0 《100.0》	99.0 《82.8》	1.0 《17.2》	85.7 《54.9》	0.10 《1.04》
卸売・小売業	100.0 《100.0》	99.9 《99.1》	0.1 《0.9》	76.3 《41.3》	0.01 《0.08》
卸売業	100.0	99.9	0.1	69.5	0.01
小売業	100.0	99.9	0.1	82.8	0.01
金融・保険業	100.0 《100.0》	100.0 《100.0》	— 《—》	84.1 《84.8》	— 《—》
不動産業	100.0 《100.0》	46.9 《100.0》	53.1 《—》	51.1 《69.4》	17.21 《—》
飲食店、宿泊業	100.0 《100.0》	99.3 《77.0》	0.7 《23.0》	61.9 《93.5》	0.06 《1.06》
飲食店	100.0	97.6	2.4	40.6	0.10
宿泊業	100.0	100.0	—	77.8	—
医療、福祉	100.0 《100.0》	100.0 《99.6》	— 《0.4》	70.8 《86.7》	— 《0.61》
教育、学習支援業	100.0 《100.0》	98.5 《99.6》	1.5 《0.4》	78.9 《88.3》	0.95 《0.13》
複合サービス事業	100.0 《100.0》	100.0 《100.0》	— 《—》	86.6 《83.9》	— 《—》
サービス業	100.0 《100.0》	97.5 《89.9》	2.5 《10.1》	88.6 《62.8》	0.56 《1.49》
専門サービス業	100.0	98.9	1.1	61.1	0.20
学術・開発研究機関	100.0	99.3	0.7	77.7	0.16
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	100.0	—	66.6	—
その他の生活関連サービス業	100.0	100.0	—	96.8	—
娯楽業	100.0	99.0	1.0	57.4	0.24
廃棄物処理業	100.0	100.0	—	43.8	—
自動車整備業	100.0	100.0	—	91.8	—
機械等修理業	100.0	67.8	32.2	76.9	7.42
物品賃貸業	100.0	100.0	—	92.7	—
広告業	100.0	100.0	—	54.6	—
その他の事業サービス業	100.0	100.0	—	65.9	—
政治・経済・文化団体	100.0	98.3	1.7	61.2	0.73
宗教	100.0	96.6	3.4	76.4	0.24
その他のサービス業	100.0	100.0	—	54.8	—
【事業所規模】					
500人以上	100.0 《100.0》	99.6 《99.6》	0.4 《0.4》	87.3 《83.2》	0.13 《0.11》
100～499人	100.0 《100.0》	99.5 《98.7》	0.5 《1.3》	79.0 《83.0》	0.14 《0.37》
30～99人	100.0 《100.0》	96.4 《96.4》	3.6 《3.6》	76.9 《69.5》	0.84 《0.59》
5～29人	100.0 《100.0》	97.0 《92.8》	3.0 《7.2》	58.5 《60.2》	0.66 《0.56》
30人以上(再掲)	100.0 《100.0》	98.5 《98.1》	1.5 《1.9》	80.2 《78.0》	0.41 《0.43》
【労働組合の有無】					
あり	100.0 《100.0》	99.4 《97.4》	0.6 《2.6》	81.2 《64.8》	0.13 《0.30》
なし	100.0 《100.0》	96.9 《95.2》	3.1 《4.8》	67.4 《75.5》	0.86 《0.84》
【育児休業制度の規定の有無】					
あり	100.0	98.8	1.2	78.4	0.32
なし	100.0	85.1	14.9	28.1	2.15

(注) 全事業所において、H16.4.1～H17.3.31までの1年間に出生した者(男性の場合は配偶者が出生した者。)に占める、H17.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

(注) < > は、平成16年度調査の数値である。

第16表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、男女別育児休業終了後の復職者割合
(H16.4.1~17.3.31)

(96)

	育児休業 取得者	復職者	退職者	女性の育児 休業取得者	復職者	退職者	男性の育児 休業取得者	復職者	退職者
【総計】	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(89.0) <88.8>	(11.0) <11.2>	98.8 <99.1> (100.0) <100.0>	(89.0) <88.7>	(11.0) <11.3>	1.2 <0.9> (100.0) <100.0>	(94.9) <100.0>	(5.1) <—>
【産業】									
鉱業	100.0 (100.0)	(52.9)	(47.1)	100.0 (100.0)	(52.9)	(47.1)	— (100.0)	(—)	(—)
建設業	100.0 (100.0)	(77.4)	(22.6)	100.0 (100.0)	(77.4)	(22.6)	— (100.0)	(—)	(—)
製造業	100.0 (100.0)	(91.1)	(8.9)	98.7 (100.0)	(91.2)	(8.8)	1.3 (100.0)	(80.4)	(19.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	(98.5)	(1.5)	95.6 (100.0)	(98.4)	(1.6)	4.4 (100.0)	(100.0)	(—)
情報通信業	100.0 (100.0)	(90.8)	(9.2)	99.3 (100.0)	(90.9)	(9.1)	0.7 (100.0)	(71.4)	(28.6)
運輸業	100.0 (100.0)	(93.5)	(6.5)	98.7 (100.0)	(93.4)	(6.6)	1.3 (100.0)	(100.0)	(—)
卸売・小売業	100.0 (100.0)	(94.0)	(6.0)	100.0 (100.0)	(94.0)	(6.0)	0.0 (100.0)	(100.0)	(—)
金融・保険業	100.0 (100.0)	(87.4)	(12.6)	100.0 (100.0)	(87.4)	(12.6)	— (100.0)	(—)	(—)
不動産業	100.0 (100.0)	(65.6)	(34.4)	100.0 (100.0)	(65.6)	(34.4)	— (100.0)	(—)	(—)
飲食店、宿泊業	100.0 (100.0)	(96.1)	(3.9)	70.2 (100.0)	(94.5)	(5.5)	29.8 (100.0)	(100.0)	(—)
医療、福祉	100.0 (100.0)	(86.6)	(13.4)	100.0 (100.0)	(86.6)	(13.4)	0.0 (100.0)	(100.0)	(—)
教育、学習支援業	100.0 (100.0)	(95.3)	(4.7)	98.3 (100.0)	(95.3)	(4.7)	1.7 (100.0)	(100.0)	(—)
複合サービス事業	100.0 (100.0)	(95.7)	(4.3)	100.0 (100.0)	(95.7)	(4.3)	— (100.0)	(—)	(—)
サービス業	100.0 (100.0)	(83.0)	(17.0)	99.4 (100.0)	(82.9)	(17.1)	0.6 (100.0)	(100.0)	(—)
【事業所規模】									
500人以上	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(92.6) <92.5>	(7.4) <7.5>	99.7 <99.7> (100.0) <100.0>	(92.7) <92.5>	(7.3) <7.5>	0.3 <0.3> (100.0) <100.0>	(87.1) <100.0>	(12.9) <—>
100～499人	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(91.2) <90.6>	(8.8) <9.4>	99.7 <99.6> (100.0) <100.0>	(91.2) <90.5>	(8.8) <9.5>	0.3 <0.4> (100.0) <100.0>	(100.0) <100.0>	(—) <—>
30～99人	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(85.5) <88.9>	(14.5) <11.1>	99.2 <99.9> (100.0) <100.0>	(85.4) <88.9>	(14.6) <11.1>	0.8 <0.1> (100.0) <100.0>	(100.0) <100.0>	(—) <—>
5～29人	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(87.8) <86.1>	(12.2) <13.9>	97.4 <98.0> (100.0) <100.0>	(87.7) <85.8>	(12.3) <14.2>	2.6 <2.0> (100.0) <100.0>	(94.0) <100.0>	(6.0) <—>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(89.7) <89.4>	(10.3) <9.6>	99.5 <99.7> (100.0) <100.0>	(89.7) <89.4>	(10.3) <9.6>	0.5 <0.3> (100.0) <100.0>	(97.6) <100.0>	(2.4) <—>
【労働組合の有無】									
あり	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(92.7) <92.8>	(7.3) <7.2>	99.5 <98.9> (100.0) <100.0>	(92.7) <92.7>	(7.3) <7.3>	0.5 <1.1> (100.0) <100.0>	(98.3) <100.0>	(1.7) <—>
なし	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(86.1) <84.8>	(13.9) <15.1>	98.2 <99.2> (100.0) <100.0>	(86.0) <84.8>	(14.0) <15.2>	1.8 <0.8> (100.0) <100.0>	(94.2) <100.0>	(5.8) <—>
【育児休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(88.5) <89.8>	(11.5) <10.2>	98.8 <99.0> (100.0) <100.0>	(88.4) <89.7>	(11.6) <10.3>	1.2 <1.0> (100.0) <100.0>	(99.4) <100.0>	(0.6) <—>
なし	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(94.6) <77.2>	(5.4) <22.8>	98.7 <100.0> (100.0) <100.0>	(95.2) <77.2>	(4.8) <22.8>	1.3 <—> (100.0) <100.0>	(46.8) <—>	(53.2) <—>

H16.4.1~17.3.31までの1年間に育児休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

第16-2表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児休業終了後の復職状況別事業所割合 (H16.4.1~17.3.31)

(96)

	総 計	復職予定者 あり事業所	復職者のみ いた事業所	退職者のみ いた事業所	復職者も退 職者もいた 事業所	不 明	復職予定者 なし事業所	不 明
【総計】	100.0	6.8 (100.0)	(84.2)	(8.8)	(7.0)	(0.1)	93.1	0.1
【産業】								
鉱業	100.0	3.7 (100.0)	(52.9)	(47.1)	(—)	(—)	96.3	—
建設業	100.0	2.8 (100.0)	(75.1)	(23.3)	(1.6)	(—)	97.0	0.1
製造業	100.0	8.7 (100.0)	(85.8)	(8.7)	(5.4)	(—)	91.3	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.5 (100.0)	(96.6)	(2.3)	(0.7)	(0.4)	82.2	1.3
情報通信業	100.0	11.0 (100.0)	(83.6)	(12.7)	(3.7)	(—)	89.0	0.0
運輸業	100.0	3.9 (100.0)	(96.1)	(3.4)	(0.4)	(—)	96.1	—
卸売・小売業	100.0	4.0 (100.0)	(93.7)	(4.5)	(1.9)	(—)	96.0	0.1
金融・保険業	100.0	10.7 (100.0)	(80.8)	(3.1)	(16.1)	(—)	89.3	—
不動産業	100.0	5.6 (100.0)	(61.8)	(0.2)	(38.1)	(—)	94.4	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	2.6 (100.0)	(95.0)	(3.3)	(1.6)	(0.1)	97.4	—
医療、福祉	100.0	27.6 (100.0)	(76.1)	(12.1)	(11.8)	(—)	72.4	—
教育、学習支援業	100.0	12.1 (100.0)	(94.3)	(2.5)	(3.2)	(—)	87.9	0.0
複合サービス事業	100.0	13.4 (100.0)	(95.5)	(0.6)	(3.9)	(—)	86.6	—
サービス業	100.0	5.2 (100.0)	(79.8)	(11.6)	(8.1)	(0.6)	94.8	0.0
【事業所規模】								
500人以上	100.0	79.7 (100.0)	(68.3)	(2.4)	(29.2)	(0.1)	19.4	0.9
100~499人	100.0	38.9 (100.0)	(80.9)	(6.7)	(12.1)	(0.3)	61.0	0.0
30~99人	100.0	13.2 (100.0)	(82.6)	(9.0)	(8.4)	(—)	86.4	0.3
5~29人	100.0	4.3 (100.0)	(87.0)	(9.7)	(3.3)	(—)	95.7	0.0
30人以上(再掲)	100.0	19.0 (100.0)	(81.1)	(7.7)	(11.1)	(0.1)	80.7	0.3
【労働組合の有無】								
あり	100.0	11.2 (100.0)	(87.7)	(3.0)	(9.3)	(0.0)	88.8	0.0
なし	100.0	5.8 (100.0)	(82.5)	(11.4)	(6.0)	(0.1)	94.2	0.1
【育児休業制度の規定の有無】								
あり	100.0	9.7 (100.0)	(82.7)	(9.3)	(8.0)	(0.1)	90.3	0.0
なし	100.0	2.2 (100.0)	(94.9)	(5.1)	(—)	(—)	97.7	0.1

事業所総数=100.0%

第17表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、男女・取得休業期間別
育児休業取得者割合 (H16.4.1~17.3.31)

(96)

	男女計											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	2.9 <1.1>	10.6 <8.7>	14.9 <14.7>	8.1 <10.7>	12.0 <15.9>	34.6 <41.0>	13.3 <5.4>	1.7 <0.7>	0.7 <0.9>	0.1 <0.7>	1.1 <0.1>
【産業】												
鉱業	100.0	—	88.9	3.7	3.7	—	3.7	—	—	—	—	—
建設業	100.0	0.1	0.9	55.7	12.3	1.9	20.5	7.8	—	—	0.8	—
製造業	100.0	2.0	9.2	12.4	10.2	11.1	38.2	11.7	1.3	0.2	—	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	3.4	7.4	0.9	19.1	44.0	8.9	5.4	—	—	—
情報通信業	100.0	1.8	2.9	15.0	5.1	5.0	23.9	23.8	3.5	0.1	—	6.9
運輸業	100.0	1.4	22.0	2.1	0.5	0.5	10.8	30.6	4.1	5.6	0.4	—
卸売・小売業	100.0	5.9	3.6	18.3	8.9	3.5	34.6	25.0	1.2	0.7	0.3	—
金融・保険業	100.0	0.1	17.7	2.5	1.4	24.4	47.3	2.8	3.8	—	—	—
不動産業	100.0	—	1.3	25.6	0.2	6.0	52.1	3.1	0.5	0.1	0.1	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	45.9	2.0	1.0	0.3	17.3	33.3	0.2	—	—	—
医療、福祉	100.0	3.7	12.2	15.2	0.9	21.4	30.2	6.8	1.2	0.7	—	—
教育、学習支援業	100.0	2.4	1.7	20.0	0.1	2.5	45.7	11.0	—	3.7	—	—
複合サービス事業	100.0	0.9	2.5	17.2	1.7	13.5	46.8	12.3	—	—	—	—
サービス業	100.0	4.5	15.4	15.0	7.1	3.4	35.1	14.9	4.2	0.2	0.1	—
【事業所規模】												
500人以上	100.0	0.8	4.1	9.3	9.9	15.0	38.0	12.0	2.8	1.4	0.1	6.6
100～499人	100.0	1.7	6.3	12.5	3.9	13.2	43.3	10.9	1.7	0.3	0.3	—
30～99人	100.0	2.4	5.4	19.5	12.0	8.2	34.8	13.6	2.2	1.8	—	—
5～29人	100.0	5.3	29.6	15.7	3.5	11.9	25.1	15.6	0.8	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	1.7	5.5	13.9	10.5	12.1	39.3	12.0	2.1	1.1	0.1	1.7
【育児休業制度の規定の有無】												
あり	100.0	2.5	8.9	11.9	8.3	13.1	37.1	14.6	1.5	0.7	0.1	1.2
なし	100.0	7.5	28.9	46.8	5.2	0.6	7.4	—	3.5	—	0.1	—
【最長育児休業期間】												
1歳6か月	100.0	3.1	9.1	12.1	9.8	13.0	40.4	11.5	0.6	0.5	—	—
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	0.8	1.7	9.1	5.7	19.8	28.0	17.8	5.1	0.4	—	13.5
2歳～3歳未満	100.0	0.8	14.5	9.2	4.9	11.6	30.9	24.1	2.6	0.9	0.6	—
3歳以上	100.0	—	7.6	3.1	2.1	8.7	18.0	39.6	5.9	10.2	0.8	—
その他	100.0	3.4	3.9	26.8	4.2	3.3	25.3	22.4	0.7	—	—	—
不明	100.0	—	—	43.0	—	21.8	35.6	—	—	—	—	—

	女 性											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	2.6 <0.9>	9.9 <8.7>	15.1 <14.2>	8.2 <10.8>	12.2 <16.1>	35.0 <41.4>	13.5 <5.4>	1.7 <0.8>	0.7 <0.9>	0.1 <0.7>	1.1 <0.1>
【産業】												
鉱業	100.0	—	88.9	3.7	3.7	—	3.7	—	—	—	—	—
建設業	100.0	0.1	0.9	55.7	12.3	1.9	20.5	7.8	—	—	0.8	—
製造業	100.0	0.9	9.2	12.5	10.3	11.2	38.8	11.9	1.3	0.2	—	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.2	1.6	7.7	9.3	20.0	46.1	9.4	5.7	—	—	—
情報通信業	100.0	1.9	2.8	15.8	6.2	5.0	24.1	23.9	3.5	0.1	—	6.7
運輸業	100.0	—	22.3	7.2	8.6	9.6	10.9	31.1	4.2	5.6	0.4	—
卸売・小売業	100.0	5.9	3.6	16.3	8.9	3.5	34.8	25.0	1.2	0.7	0.3	—
金融・保険業	100.0	0.1	17.7	2.5	1.4	24.4	47.3	2.8	3.8	—	—	—
不動産業	100.0	—	1.3	25.6	0.2	6.0	52.1	3.1	0.5	0.1	0.1	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	21.7	2.9	1.5	0.4	25.1	49.2	0.3	—	—	—
医療、福祉	100.0	3.6	12.2	15.2	8.9	21.4	30.2	6.6	1.2	0.7	—	—
教育、学習支援業	100.0	0.5	1.7	20.4	0.3	7.7	45.6	11.2	—	3.7	—	—
複合サービス事業	100.0	0.9	7.5	17.2	1.7	13.5	46.8	12.3	—	—	—	—
サービス業	100.0	4.0	15.5	16.0	7.2	3.4	35.3	14.1	4.3	0.2	0.1	—
【事業所規模】												
500人以上	100.0	0.7	3.9	9.3	9.9	15.1	38.1	12.1	2.8	1.4	0.1	6.6
100～499人	100.0	1.4	6.3	12.5	8.9	13.3	43.9	10.9	1.7	0.3	0.3	—
30～99人	100.0	1.6	5.4	19.7	12.1	8.3	35.1	13.6	2.3	1.8	—	—
5～29人	100.0	5.0	18.2	17.2	3.7	12.2	25.9	15.0	0.9	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	1.3	5.4	13.9	10.6	12.2	39.5	12.1	2.1	1.1	0.1	1.7
【育児休業制度の規定の有無】												
あり	100.0	2.1	8.1	12.0	8.5	13.9	37.7	14.6	1.5	0.8	0.1	1.2
なし	100.0	6.8	29.1	47.1	5.2	0.6	7.5	—	3.5	—	0.1	—
【最長育児休業期間】												
1歳6か月	100.0	2.6	8.0	12.2	9.8	13.2	41.1	11.7	0.6	0.5	—	—
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	0.9	1.6	9.1	5.7	19.9	28.1	17.8	5.1	0.4	—	13.4
2歳～3歳未満	100.0	0.2	14.6	9.2	5.0	11.6	31.1	24.3	2.6	0.9	0.6	—
3歳以上	100.0	—	7.5	3.1	2.1	8.7	18.0	39.6	5.9	10.2	0.8	—
その他	100.0	1.1	3.8	27.5	4.3	3.4	36.2	23.0	0.7	—	—	—
不明	100.0	—	—	43.0	—	21.5	35.6	—	—	—	—	—

	男 性											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	31.7 <24.5>	65.8 <6.5>	1.5 <8.2>	— <0.8>	— <1.0>	— <2.4>	— <—>	— <—>	— <—>	— <—>	0.9 <—>
【産業】												
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	100.0	91.8	5.3	1.2	—	—	—	—	—	—	—	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	59.3	48.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	100.0	—	20.0	40.0	—	—	—	—	—	—	—	40.0
運輸業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	100.0	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	100.0	81.0	4.1	15.0	—	—	—	—	—	—	—	—
【事業所規模】												
500人以上	100.0	18.7	38.0	20.7	—	—	—	—	—	—	—	22.6
100～499人	100.0	81.5	9.6	8.8	—	—	—	—	—	—	—	—
30～99人	100.0	94.4	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～29人	100.0	15.8	84.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	78.4	12.0	5.9	—	—	—	—	—	—	—	3.7
【育児休業制度の規定の有無】												
あり	100.0	28.7	69.7	1.6	—	—	—	—	—	—	—	1.9
なし	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【最長育児休業期間】												
1歳6か月	100.0	20.5	77.5	1.8	—	—	—	—	—	—	—	—
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	—	47.9	—	—	—	—	—	—	—	—	52.1
2歳～3歳未満	100.0	96.1	3.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	100.0	83.3	8.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

H16.4.1～17.3.31までに退職した者＝100.0%

第18表 産業・事業所規模、妊娠又は出産による退職状況別女性労働者割合

(%)

	妊娠又は出産 した者(注1)	妊娠中又は出産 後に退職した者	出産前退職者 (注2)	出産後退職者 (注3)
【総計】	100.0	12.9 (100.0)	9.0 (69.9)	3.9 (30.1)
うち有期契約労働者	100.0	17.9 (100.0)	15.2 (84.8)	2.7 (15.2)
【産業】				
鉱業	100.0	2.4 (100.0)	2.4 (100.0)	— (—)
建設業	100.0	1.9 (100.0)	1.0 (52.7)	0.9 (47.3)
製造業	100.0	10.7 (100.0)	5.6 (52.0)	5.1 (48.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.5 (100.0)	1.6 (63.4)	0.9 (36.6)
情報通信業	100.0	10.5 (100.0)	7.8 (74.2)	2.7 (25.8)
運輸業	100.0	0.5 (100.0)	0.4 (76.9)	0.1 (23.1)
卸売・小売業	100.0	20.6 (100.0)	15.3 (74.3)	5.3 (25.7)
金融・保険業	100.0	18.5 (100.0)	16.8 (90.8)	1.7 (9.2)
不動産業	100.0	17.6 (100.0)	17.1 (97.6)	0.4 (2.4)
飲食店、宿泊業	100.0	68.1 (100.0)	67.3 (98.9)	0.8 (1.1)
医療、福祉	100.0	10.5 (100.0)	5.9 (56.2)	4.6 (43.8)
教育、学習支援業	100.0	5.5 (100.0)	2.6 (47.3)	2.9 (52.7)
複合サービス事業	100.0	14.4 (100.0)	6.8 (46.9)	7.7 (53.1)
サービス業	100.0	7.9 (100.0)	6.1 (77.7)	1.8 (22.3)
【事業所規模】				
500人以上	100.0	16.3 (100.0)	10.0 (61.4)	6.3 (38.6)
100～499人	100.0	16.3 (100.0)	10.8 (66.6)	5.4 (33.4)
30～99人	100.0	10.6 (100.0)	4.9 (46.3)	5.7 (53.7)
5～29人	100.0	10.2 (100.0)	9.5 (93.4)	0.7 (6.6)
30人以上(再掲)	100.0	14.4 (100.0)	8.7 (60.2)	5.7 (39.8)

(注1) 妊娠又は出産した者とは、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産予定であった者のうち出産前(妊娠中)に退職した者及び平成16年4月1日から平成17年3月31日までの出産者をいう。

(注2) 出産前退職者とは、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産予定であった者のうち、出産前(妊娠中)に退職した者をいう。

(注3) 出産後退職者とは、出産者のうち平成17年10月1日までの間に退職した者をいう。

第19表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無・最長育児休業期間、育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

(%)

	総 計	育児休業取得者があった際の雇用管理状況 (H.A.)				
		代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	47.2 <51.7>	13.4 <19.4>	43.7 <39.7>	7.4 <5.3>	0.6 <0.9>
【産業】						
鉱業	100.0	47.1	—	5.9	47.1	—
建設業	100.0	77.7	3.1	4.3	17.2	—
製造業	100.0	58.7	18.4	38.9	5.0	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.8	17.1	39.3	6.2	2.0
情報通信業	100.0	72.7	16.9	21.5	6.3	1.7
運輸業	100.0	81.6	8.2	32.0	1.8	—
卸売・小売業	100.0	31.5	6.8	67.3	2.8	0.0
金融・保険業	100.0	69.1	5.9	29.0	1.6	—
不動産業	100.0	36.4	3.5	61.2	0.1	—
飲食店、宿泊業	100.0	44.0	20.1	16.6	28.1	—
医療、福祉	100.0	31.2	16.3	44.6	17.8	—
教育、学習支援業	100.0	42.8	3.5	41.5	5.7	10.7
複合サービス事業	100.0	37.2	39.5	45.7	1.7	—
サービス業	100.0	54.7	17.5	38.4	1.8	—
【事業所規模】						
500人以上	100.0 <100.0>	61.1 <64.7>	37.3 <37.1>	61.2 <51.3>	5.6 <4.2>	0.9 <0.9>
100～499人	100.0 <100.0>	50.1 <54.9>	24.7 <26.3>	45.4 <39.7>	8.0 <5.1>	0.3 <0.7>
30～99人	100.0 <100.0>	47.7 <53.0>	14.6 <15.7>	36.3 <31.5>	10.8 <5.6>	— <2.3>
5～29人	100.0 <100.0>	45.0 <49.5>	6.7 <18.5>	46.4 <43.2>	5.2 <5.3>	1.1 <0.3>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	49.4 <54.3>	19.7 <20.5>	41.2 <35.4>	9.5 <5.4>	0.2 <1.7>
【労働組合の有無】						
あり	100.0 <100.0>	43.2 <46.8>	18.0 <25.9>	53.9 <45.3>	3.3 <2.9>	1.9 <0.9>
なし	100.0 <100.0>	49.2 <54.5>	11.3 <15.8>	38.8 <36.6>	9.4 <6.7>	— <1.0>
【育児休業制度の規定の有無】						
あり	100.0 <100.0>	46.1 <47.6>	14.0 <21.0>	45.2 <40.7>	7.4 <5.9>	0.7 <0.9>
なし	100.0 <100.0>	60.4 <77.0>	7.2 <10.0>	26.2 <33.4>	7.1 <1.7>	— <1.1>
【最長育児休業期間】						
1歳6か月	100.0	46.3	14.3	43.4	8.0	0.8
1歳6か月を超え2歳未満	100.0	50.0	12.0	66.4	2.2	0.2
2歳～3歳未満	100.0	32.7	13.3	63.8	3.0	—
3歳以上	100.0	22.0	11.4	44.3	29.9	1.5
その他	100.0	71.1	13.1	13.7	7.5	—
不明	100.0	—	100.0	—	—	—

育児休業取得者のあった事業所＝100.0%

第20表 産業・事業所規模・労働組合の有無・育児休業制度の規定の有無、育児のための勤務時間短縮等措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合

(%)

	総 計	勤務時間短縮等の措置の制度あり (M.A.)	短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置	1歳以上の子どもを対象とする育児休業	勤務時間短縮等の措置の制度なし	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	41.6 <50.6> (100.0) <100.0>	31.4 <38.5> (75.4) <75.0>	5.8 <7.1> (13.9) <14.0>	18.5 <21.6> (44.6) <42.6>	23.2 <24.1> (55.8) <47.6>	1.0 <0.9> (2.3) <1.9>	1.7 <1.3> (4.2) <2.7>	9.3 <6.1> (22.5) <12.1>	58.4 <49.3>	0.0 <0.0>
【産業】											
鉱業	100.0	25.2 (100.0)	20.8 (82.3)	3.7 (14.6)	10.7 (42.2)	14.8 (58.5)	1.8 (7.0)	3.6 (14.1)	3.3 (13.2)	74.8	—
建設業	100.0	25.0 (100.0)	17.6 (70.4)	3.9 (15.5)	13.3 (53.3)	11.9 (47.8)	— (—)	0.2 (0.7)	6.9 (27.5)	75.0	—
製造業	100.0	33.3 (100.0)	28.0 (77.9)	5.8 (17.5)	15.5 (46.6)	18.3 (55.0)	0.7 (2.1)	1.3 (4.0)	8.0 (24.1)	66.6	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.4 (100.0)	86.6 (91.8)	13.2 (14.0)	45.5 (48.2)	60.9 (64.6)	— (—)	13.7 (14.5)	56.1 (59.4)	5.7	—
情報通信業	100.0	53.0 (100.0)	36.9 (69.5)	9.3 (17.5)	19.5 (36.8)	25.7 (48.5)	0.4 (0.7)	5.6 (10.4)	14.4 (27.1)	47.0	—
運輸業	100.0	30.8 (100.0)	22.2 (72.2)	3.6 (11.6)	14.1 (45.9)	20.1 (65.3)	0.1 (0.2)	1.5 (4.8)	6.9 (22.5)	69.2	—
卸売・小売業	100.0	45.7 (100.0)	34.9 (76.4)	7.6 (16.7)	21.0 (45.9)	26.6 (58.3)	1.5 (3.2)	1.8 (4.0)	8.5 (18.6)	54.3	—
金融・保険業	100.0	84.5 (100.0)	53.7 (63.5)	6.7 (8.0)	29.2 (34.5)	56.3 (66.6)	1.3 (1.5)	4.8 (5.6)	15.5 (18.3)	15.5	—
不動産業	100.0	41.7 (100.0)	31.8 (76.4)	4.9 (11.6)	15.4 (36.9)	20.9 (50.2)	— (—)	0.2 (0.5)	16.0 (38.4)	58.3	—
飲食店、宿泊業	100.0	41.2 (100.0)	34.7 (84.3)	2.2 (5.4)	20.6 (49.9)	18.4 (44.6)	1.8 (4.3)	3.2 (7.9)	10.6 (25.7)	58.8	—
医療、福祉	100.0	52.9 (100.0)	38.8 (73.5)	1.8 (3.3)	21.6 (40.8)	24.3 (45.9)	3.4 (6.4)	1.1 (2.0)	17.0 (32.2)	47.1	—
教育、学習支援業	100.0	38.8 (100.0)	30.1 (77.6)	8.8 (22.8)	18.0 (46.5)	21.3 (55.0)	0.6 (1.6)	2.1 (5.5)	9.4 (24.3)	61.2	—
複合サービス事業	100.0	73.2 (100.0)	63.8 (87.1)	8.5 (11.6)	24.7 (33.7)	47.4 (64.8)	0.0 (0.1)	4.8 (6.5)	8.3 (11.3)	26.8	—
サービス業	100.0	40.0 (100.0)	31.3 (78.2)	6.6 (16.4)	17.8 (44.5)	22.3 (55.6)	0.4 (1.0)	1.2 (3.1)	8.5 (21.2)	59.9	0.0
【事業所規模】											
500人以上	100.0 <100.0>	95.0 <93.4> (100.0) <100.0>	70.7 <63.0> (74.4) <67.4>	22.2 <17.3> (23.4) <18.6>	38.4 <33.5> (40.4) <35.9>	64.8 <60.8> (68.1) <65.0>	8.1 <6.1> (8.5) <6.5>	16.2 <9.4> (17.1) <10.1>	36.9 <27.7> (38.8) <29.6>	4.9 <6.6>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	78.3 <81.8> (100.0) <100.0>	60.7 <59.1> (77.5) <72.2>	13.8 <11.4> (17.6) <13.7>	36.5 <33.7> (46.6) <41.1>	47.3 <45.3> (60.4) <55.3>	5.4 <3.8> (6.9) <4.7>	5.5 <4.2> (7.0) <5.1>	22.7 <15.5> (29.0) <19.0>	21.7 <18.1>	— <—>
30～99人	100.0 <100.0>	58.8 <64.0> (100.0) <100.0>	47.2 <46.4> (80.3) <72.6>	7.7 <9.7> (13.1) <15.2>	25.0 <26.0> (42.5) <40.7>	33.2 <32.9> (56.5) <51.4>	1.3 <0.8> (2.1) <1.3>	2.1 <1.6> (3.5) <2.5>	14.0 <9.2> (23.9) <14.4>	41.1 <35.9>	0.1 <0.1>
5～29人	100.0 <100.0>	37.1 <47.2> (100.0) <100.0>	27.5 <36.4> (74.0) <77.0>	5.1 <6.5> (13.7) <13.7>	16.7 <20.4> (45.0) <43.2>	20.5 <21.8> (55.2) <46.2>	0.7 <0.8> (1.9) <1.8>	0.7 <1.2> (4.0) <2.5>	8.0 <5.2> (21.5) <11.1>	62.9 <52.8>	— <0.0>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	63.0 <67.6> (100.0) <100.0>	50.1 <48.9> (79.5) <72.4>	9.0 <10.1> (14.3) <15.0>	27.3 <27.5> (43.4) <40.7>	36.3 <35.5> (57.7) <52.5>	2.1 <1.4> (3.4) <2.1>	2.9 <2.1> (4.6) <3.2>	16.0 <10.6> (25.4) <15.7>	37.0 <32.4>	0.1 <0.1>
【労働組合の有無】											
あり	100.0	76.8 (100.0)	57.6 (75.1)	12.6 (16.4)	34.6 (45.0)	48.5 (63.2)	1.8 (2.4)	5.0 (6.5)	21.5 (28.0)	23.2	—
なし	100.0	33.1 (100.0)	25.1 (75.8)	4.1 (12.5)	14.7 (44.3)	17.1 (51.7)	0.7 (2.3)	0.9 (2.9)	6.4 (19.4)	66.8	0.0
【育児休業制度の規定の有無】											
あり	100.0	65.1 (100.0)	49.8 (76.6)	9.2 (14.2)	29.0 (44.5)	36.6 (55.2)	1.4 (2.2)	2.6 (3.9)	15.0 (23.1)	34.9	0.0
なし	100.0	3.7 (100.0)	1.7 (44.4)	0.2 (5.0)	1.7 (46.0)	1.7 (44.2)	0.2 (6.5)	0.4 (10.2)	0.2 (5.1)	96.2	0.0

事業所総数=100.0%

第21表 産業・事業所規模、育児のための勤務時間短縮等の措置の利用可能期間別事業所割合

(96)

	総 計	制度あり	利用することができるとの年齢の上限(利用可能期間)							その他	(再掲)「小 学校就学の始 期に達するま で」以上	不 明
			3歳に達する まで	3歳～小学校 就学前	小学校入学 ～小学校低 学年まで	小学校入学 ～小学校低 学年(3年生 又は3歳)	小学校4年生 ～小学校卒 業(又は12 歳)まで	小学校卒業 ～小学校卒 業(又は12 歳)まで	その他			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
【総計】	100.0 (100.0)	41.6 (41.9) (100.0)	22.2 (29.0) (53.5) (69.2)	2.0 (2.3) (4.8) (5.5)	11.6 (18.6) (27.0) (29.5)	1.2 (0.4) (3.0) (1.0)	0.5 (0.0) (1.3) (0.1)	3.0 (1.4) (3.4) (3.4)	1.1 (1.4) (2.6)	18.3 (10.5) (39.2) (25.0)	0.0 (0.0)	
【産業】												
農業	100.0	25.2 (100.0)	16.8 (66.7)	1.9 (7.7)	4.5 (18.0)	0.1 (0.5)	—	1.8 (7.2)	—	6.5 (25.7)	—	
建設業	100.0	25.0 (100.0)	12.0 (48.0)	0.2 (0.6)	8.6 (34.3)	0.3 (3.4)	1.3 (5.3)	1.5 (6.1)	0.6 (2.4)	12.2 (49.0)	—	
製造業	100.0	33.3 (100.0)	17.0 (51.0)	2.2 (6.7)	9.9 (29.7)	0.9 (2.6)	0.2 (0.5)	2.1 (6.4)	1.0 (3.1)	19.1 (39.2)	0.1	
食品・飲料・たばこ・飼料	100.0	40.2 (100.0)	22.0 (54.7)	1.4 (3.4)	11.6 (28.9)	1.8 (4.5)	—	3.2 (8.1)	0.2 (0.4)	16.7 (41.5)	0.4	
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	20.6 (100.0)	13.5 (44.2)	5.2 (17.0)	11.2 (36.5)	—	—	0.5 (1.8)	0.1 (0.4)	11.7 (38.3)	—	
木材・木製品・家具・装飾品	100.0	24.3 (100.0)	19.4 (80.0)	0.3 (1.1)	2.9 (12.0)	1.8 (6.8)	—	—	0.0 (0.2)	4.6 (18.7)	0.2	
パルプ・紙・紙加工品	100.0	35.6 (100.0)	18.2 (51.0)	0.5 (0.9)	13.7 (38.4)	0.2 (5.5)	0.2 (0.4)	1.3 (3.8)	—	12.1 (48.1)	—	
印刷・関連産業	100.0	26.6 (100.0)	10.1 (37.8)	4.2 (15.6)	9.5 (35.7)	0.5 (1.9)	—	2.4 (6.9)	—	12.4 (46.5)	—	
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	65.5 (100.0)	27.2 (41.5)	2.1 (4.1)	24.9 (39.0)	2.1 (3.1)	0.4 (0.7)	5.5 (8.4)	2.2 (4.1)	32.0 (50.2)	—	
ゴム製品・なめし革・陶製品・毛皮	100.0	26.7 (100.0)	19.8 (46.5)	2.4 (9.0)	10.6 (39.6)	0.3 (0.9)	—	2.7 (9.5)	—	13.5 (50.5)	—	
窯業・土石製品	100.0	26.1 (100.0)	11.4 (43.8)	3.4 (13.2)	9.3 (35.5)	0.3 (1.1)	—	0.2 (1.1)	1.4 (5.2)	9.9 (37.6)	—	
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	42.9 (100.0)	20.0 (46.6)	2.6 (6.2)	15.9 (37.0)	0.3 (0.6)	—	2.1 (4.9)	2.0 (4.6)	18.3 (42.6)	—	
金属製品	100.0	22.2 (100.0)	11.2 (50.3)	0.5 (2.2)	6.5 (29.3)	—	—	0.0 (0.2)	4.0 (18.1)	6.6 (29.5)	—	
一般機械器具	100.0	28.8 (100.0)	21.0 (72.8)	0.9 (3.3)	5.2 (18.1)	0.6 (2.1)	—	1.0 (3.5)	—	6.9 (25.9)	—	
電気機械器具・情報通信機械器具 電子部品・デバイス 輸送用機械器具	100.0	48.3 (100.0)	19.7 (40.0)	5.1 (12.4)	13.4 (32.1)	0.9 (3.1)	0.5 (1.8)	6.4 (13.0)	2.2 (4.6)	22.2 (45.1)	—	
精密機械器具	100.0	33.3 (100.0)	16.8 (50.3)	1.8 (5.4)	10.3 (30.8)	0.5 (1.5)	0.1 (0.2)	1.9 (5.8)	2.0 (6.9)	12.8 (38.3)	—	
その他(プラスチック製品、その他)	100.0	36.8 (100.0)	16.8 (45.4)	2.8 (7.7)	10.8 (29.2)	1.4 (3.9)	1.6 (4.2)	3.5 (9.6)	—	17.3 (46.9)	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.4 (100.0)	24.7 (28.2)	5.7 (5.1)	42.6 (45.2)	10.3 (10.9)	2.1 (2.2)	8.1 (8.6)	0.9 (0.9)	63.1 (66.8)	—	
情報通信業	100.0	53.9 (100.0)	18.3 (34.5)	3.0 (5.7)	15.8 (29.8)	4.7 (8.8)	0.4 (0.7)	6.0 (11.4)	4.9 (9.2)	26.8 (50.6)	—	
運輸業	100.0	30.8 (100.0)	17.3 (58.3)	0.6 (1.9)	7.8 (25.3)	1.3 (4.2)	0.3 (1.0)	2.2 (7.1)	1.3 (4.3)	11.6 (37.5)	—	
卸売・小売業	100.0	45.7 (100.0)	21.9 (47.0)	2.7 (5.0)	13.7 (30.1)	1.6 (3.5)	0.4 (0.9)	4.7 (10.2)	1.9 (4.3)	20.4 (44.7)	—	
卸売業	100.0	46.2 (100.0)	22.1 (47.6)	2.9 (4.3)	13.9 (28.6)	1.9 (4.0)	0.2 (0.5)	5.2 (11.2)	1.6 (3.6)	20.5 (44.4)	—	
小売業	100.0	45.4 (100.0)	21.1 (46.5)	3.2 (7.1)	14.1 (31.0)	1.5 (3.2)	0.5 (1.2)	4.3 (9.5)	0.6 (1.4)	20.4 (45.0)	—	
金融・保険業	100.0	84.5 (100.0)	60.9 (72.1)	0.2 (0.2)	16.3 (18.3)	1.6 (1.9)	0.3 (0.3)	5.2 (6.2)	—	23.4 (27.7)	—	
不動産業	100.0	41.7 (100.0)	25.4 (50.8)	0.4 (0.9)	11.7 (28.1)	2.1 (5.0)	—	0.0 (0.1)	2.1 (5.1)	13.8 (33.2)	—	
飲食店・宿泊業	100.0	41.2 (100.0)	25.6 (62.2)	2.6 (6.4)	7.9 (19.3)	1.5 (3.6)	0.4 (1.0)	2.5 (6.0)	0.7 (1.6)	12.3 (29.8)	—	
飲食店	100.0	44.6 (100.0)	30.3 (68.0)	2.2 (5.9)	7.6 (16.9)	1.9 (4.2)	0.4 (0.9)	1.8 (4.1)	0.4 (0.9)	11.7 (26.1)	—	
宿泊業	100.0	29.7 (100.0)	9.5 (32.0)	4.1 (13.8)	9.3 (31.3)	0.2 (0.7)	0.4 (1.4)	4.6 (15.7)	1.5 (5.2)	14.5 (49.0)	—	
医療・福祉	100.0	52.9 (100.0)	27.1 (51.4)	4.9 (7.6)	18.2 (30.4)	0.3 (0.6)	1.2 (2.3)	2.4 (4.6)	1.5 (2.9)	20.2 (38.1)	—	
教育・学習支援業	100.0	32.9 (100.0)	18.6 (50.5)	2.1 (5.3)	10.4 (26.8)	2.3 (5.8)	—	2.8 (7.2)	1.7 (4.3)	15.4 (39.8)	—	
複合サービス事業	100.0	73.2 (100.0)	39.2 (53.5)	3.7 (5.0)	29.0 (39.7)	—	—	—	1.3 (1.8)	29.0 (39.7)	—	
サービス業	100.0	40.0 (100.0)	24.2 (60.5)	1.8 (4.6)	9.4 (23.4)	0.7 (1.6)	0.6 (3.4)	2.3 (5.7)	1.1 (2.7)	12.9 (32.2)	0.0	
専門サービス業	100.0	39.8 (100.0)	18.0 (45.2)	0.6 (1.6)	19.0 (47.7)	0.3 (0.8)	—	0.3 (0.8)	1.6 (3.9)	10.6 (40.3)	—	
学術・開発研究機関	100.0	71.3 (100.0)	35.5 (49.7)	3.0 (4.3)	21.4 (30.0)	3.9 (5.3)	1.1 (1.5)	5.0 (7.0)	1.6 (2.2)	31.3 (43.8)	—	
洗濯・運搬・美容・浴場業	100.0	12.7 (100.0)	12.5 (63.6)	0.0 (0.2)	1.0 (8.0)	0.2 (0.8)	1.8 (9.3)	4.2 (21.1)	—	7.1 (36.2)	—	
その他の生活関連サービス業	100.0	45.9 (100.0)	32.7 (71.4)	5.4 (11.7)	8.6 (12.7)	0.4 (0.9)	—	1.5 (3.3)	—	7.7 (16.9)	—	
情報業	100.0	34.5 (100.0)	23.3 (57.5)	1.8 (5.1)	4.9 (9.9)	0.5 (1.4)	—	1.8 (4.9)	—	7.2 (21.3)	—	
廃棄物処理業	100.0	28.4 (100.0)	12.9 (45.3)	—	8.1 (28.7)	—	—	2.7 (9.6)	—	10.9 (38.3)	0.2	
自動車整備業	100.0	29.0 (100.0)	24.7 (85.2)	0.0 (0.1)	2.3 (7.8)	—	—	2.0 (6.9)	—	4.3 (14.7)	—	
機械等修理業	100.0	59.6 (100.0)	32.5 (64.5)	0.1 (0.2)	11.5 (19.4)	4.5 (7.5)	0.3 (0.5)	10.4 (17.5)	0.3 (0.4)	26.7 (44.8)	—	
物品賃貸業	100.0	44.4 (100.0)	29.8 (67.1)	0.8 (1.4)	10.9 (24.6)	2.5 (5.7)	0.5 (0.1)	0.5 (0.1)	—	14.0 (31.5)	—	
広告業	100.0	21.6 (100.0)	11.0 (50.9)	0.4 (1.7)	7.6 (35.3)	—	—	2.0 (6.3)	0.6 (2.7)	8.7 (44.7)	—	
その他の事業サービス業	100.0	56.2 (100.0)	33.7 (59.9)	3.8 (6.8)	13.2 (23.7)	0.7 (1.2)	—	2.6 (4.9)	2.2 (3.8)	16.6 (29.5)	—	
政治・経済・文化団体	100.0	42.8 (100.0)	29.1 (66.6)	0.3 (0.6)	11.2 (25.7)	0.2 (0.1)	—	1.3 (2.8)	0.5 (1.2)	13.8 (31.6)	—	
宗教	100.0	15.8 (100.0)	7.9 (49.8)	1.8 (11.3)	4.9 (27.1)	1.7 (11.0)	—	0.1 (0.5)	—	6.1 (38.9)	—	
その他のサービス業	100.0	59.4 (100.0)	32.9 (65.4)	1.2 (3.4)	11.2 (22.4)	0.2 (0.4)	—	2.1 (8.8)	1.2 (3.4)	14.0 (27.8)	—	
【事業所規模】												
500人以上	100.0 (100.0)	95.0 (88.8)	32.9 (49.1)	6.1 (7.5)	32.8 (23.4)	19.2 (7.8)	2.3 (2.4)	10.3 (10.8)	0.4 (0.5)	65.6 (31.9)	—	
100～499人	100.0 (100.0)	78.3 (73.5)	34.6 (47.0)	4.7 (4.5)	27.2 (19.9)	5.5 (1.2)	0.9 (0.3)	4.6 (0.7)	1.0 (1.2)	38.0 (22.0)	—	
50～99人	100.0 (100.0)	58.8 (57.5)	29.4 (42.3)	3.5 (2.9)	19.5 (10.5)	1.3 (0.7)	0.6 (0.0)	3.0 (0.7)	3.5 (2.5)	24.3 (12.2)	0.1	
5～29人	100.0 (100.0)	37.1 (38.9)	29.5 (28.7)	1.6 (2.2)	9.6 (8.0)	1.0 (0.3)	—	2.0 (1.3)	1.0 (2.7)	14.0 (37.7)	—	
30人以上(再掲)	100.0 (100.0)	63.0 (60.7)	30.4 (43.2)	3.8 (3.2)	21.1 (12.3)	2.2 (0.8)	0.7 (0.4)	3.4 (0.7)	1.4 (2.2)	27.4 (14.2)	0.1	

事業所数=100.0%

(注) < > は、平成10年度調査の数値である。

第21-2表 育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、利用可能期間別事業所割合

(%)

		総 計	制度あり	利用することができる子の年齢の上限（利用可能期間）								不 明
				3歳に達するまで	3歳～小学校就学前	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年(3年生又は9歳)	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	その他	(再掲)「小学校就学の始期に達するまで」以上	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)～(9)	
短時間勤務制度	【総計】	100.0 <100.0>	31.4 <38.5> (100.0)	20.3 (64.6)	1.0 (3.2)	6.9 (22.1)	1.0 (3.3)	0.2 (0.8)	0.8 (2.4)	1.1 (3.6)	9.0 <4.5> (28.6)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	50.1 <48.9> (100.0)	30.5 (81.0)	2.1 (4.2)	13.2 (26.4)	1.7 (3.4)	0.3 (0.6)	0.9 (1.8)	1.3 (2.6)	16.1 <7.4> (32.2)	0.1 <—>
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	【総計】	100.0 <100.0>	5.8 <7.1> (100.0)	2.8 (47.9)	0.3 (5.4)	1.1 (18.6)	0.2 (4.3)	0.1 (1.4)	1.2 (21.4)	0.1 (1.0)	2.6 <0.9> (45.7)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	9.0 <10.1> (100.0)	4.2 (46.9)	0.3 (2.9)	2.4 (26.1)	0.4 (4.9)	0.1 (0.8)	1.6 (17.9)	0.0 (0.5)	4.5 <2.2> (49.7)	0.0 <—>
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	【総計】	100.0 <100.0>	18.6 <21.6> (100.0)	10.6 (57.1)	0.6 (3.5)	4.6 (25.0)	0.8 (4.1)	0.4 (1.9)	1.4 (7.4)	0.2 (1.0)	7.1 <3.6> (38.4)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	27.3 <27.5> (100.0)	16.1 (58.9)	1.1 (4.1)	7.3 (26.6)	0.8 (3.1)	0.3 (1.1)	1.2 (4.5)	0.4 (1.6)	9.7 <4.4> (35.4)	0.1 <—>
所定外労働の免除	【総計】	100.0 <100.0>	23.2 <24.1> (100.0)	11.4 (49.0)	1.3 (5.4)	8.5 (36.9)	0.7 (3.0)	0.3 (1.3)	0.9 (4.0)	0.2 (0.7)	10.4 <5.8> (44.8)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	36.3 <35.5> (100.0)	16.0 (44.1)	2.4 (6.9)	15.6 (43.0)	1.0 (2.9)	0.3 (0.9)	0.8 (2.3)	0.1 (0.3)	17.6 <8.6> (49.0)	0.1 <—>
事業所内託児施設	【総計】	100.0 <100.0>	1.0 <0.9> (100.0)	0.4 (39.6)	0.0 (4.8)	0.3 (29.3)	0.0 (1.9)	0.0 (3.7)	0.2 (20.6)	— (—)	0.5 <0.3> (55.4)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	2.1 <1.4> (100.0)	0.5 (24.5)	0.3 (12.5)	1.1 (60.7)	0.1 (4.5)	0.0 (1.7)	0.1 (6.2)	0.0 (0.0)	1.3 <0.6> (63.1)	0.1 <—>
育児に要する経費の援助措置	【総計】	100.0 <100.0>	1.7 <1.3> (100.0)	0.5 (28.6)	0.2 (8.9)	0.4 (20.9)	0.3 (15.2)	0.1 (3.3)	0.4 (23.0)	0.0 (0.1)	1.1 <0.7> (62.5)	0.0 <—>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	2.9 <2.1> (100.0)	0.8 (26.9)	0.4 (12.6)	0.7 (24.6)	0.7 (23.2)	0.1 (2.0)	0.3 (10.3)	0.0 (0.3)	1.8 <1.5> (60.2)	0.1 <—>

		総 計	制度あり	労働日1日に短縮する時間の長さ					
				1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間 以上	その他	不 明
短時間勤務制度	【総計】	100.0	31.4 (100.0)	(2.0)	(36.8)	(41.2)	(13.3)	(4.0)	(2.6)
	【事業所規模】 30人以上	100.0	50.1 (100.0)	(2.2)	(37.1)	(42.6)	(14.0)	(2.5)	(1.7)

		総 計	制度あり	利用することができる子の年齢の上限（利用可能期間）								不 明
				3歳に達するまで	3歳～小学校就学前	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年(3年生又は9歳)	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	その他	(再掲)「小学校就学の始期に達するまで」以上	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)～(9)	
1歳以上の子を対象とする育児休業制度	【総計】	100.0	9.3 (100.0)	7.1 (76.1)	0.1 (1.4)	1.2 (12.3)	0.2 (1.8)	0.0 (0.4)	0.3 (2.6)	0.5 (5.2)	1.6 (17.4)	0.0
	【事業所規模】 30人以上	100.0	16.0 (100.0)	12.4 (77.7)	0.6 (3.5)	1.3 (8.2)	0.3 (2.0)	0.0 (0.2)	0.3 (1.9)	1.0 (6.5)	2.0 (12.3)	0.1

事業所総数=100,096

第22表 産業・事業所規模・労働組合の有無、育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金取扱い状況別事業所割合

(%)

	総 計	有 給	一部有給	無 給	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	10.2 <10.8>	9.1 <8.8>	80.1 <80.2>	0.6 <0.3>
【産業】					
鉱業	100.0	—	0.3	99.7	—
建設業	100.0	9.7	15.8	73.8	0.8
製造業	100.0	4.3	7.5	87.4	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.1	4.3	91.6	—
情報通信業	100.0	6.9	10.3	78.6	4.3
運輸業	100.0	4.5	8.8	86.6	—
卸売・小売業	100.0	8.3	4.9	86.8	—
金融・保険業	100.0	26.3	10.1	63.6	—
不動産業	100.0	0.8	21.9	77.4	—
飲食店、宿泊業	100.0	5.8	5.6	88.6	—
医療、福祉	100.0	23.9	15.3	58.0	2.8
教育、学習支援業	100.0	17.7	11.4	70.9	—
複合サービス事業	100.0	5.4	9.4	85.2	—
サービス業	100.0	9.4	12.5	77.1	0.9
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	4.8 <9.9>	8.9 <8.8>	86.3 <81.4>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	8.1 <9.6>	9.1 <8.8>	82.7 <81.6>	0.1 <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	8.5 <12.1>	11.7 <8.8>	79.4 <78.0>	0.4 <1.1>
5～29人	100.0 <100.0>	10.9 <10.6>	8.4 <8.8>	80.0 <80.5>	0.7 <0.1>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	8.3 <11.5>	11.1 <8.8>	80.3 <78.8>	0.3 <0.9>
【労働組合の有無】					
あり	100.0 <100.0>	11.8 <11.5>	6.8 <10.1>	81.1 <78.4>	0.3 <—>
なし	100.0 <100.0>	9.3 <10.4>	10.4 <8.1>	79.6 <81.0>	0.7 <0.4>

育児のための短時間勤務制度がある事業所＝100.0%

第23表 育児のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合

(%)

	総 計	育児休業後 復職者の事業所				女性の育児 休業後復職 者の事業所				男性の育児 休業後復職 者の事業所				不 明	利 用 者 な し の 事 業 所	利 用 者 な し の 事 業 所	不 明
		利用者あり の事業所	利用者なし の事業所	不 明		利用者あり の事業所	利用者なし の事業所	不 明		利用者あり の事業所	利用者なし の事業所	不 明					
短時間勤務制度	【総計】	10.4 (100.0)	(33.3)	(66.5)	(0.2)	10.4 (100.0)	(33.4)	(66.3)	(0.2)	0.3 (100.0)	(—)	(99.9)	(0.1)				
	【事業所規模】 30人以上	23.1 (100.0)	(42.0)	(57.6)	(0.4)	22.9 (100.0)	(42.3)	(57.3)	(0.4)	0.2 (100.0)	(—)	(99.6)	(0.4)				
育児の場合に利 用できるフレッ クスタタイム制度	【総計】	15.5 (100.0)	(16.8)	(82.3)	(0.9)	15.5 (100.0)	(16.8)	(82.3)	(0.9)	0.1 (100.0)	(10.8)	(87.6)	(1.6)				
	【事業所規模】 30人以上	29.0 (100.0)	(27.2)	(71.1)	(1.7)	28.8 (100.0)	(27.3)	(70.9)	(1.7)	0.4 (100.0)	(10.8)	(87.6)	(1.6)				
始業・終業時刻 の繰上げ・繰下 げ	【総計】	10.9 (100.0)	(35.6)	(64.1)	(0.3)	10.8 (100.0)	(35.8)	(63.9)	(0.3)	0.5 (100.0)	(0.6)	(99.3)	(0.1)				
	【事業所規模】 30人以上	24.4 (100.0)	(25.8)	(73.6)	(0.6)	24.1 (100.0)	(26.1)	(73.4)	(0.6)	0.3 (100.0)	(4.5)	(94.8)	(0.7)				
所定外労働の免 除	【総計】	10.8 (100.0)	(17.2)	(82.7)	(0.1)	10.7 (100.0)	(17.4)	(82.5)	(0.1)	0.5 (100.0)	(—)	(100.0)	(—)				
	【事業所規模】 30人以上	24.3 (100.0)	(19.9)	(80.0)	(0.1)	24.2 (100.0)	(20.0)	(79.9)	(0.1)	0.2 (100.0)	(—)	(100.0)	(—)				
事業所内託児施 設	【総計】	28.3 (100.0)	(47.2)	(52.7)	(0.2)	28.3 (100.0)	(47.2)	(52.7)	(0.2)	0.0 (100.0)	(—)	(100.0)	(—)				
	【事業所規模】 30人以上	50.0 (100.0)	(69.6)	(30.2)	(0.2)	50.0 (100.0)	(69.6)	(30.2)	(0.2)	0.1 (100.0)	(—)	(100.0)	(—)				
育児に要する経 費の援助措置	【総計】	19.2 (100.0)	(11.6)	(85.4)	(3.0)	18.8 (100.0)	(11.8)	(85.2)	(3.0)	0.4 (100.0)	(3.8)	(91.7)	(4.5)				
	【事業所規模】 30人以上	33.7 (100.0)	(22.8)	(71.4)	(5.8)	32.5 (100.0)	(23.6)	(70.4)	(6.0)	1.5 (100.0)	(3.8)	(91.7)	(4.5)				
1歳以上の子を 対象とする育児 休業制度	【総計】	12.5 (100.0)	(4.6)	(94.7)	(0.7)	12.4 (100.0)	(4.7)	(94.6)	(0.7)	0.1 (100.0)	(—)	(99.2)	(0.8)				
	【事業所規模】 30人以上	27.9 (100.0)	(5.8)	(93.1)	(1.0)	27.6 (100.0)	(5.9)	(93.0)	(1.0)	0.4 (100.0)	(0.0)	(99.2)	(0.8)				

短時間勤務制度等各有の制度がある事業所＝100.0%

第24表 事業所規模、男女・育児のための勤務時間短縮等の措置の種類別育児休業後復職者に占める利用者割合

(96)

	短時間勤務制度				育児の場合に利用できるフレックスタイム制度					
	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合(注1)	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合(注2)	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合(注2)	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合
【総計】	30.3 (100.0)	(100.0)	(—)	18.2	—	18.1 (100.0)	(99.8)	(0.2)	2.8	0.4
【事業所規模】										
500人以上	36.5 (100.0)	(100.0)	(—)	27.1	—	16.1 (100.0)	(99.2)	(0.8)	4.1	10.2
100～499人	32.2 (100.0)	(100.0)	(—)	22.4	—	22.7 (100.0)	(100.0)	(—)	3.0	—
30～99人	36.2 (100.0)	(100.0)	(—)	23.3	—	28.4 (100.0)	(100.0)	(—)	3.5	—
5～29人	17.8 (100.0)	(100.0)	(—)	7.8	—	11.9 (100.0)	(100.0)	(—)	1.5	—
30人以上(再掲)	34.6 (100.0)	(100.0)	(—)	23.9	—	20.7 (100.0)	(99.7)	(0.3)	3.4	1.7

	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ				所定外労働の免除					
	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合
【総計】	25.7 (100.0)	(99.9)	(0.1)	8.9	0.4	14.2 (100.0)	(100.0)	(—)	7.0	—
【事業所規模】										
500人以上	13.8 (100.0)	(100.0)	(—)	4.5	—	10.1 (100.0)	(100.0)	(—)	7.3	—
100～499人	14.5 (100.0)	(98.6)	(0.4)	5.4	5.7	17.1 (100.0)	(100.0)	(—)	10.1	—
30～99人	26.6 (100.0)	(100.0)	(—)	10.4	—	19.3 (100.0)	(100.0)	(—)	8.8	—
5～29人	42.0 (100.0)	(100.0)	(—)	12.9	—	10.6 (100.0)	(100.0)	(—)	3.5	—
30人以上(再掲)	18.3 (100.0)	(99.9)	(0.1)	6.7	1.7	15.4 (100.0)	(100.0)	(—)	9.0	—

	事業所内託児施設				育児に要する経費の援助措置					
	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合	男性育児休業後復職者に占める利用者の割合
【総計】	46.1 (100.0)	(100.0)	(—)	4.4	—	9.5 (100.0)	(99.0)	1.0	0.9	0.2
【事業所規模】										
500人以上	36.6 (100.0)	(100.0)	(—)	8.9	—	6.4 (100.0)	(97.2)	(2.8)	1.8	4.9
100～499人	59.9 (100.0)	(100.0)	(—)	8.4	—	34.2 (100.0)	(100.0)	(—)	2.0	—
30～99人	87.8 (100.0)	(100.0)	(—)	2.6	—	4.7 (100.0)	(100.0)	(—)	0.1	—
5～29人	— (100.0)	(—)	(—)	—	—	— (100.0)	(—)	(—)	—	—
30人以上(再掲)	50.6 (100.0)	(100.0)	(—)	6.7	—	12.8 (100.0)	(99.0)	(1.0)	1.4	2.5

	上記以外のその他の措置			
	制度がある事業所における育児休業後復職者に占める利用者の割合	女性	男性	女性育児休業後復職者に占める利用者の割合
【総計】	2.4 (100.0)	(100.0)	(—)	1.0
【事業所規模】				
500人以上	0.9 (100.0)	(100.0)	(—)	0.8
100～499人	3.0 (100.0)	(100.0)	(—)	1.9
30～99人	5.3 (100.0)	(100.0)	(—)	1.1
5～29人	1.6 (100.0)	(100.0)	(—)	0.3
30人以上(再掲)	2.6 (100.0)	(100.0)	(—)	1.4

(注1) 勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所において、H16.4.1～17.3.31までに復職した者のうち、H17.10.1までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の割合である。

(注2) H16.4.1～17.3.31までに復職した者のうち、H17.10.1までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の割合である。

第25表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	総 計	規定あり	規定なし	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	55.6 <55.3>	44.4 <44.7>	0.0 <0.0>
【産業】				
鉱業	100.0	44.2	55.8	—
建設業	100.0	37.2	62.8	—
製造業	100.0	49.5	50.5	—
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	56.0	44.0	—
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	44.0	56.0	—
木材・木製品・家具・装備品	100.0	33.7	66.3	—
パルプ・紙・紙加工品	100.0	56.2	43.8	—
印刷・同関連業	100.0	37.6	62.4	—
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	79.7	20.3	—
ゴム製品・なめし革・同製品・毛皮	100.0	40.1	59.9	—
窯業・土石製品	100.0	48.0	52.0	—
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	54.0	46.0	—
金属製品	100.0	45.1	54.9	—
一般機械器具	100.0	46.9	53.1	—
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	100.0	65.2	34.8	—
輸送用機械器具	100.0	47.4	52.6	—
精密機械器具	100.0	50.8	49.2	—
その他（プラスチック製品、その他）	100.0	43.3	56.7	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.1	0.9	—
情報通信業	100.0	65.4	34.6	—
運輸業	100.0	60.1	39.9	—
卸売・小売業	100.0	57.1	42.9	—
卸売業	100.0	56.4	43.6	—
小売業	100.0	57.5	42.5	—
金融・保険業	100.0	96.2	3.8	—
不動産業	100.0	60.5	39.5	—
飲食店、宿泊業	100.0	49.4	50.6	—
飲食店	100.0	51.4	48.6	—
宿泊業	100.0	42.4	57.6	—
医療、福祉	100.0	68.1	31.9	—
教育、学習支援業	100.0	58.9	41.1	—
複合サービス事業	100.0	87.0	13.0	—
サービス業	100.0	52.8	47.1	0.1
専門サービス業	100.0	56.8	43.2	—
学術・開発研究機関	100.0	82.6	17.4	—
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	27.6	72.4	—
その他の生活関連サービス業	100.0	63.8	36.2	—
娯楽業	100.0	50.7	48.9	0.4
廃棄物処理業	100.0	36.1	63.9	—
自動車整備業	100.0	40.8	59.2	—
機械等修理業	100.0	70.6	29.4	—
物品賃貸業	100.0	59.9	40.1	—
広告業	100.0	35.1	64.9	—
その他の事業サービス業	100.0	65.7	34.3	—
政治・経済・文化団体	100.0	60.5	39.5	—
宗教	100.0	19.5	80.5	—
その他のサービス業	100.0	65.8	34.2	—
【事業所規模】				
500人以上	100.0 <100.0>	99.4 <98.0>	0.6 <2.0>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	93.2 <88.2>	6.8 <11.8>	— <—>
30～99人	100.0 <100.0>	78.3 <69.5>	21.7 <30.3>	0.1 <0.2>
5～29人	100.0 <100.0>	50.2 <51.7>	49.8 <48.3>	— <—>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	81.4 <73.2>	18.6 <26.7>	0.0 <0.1>
【労働組合の有無】				
あり	100.0 <100.0>	91.9 <89.5>	8.1 <10.4>	0.0 <0.1>
なし	100.0 <100.0>	46.9 <46.2>	53.1 <53.8>	— <—>

事業所総数＝100.0%

第26表 産業・事業所規模・労働組合の有無、最長介護休業期間別事業所割合

(%)

	総 計	最長介護休業期間								期間の制限はなく、必要日数取得できる	不 明
		期間の最長限度を定めている	通算して93日まで(注1)	93日を超え6か月未満(注2)	6か月	6か月を超え1年未満	1年	1年を超える期間	その他		
【総計】	100.0 <100.0>	93.1 <96.1> (100.0) <100.0>	(75.5) <73.6>	(0.8) <1.0>	(4.7) <5.1>	(0.6) <1.5>	(15.6) <17.7>	(1.2) <1.2>	(1.6)	6.7 <3.5>	0.1 <0.4>
【産業】											
鉱業	100.0	91.2 (100.0)	(78.0)	(—)	(5.0)	(—)	(17.0)	(—)	(—)	8.8	—
建設業	100.0	87.3 (100.0)	(72.0)	(0.2)	(8.0)	(2.1)	(13.9)	(0.9)	(3.0)	12.7	—
製造業	100.0	92.7 (100.0)	(77.4)	(0.7)	(3.5)	(0.9)	(14.0)	(0.8)	(2.8)	7.0	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.1 (100.0)	(18.0)	(—)	(6.4)	(2.3)	(18.2)	(54.1)	(0.9)	0.9	—
情報通信業	100.0	96.1 (100.0)	(68.8)	(0.6)	(4.7)	(2.5)	(18.4)	(5.0)	(—)	3.9	—
運輸業	100.0	89.9 (100.0)	(64.3)	(2.0)	(4.2)	(0.1)	(26.7)	(0.1)	(2.6)	10.1	—
卸売・小売業	100.0	91.7 (100.0)	(79.0)	(0.1)	(2.7)	(0.1)	(15.8)	(0.8)	(1.4)	8.3	—
金融・保険業	100.0	97.3 (100.0)	(62.4)	(0.8)	(5.0)	(0.3)	(29.5)	(1.9)	(—)	2.7	—
不動産業	100.0	96.2 (100.0)	(66.0)	(—)	(12.9)	(—)	(20.0)	(0.2)	(0.9)	3.8	—
飲食店・宿泊業	100.0	90.9 (100.0)	(76.6)	(3.2)	(4.5)	(0.3)	(12.9)	(0.0)	(2.5)	9.1	—
医療・福祉	100.0	97.3 (100.0)	(87.4)	(0.0)	(4.7)	(0.5)	(3.7)	(1.6)	(2.1)	2.7	—
教育・学習支援業	100.0	99.5 (100.0)	(78.7)	(1.0)	(10.9)	(0.5)	(8.7)	(0.2)	(—)	0.5	—
複合サービス事業	100.0	98.7 (100.0)	(94.9)	(0.0)	(1.8)	(0.2)	(2.7)	(—)	(0.4)	1.3	—
サービス業	100.0	95.3 (100.0)	(75.0)	(1.5)	(6.0)	(0.9)	(14.3)	(1.2)	(1.1)	4.2	0.5
【事業所規模】											
500人以上	100.0 <100.0>	99.2 <99.8> (100.0) <100.0>	(36.5) <30.8>	(0.7) <1.2>	(6.6) <10.3>	(3.1) <2.0>	(46.2) <52.1>	(6.5) <3.7>	(0.3)	0.8 <0.2>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	98.6 <98.4> (100.0) <100.0>	(63.8) <55.6>	(1.2) <2.0>	(4.8) <6.7>	(0.6) <2.0>	(25.4) <31.3>	(3.5) <2.3>	(0.7)	1.2 <1.6>	0.2 <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	95.8 <96.6> (100.0) <100.0>	(72.4) <68.5>	(1.0) <1.0>	(5.2) <5.7>	(1.1) <2.2>	(16.9) <21.2>	(1.7) <1.3>	(1.8)	4.1 <3.4>	0.1 <—>
5～29人	100.0 <100.0>	92.0 <95.8> (100.0) <100.0>	(77.6) <76.1>	(0.7) <1.0>	(4.5) <4.8>	(0.5) <1.3>	(14.3) <15.8>	(0.8) <1.1>	(1.7)	7.9 <3.6>	0.1 <0.6>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	96.5 <97.0> (100.0) <100.0>	(69.8) <65.0>	(1.0) <1.2>	(5.1) <6.0>	(1.0) <2.1>	(19.3) <24.0>	(2.2) <1.6>	(1.6)	3.4 <3.0>	0.1 <0.0>
【労働組合の有無】											
あり	100.0 <100.0>	96.2 <97.5> (100.0) <100.0>	(57.6) <48.6>	(0.5) <1.0>	(5.3) <6.7>	(1.2) <2.0>	(32.0) <38.8>	(2.3) <2.9>	(1.0)	3.8 <1.2>	0.0 <1.3>
なし	100.0 <100.0>	91.7 <95.4> (100.0) <100.0>	(84.4) <86.6>	(0.9) <1.1>	(4.3) <4.2>	(0.3) <1.2>	(7.5) <6.7>	(0.6) <0.3>	(1.9)	8.1 <4.6>	0.2 <0.0>

介護休業制度の規定がある事業所＝100.0%

(注1) 平成14年度は「3か月まで」

(注2) 平成14年度は「3か月を超え6か月未満」

第27表 産業・事業所規模・労働組合の有無別、介護休業取得回数の制限の有無・取得可能回数別事業所割合

(%)

	総 計	取得回数 の制限 あり	同一対象家族の同一要介護状態について						その他					取得回数 の制限 なし	不 明	
			1 回	2 回	3 回以上	その他	不 明	1 回	2 回	3 回以上	その他	不 明				
【総計】	100.0 <100.0>	70.5 <83.8> (100.0)	(93.9) (100.0)	(96.2) (100.0)	(2.4) (100.0)	(0.7) (100.0)	(0.2) (100.0)	(0.5) (100.0)	(6.1) (100.0)	(85.4) (100.0)	(8.8) (100.0)	(3.4) (100.0)	(2.1) (100.0)	(0.2) (100.0)	20.2 <16.0>	0.3 <0.2>
【産業】																
鉱業	100.0 (100.0)	69.8 (100.0)	(88.7) (100.0)	(93.6) (100.0)	(6.4) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(11.3) (100.0)	(100.0) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	30.2	-
建設業	100.0 (100.0)	66.8 (100.0)	(94.7) (100.0)	(99.7) (100.0)	(0.3) (100.0)	(0.1) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(5.3) (100.0)	(100.0) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	32.8	0.4
製造業	100.0 (100.0)	68.9 (100.0)	(93.0) (100.0)	(95.3) (100.0)	(3.1) (100.0)	(1.2) (100.0)	(0.1) (100.0)	(0.3) (100.0)	(7.0) (100.0)	(81.8) (100.0)	(12.5) (100.0)	(3.2) (100.0)	(1.7) (100.0)	(0.8) (100.0)	30.4	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	53.5 (100.0)	(83.4) (100.0)	(86.0) (100.0)	(12.2) (100.0)	(0.1) (100.0)	(0.9) (100.0)	(0.9) (100.0)	(16.6) (100.0)	(54.6) (100.0)	(35.2) (100.0)	(4.3) (100.0)	(6.0) (100.0)	(-) (100.0)	48.5	-
情報通信業	100.0 (100.0)	56.6 (100.0)	(95.2) (100.0)	(96.4) (100.0)	(2.4) (100.0)	(0.1) (100.0)	(-) (100.0)	(1.2) (100.0)	(4.8) (100.0)	(88.2) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(9.1) (100.0)	(2.7) (100.0)	43.4	-
運輸業	100.0 (100.0)	73.7 (100.0)	(90.8) (100.0)	(97.8) (100.0)	(2.2) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(9.2) (100.0)	(92.8) (100.0)	(-) (100.0)	(7.2) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	24.6	1.7
卸売・小売業	100.0 (100.0)	69.5 (100.0)	(84.2) (100.0)	(95.2) (100.0)	(2.8) (100.0)	(0.2) (100.0)	(-) (100.0)	(0.9) (100.0)	(5.8) (100.0)	(79.0) (100.0)	(17.8) (100.0)	(3.1) (100.0)	(0.1) (100.0)	(-) (100.0)	30.5	-
金融・保険業	100.0 (100.0)	75.0 (100.0)	(87.8) (100.0)	(98.3) (100.0)	(1.8) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(1.9) (100.0)	(2.2) (100.0)	(84.0) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(16.0) (100.0)	(-) (100.0)	25.0	-
不動産業	100.0 (100.0)	82.8 (100.0)	(95.1) (100.0)	(94.1) (100.0)	(1.2) (100.0)	(4.8) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(4.9) (100.0)	(100.0) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	16.9	0.3
飲食店・宿泊業	100.0 (100.0)	61.6 (100.0)	(96.3) (100.0)	(97.4) (100.0)	(2.8) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(3.7) (100.0)	(44.6) (100.0)	(-) (100.0)	(27.7) (100.0)	(27.7) (100.0)	(-) (100.0)	38.4	-
医療・福祉	100.0 (100.0)	74.5 (100.0)	(87.9) (100.0)	(90.6) (100.0)	(3.3) (100.0)	(3.1) (100.0)	(2.4) (100.0)	(0.7) (100.0)	(12.1) (100.0)	(93.9) (100.0)	(6.1) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	25.5	-
教育・学習支援業	100.0 (100.0)	79.4 (100.0)	(94.6) (100.0)	(96.7) (100.0)	(3.3) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(5.4) (100.0)	(81.1) (100.0)	(16.5) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(2.4) (100.0)	20.6	-
複合サービス事業	100.0 (100.0)	80.3 (100.0)	(98.5) (100.0)	(99.7) (100.0)	(-) (100.0)	(0.3) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(3.5) (100.0)	(100.0) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	19.7	-
サービス業	100.0 (100.0)	71.9 (100.0)	(85.0) (100.0)	(95.9) (100.0)	(2.5) (100.0)	(1.3) (100.0)	(0.2) (100.0)	(0.1) (100.0)	(5.0) (100.0)	(86.8) (100.0)	(5.5) (100.0)	(4.4) (100.0)	(3.2) (100.0)	(-) (100.0)	27.5	0.6
【事業所規模】																
500人以上	100.0 <100.0>	59.7 <83.0> (100.0)	(95.2) (100.0)	(89.6) (100.0)	(5.4) (100.0)	(3.0) (100.0)	(0.6) (100.0)	(0.4) (100.0)	(4.8) (100.0)	(46.7) (100.0)	(19.4) (100.0)	(8.1) (100.0)	(15.1) (100.0)	(11.7) (100.0)	40.3 <17.0>	- <->
100~499人	100.0 <100.0>	69.8 <84.4> (100.0)	(94.2) (100.0)	(94.4) (100.0)	(3.3) (100.0)	(1.4) (100.0)	(0.3) (100.0)	(0.5) (100.0)	(5.8) (100.0)	(74.6) (100.0)	(15.2) (100.0)	(2.4) (100.0)	(5.1) (100.0)	(2.8) (100.0)	30.0 <15.6>	0.2 <0.0>
30~99人	100.0 <100.0>	72.3 <82.6> (100.0)	(93.9) (100.0)	(93.7) (100.0)	(4.9) (100.0)	(0.9) (100.0)	(0.0) (100.0)	(0.5) (100.0)	(6.1) (100.0)	(62.3) (100.0)	(14.1) (100.0)	(14.4) (100.0)	(9.0) (100.0)	(0.2) (100.0)	27.4 <17.3>	0.2 <0.1>
5~29人	100.0 <100.0>	70.1 <84.0> (100.0)	(92.9) (100.0)	(97.0) (100.0)	(1.6) (100.0)	(0.6) (100.0)	(0.3) (100.0)	(0.6) (100.0)	(6.1) (100.0)	(92.5) (100.0)	(6.9) (100.0)	(0.6) (100.0)	(-) (100.0)	(-) (100.0)	28.5 <15.8>	0.4 <0.2>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	71.6 <83.0> (100.0)	(93.9) (100.0)	(93.8) (100.0)	(4.6) (100.0)	(1.0) (100.0)	(0.1) (100.0)	(0.5) (100.0)	(5.0) (100.0)	(84.6) (100.0)	(14.4) (100.0)	(11.9) (100.0)	(8.3) (100.0)	(0.9) (100.0)	28.2 <15.9>	0.2 <0.0>
【労働組合の有無】																
あり	100.0 <100.0>	68.1 <85.6> (100.0)	(92.2) (100.0)	(98.0) (100.0)	(2.9) (100.0)	(0.3) (100.0)	(0.1) (100.0)	(0.6) (100.0)	(7.8) (100.0)	(78.2) (100.0)	(13.0) (100.0)	(3.1) (100.0)	(5.2) (100.0)	(0.4) (100.0)	31.9 <14.4>	0.0 <0.0>
なし	100.0 <100.0>	71.7 <82.8> (100.0)	(94.7) (100.0)	(96.2) (100.0)	(2.2) (100.0)	(0.9) (100.0)	(0.3) (100.0)	(0.5) (100.0)	(5.3) (100.0)	(90.2) (100.0)	(6.0) (100.0)	(3.5) (100.0)	(-) (100.0)	(0.1) (100.0)	27.9 <15.9>	0.5 <0.3>

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第28表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業の対象となる家族の範囲の制限の有無・範囲別事業所割合

(%)

	総 計	制限あり	対象家族(M.A.)									制限なし	不 明
			育児・介護休業法の対象家族	労働者が同居していない家族			労働者が扶養していない家族			その他	不 明		
				祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫				
【総計】	100.0 <100.0>	92.7 <93.1> (100.0) <100.0>	(96.9) <99.1>	(6.3) <4.0>	(4.4) <2.7>	(3.9) <1.9>	(4.2) <4.0>	(3.2) <3.1>	(2.6) <2.4>	(10.2) <13.6>	(0.0) <0.0>	7.0 <6.9>	0.3 <0.0>
【産業】													
鉱業	100.0	83.7 (100.0)	(95.3)	(10.0)	(10.0)	(9.4)	(10.0)	(10.0)	(9.4)	(9.4)	(-)	16.3	-
建設業	100.0	93.4 (100.0)	(96.9)	(10.0)	(4.2)	(4.2)	(4.0)	(3.8)	(2.0)	(8.6)	(-)	6.6	-
製造業	100.0	89.8 (100.0)	(96.4)	(7.4)	(5.1)	(3.9)	(4.9)	(3.6)	(2.9)	(9.3)	(-)	9.6	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.1 (100.0)	(93.6)	(14.5)	(21.3)	(13.3)	(18.6)	(19.1)	(18.6)	(17.0)	(-)	0.9	-
情報通信業	100.0	96.0 (100.0)	(98.1)	(12.2)	(5.7)	(5.4)	(8.6)	(5.2)	(5.0)	(4.8)	(-)	4.0	-
運輸業	100.0	89.5 (100.0)	(96.1)	(5.7)	(5.0)	(3.7)	(3.2)	(2.6)	(0.1)	(8.8)	(-)	8.8	1.7
卸売・小売業	100.0	92.3 (100.0)	(97.4)	(4.0)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(1.0)	(0.9)	(9.0)	(0.0)	7.6	0.1
金融・保険業	100.0	98.1 (100.0)	(97.0)	(2.7)	(2.7)	(2.7)	(8.1)	(8.1)	(8.1)	(15.6)	(-)	1.9	-
不動産業	100.0	95.9 (100.0)	(92.8)	(3.9)	(3.9)	(3.9)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(15.2)	(-)	4.1	-
飲食店、宿泊業	100.0	89.1 (100.0)	(98.5)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(1.5)	(5.8)	(-)	10.9	-
医療、福祉	100.0	91.6 (100.0)	(97.1)	(10.4)	(9.8)	(10.3)	(4.5)	(4.5)	(5.0)	(18.5)	(-)	8.4	-
教育、学習支援業	100.0	97.2 (100.0)	(95.2)	(8.7)	(8.7)	(5.8)	(6.1)	(6.0)	(3.1)	(9.1)	(-)	2.8	-
複合サービス事業	100.0	98.7 (100.0)	(99.8)	(4.3)	(2.9)	(2.9)	(0.4)	(0.2)	(0.2)	(10.9)	(-)	1.3	-
サービス業	100.0	93.8 (100.0)	(96.2)	(8.5)	(5.5)	(4.2)	(6.0)	(3.6)	(2.9)	(10.7)	(-)	6.0	0.2
【事業所規模】													
500人以上	100.0 <100.0>	97.8 <97.7> (100.0) <100.0>	(97.5) <98.8>	(11.2) <11.4>	(9.8) <8.9>	(8.9) <8.2>	(12.2) <10.8>	(10.8) <8.8>	(10.1) <8.2>	(11.5) <11.2>	(0.0) <->	2.2 <2.3>	- <->
100～499人	100.0 <100.0>	96.9 <96.2> (100.0) <100.0>	(97.3) <97.9>	(7.8) <7.4>	(6.2) <5.6>	(5.4) <4.4>	(6.7) <6.7>	(5.0) <5.0>	(4.9) <4.2>	(11.2) <11.4>	(-) <0.0>	3.0 <3.8>	0.1 <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	93.5 <93.4> (100.0) <100.0>	(96.6) <97.9>	(5.6) <4.4>	(4.4) <3.4>	(4.2) <2.7>	(4.1) <4.3>	(3.2) <2.7>	(2.7) <2.2>	(11.8) <14.0>	(-) <0.1>	6.3 <6.6>	0.2 <->
5～29人	100.0 <100.0>	92.2 <92.9> (100.0) <100.0>	(97.0) <99.4>	(6.3) <3.7>	(4.2) <2.3>	(3.6) <1.5>	(4.0) <3.8>	(3.0) <3.1>	(2.3) <2.3>	(9.7) <13.7>	(-) <->	7.6 <7.1>	0.3 <->
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	94.3 <94.1> (100.0) <100.0>	(96.7) <97.9>	(6.2) <5.2>	(4.9) <4.0>	(4.5) <3.2>	(4.8) <4.9>	(3.8) <3.3>	(3.3) <2.7>	(11.6) <13.4>	(0.0) <0.1>	5.5 <5.9>	0.2 <0.0>
【労働組合の有無】													
あり	100.0	95.4 (100.0)	(96.3)	(8.5)	(5.8)	(4.9)	(7.5)	(6.0)	(4.5)	(11.2)	(0.0)	4.5	0.1
なし	100.0	91.4 (100.0)	(97.2)	(5.2)	(3.7)	(3.4)	(2.7)	(1.8)	(1.6)	(9.7)	(-)	8.2	0.3

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第29表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業対象者からの除外者の状況別事業所割合

(%)

	総 計	所定労働日数が 週2日以下の者			勤続1年未満の者			93日以内に退職する ことが明らかな者(注)		
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明
【総計】	100.0 <100.0>	13.2 <9.4>	85.6 <90.6>	1.2 <0.0>	14.9 <14.0>	84.4 <86.0>	0.7 <0.0>	16.0 <17.5>	83.0 <82.0>	0.9 <0.5>
【産業】										
鉱業	100.0	5.7	94.3	—	13.0	87.0	—	18.3	81.7	—
建設業	100.0	8.7	89.5	1.8	15.9	82.4	1.8	10.2	88.0	1.8
製造業	100.0	11.9	86.6	1.5	16.2	83.3	0.5	16.3	82.9	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	13.6	83.7	2.7	14.5	85.5	—	22.3	77.7	—
情報通信業	100.0	17.8	80.7	1.5	16.7	83.3	—	18.2	81.5	0.2
運輸業	100.0	10.4	85.7	3.9	14.2	82.4	3.4	17.7	78.8	3.5
卸売・小売業	100.0	16.8	83.1	0.1	13.1	86.9	—	17.1	82.3	0.6
金融・保険業	100.0	17.9	79.0	3.1	12.9	87.1	—	16.6	83.4	—
不動産業	100.0	5.2	94.7	0.1	12.4	87.6	—	11.8	88.1	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	20.2	79.1	0.7	21.0	78.3	0.7	17.1	81.5	1.3
医療、福祉	100.0	3.5	96.1	0.4	14.6	85.4	—	11.5	88.5	—
教育、学習支援業	100.0	16.0	84.0	0.0	15.4	84.6	0.0	18.5	81.4	0.1
複合サービス事業	100.0	9.3	90.7	—	8.6	91.4	—	10.2	89.8	—
サービス業	100.0	11.1	87.4	1.5	17.0	81.8	1.2	18.4	80.1	1.4
【事業所規模】										
500人以上	100.0 <100.0>	19.7 <11.2>	78.4 <88.3>	1.8 <0.5>	23.2 <20.9>	76.8 <78.7>	0.1 <0.3>	24.4 <23.7>	75.5 <76.1>	0.1 <0.3>
100～499人	100.0 <100.0>	14.9 <9.5>	83.0 <90.4>	2.1 <0.1>	17.4 <17.5>	82.3 <82.3>	0.3 <0.2>	16.9 <19.7>	82.5 <79.9>	0.6 <0.4>
30～99人	100.0 <100.0>	13.1 <9.6>	85.9 <90.3>	0.9 <0.1>	14.6 <16.4>	85.3 <83.6>	0.1 <0.0>	18.1 <20.9>	81.6 <77.9>	0.3 <1.2>
5～29人	100.0 <100.0>	13.0 <9.4>	85.7 <90.6>	1.3 <0.0>	14.8 <13.2>	84.4 <86.8>	0.8 <0.0>	15.4 <16.6>	83.5 <83.0>	1.1 <0.3>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	13.6 <9.6>	85.2 <90.3>	1.2 <0.1>	15.3 <16.7>	84.5 <83.2>	0.1 <0.1>	18.0 <20.7>	81.7 <78.3>	0.4 <1.0>
【労働組合の有無】										
あり	100.0 <100.0>	20.0 <8.7>	78.8 <91.3>	1.2 <0.0>	15.8 <12.0>	84.2 <87.9>	0.0 <0.1>	17.6 <17.7>	81.7 <81.8>	0.6 <0.5>
なし	100.0 <100.0>	9.9 <9.8>	88.8 <90.2>	1.2 <0.0>	14.5 <14.9>	84.5 <85.1>	1.0 <—>	15.3 <17.3>	83.6 <82.2>	1.1 <0.5>

介護休業制度の規定がある事業所＝100.0%

(注)14年度は「3か月以内に退職することが明らかな者」。

第30表 産業・事業所規模・労働組合の有無、有期契約労働者の介護休業取得範囲の決定の有無
・範囲別事業所割合

(%)

	総 計	決めている	対象労働者の 範囲を育児・ 介護休業法に よる要件と同 じとしている	対象労働者の 範囲を育児・ 介護休業法に よる要件より 一部広くして いる	対象労働者の 範囲を育児・ 介護休業法に よる要件にか かわらず全て の有期契約労 働者としてい る	決めて いない	不 明
【総計】	100.0	49.9 (100.0)	(95.8)	(2.1)	(2.1)	49.9	0.1
【産業】							
鉱業	100.0	29.1 (100.0)	(98.4)	(一)	(1.6)	70.9	—
建設業	100.0	43.5 (100.0)	(86.9)	(4.1)	(9.0)	56.5	—
製造業	100.0	41.2 (100.0)	(97.9)	(0.9)	(1.2)	58.7	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.8 (100.0)	(87.5)	(8.9)	(3.6)	35.2	—
情報通信業	100.0	40.7 (100.0)	(97.2)	(1.2)	(1.6)	59.3	—
運輸業	100.0	35.8 (100.0)	(89.2)	(4.4)	(6.4)	62.5	1.7
卸売・小売業	100.0	53.5 (100.0)	(95.1)	(2.4)	(2.5)	46.4	0.0
金融・保険業	100.0	70.9 (100.0)	(97.7)	(2.3)	(0.0)	29.1	—
不動産業	100.0	42.1 (100.0)	(98.7)	(0.4)	(0.9)	57.6	0.3
飲食店、宿泊業	100.0	58.7 (100.0)	(99.7)	(一)	(0.3)	41.3	—
医療、福祉	100.0	40.4 (100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.0)	59.6	—
教育、学習支援業	100.0	54.0 (100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.1)	45.9	0.1
複合サービス事業	100.0	70.5 (100.0)	(98.1)	(1.9)	(一)	29.5	—
サービス業	100.0	50.0 (100.0)	(96.1)	(2.7)	(1.1)	50.0	0.0
【事業所規模】							
500人以上	100.0	73.3 (100.0)	(93.9)	(3.5)	(2.5)	26.7	—
100～499人	100.0	60.4 (100.0)	(95.5)	(2.0)	(2.5)	39.4	0.2
30～99人	100.0	50.5 (100.0)	(96.0)	(2.0)	(2.0)	49.4	0.0
5～29人	100.0	48.9 (100.0)	(95.7)	(2.1)	(2.2)	51.0	0.2
30人以上（再掲）	100.0	53.1 (100.0)	(95.8)	(2.1)	(2.1)	46.9	0.1
【労働組合の有無】							
あり	100.0	63.1 (100.0)	(94.6)	(3.8)	(1.6)	36.8	0.0
なし	100.0	43.7 (100.0)	(96.6)	(0.9)	(2.5)	56.1	0.2

介護休業制度の規定がある事業所＝100.0%

第31表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業中・休業後の労働条件の明示の有無・方法別事業所割合

(%)

	総 計	明示する		明示しない	不 明
		書面を交付	口頭で伝達		
【総計】	100.0 <100.0>	32.5 <36.9>	29.6 <29.1>	31.4 <31.1>	6.5 <2.9>
【産業】					
鉱業	100.0	24.4	17.2	58.4	—
建設業	100.0	21.5	28.4	41.4	8.8
製造業	100.0	27.9	27.3	36.2	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.6	27.6	10.9	0.9
情報通信業	100.0	40.3	31.6	26.1	2.0
運輸業	100.0	34.7	25.0	33.2	7.1
卸売・小売業	100.0	33.9	31.1	29.7	5.4
金融・保険業	100.0	57.5	24.9	15.1	2.5
不動産業	100.0	36.4	28.0	26.9	8.7
飲食店、宿泊業	100.0	28.8	32.6	30.7	7.8
医療、福祉	100.0	28.0	45.6	23.9	2.4
教育、学習支援業	100.0	34.4	34.2	24.7	6.7
複合サービス事業	100.0	63.3	17.1	15.0	4.6
サービス業	100.0	34.5	26.8	31.9	6.8
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	61.2 <63.8>	28.2 <26.8>	10.6 <9.1>	— <0.3>
100～499人	100.0 <100.0>	56.4 <57.6>	30.4 <28.1>	12.0 <13.0>	1.2 <1.3>
30～99人	100.0 <100.0>	47.3 <46.8>	29.9 <28.8>	18.8 <21.7>	3.9 <2.7>
5～29人	100.0 <100.0>	29.0 <34.4>	29.6 <29.2>	34.3 <33.3>	7.1 <3.0>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	49.2 <48.9>	30.0 <28.6>	17.4 <20.0>	3.4 <2.4>
【労働組合の有無】					
あり	100.0 <100.0>	54.8 <63.2>	27.3 <23.7>	16.3 <12.3>	1.6 <0.8>
なし	100.0 <100.0>	27.2 <30.2>	30.1 <30.5>	35.0 <35.9>	7.7 <3.4>
不明	100.0	—	93.5	6.5	—
【介護休業制度の規定の有無】					
あり	100.0 <100.0>	51.7 <60.8>	32.5 <29.2>	15.3 <9.8>	0.5 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	8.4 <10.1>	26.1 <29.0>	51.5 <55.0>	14.0 <5.9>

事業所総数=100.0%

第32表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別
事業所割合

	総 計	金銭の 支給あり (H.A.) 計	毎月	所定内	所定内	所定内	定額	労働者負 担分の社 会保険料 相当額	その他	一時金等	一時金 を支給	日数限定 で支給と する	金銭の 支給なし	不 明
			金銭の 支給あり (H.A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上	給与額の 20～60% 未満	給与額の 20%未満				の支給あり (H.A.) 小計				
【総計】	100.0	16.2 (100.0)	(81.4) (100.0)	(20.5)	(17.8)	(4.0)	(13.7)	(26.0)	(21.2)	(23.6) (100.0)	(58.4)	(43.2)	76.0	7.8
【産業】														
鉱業	100.0	18.8 (100.0)	(90.4) (100.0)	(31.2)	(15.2)	(—)	(32.0)	(10.7)	(21.7)	(9.6) (100.0)	(3.4)	(96.6)	77.7	3.5
建設業	100.0	17.3 (100.0)	(82.2) (100.0)	(24.3)	(14.2)	(4.6)	(10.4)	(28.2)	(23.0)	(21.7) (100.0)	(47.6)	(52.4)	74.4	8.3
製造業	100.0	12.9 (100.0)	(74.6) (100.0)	(22.8)	(17.0)	(1.2)	(16.5)	(29.6)	(15.9)	(30.5) (100.0)	(53.2)	(46.3)	77.4	9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.6 (100.0)	(71.9) (100.0)	(40.8)	(22.0)	(—)	(14.7)	(18.2)	(28.5)	(38.4) (100.0)	(100.0)	(—)	56.4	—
情報通信業	100.0	18.8 (100.0)	(71.3) (100.0)	(14.9)	(14.4)	(—)	(—)	(32.0)	(40.0)	(37.4) (100.0)	(55.2)	(44.8)	76.7	4.6
運輸業	100.0	15.7 (100.0)	(78.1) (100.0)	(22.2)	(19.4)	(2.2)	(10.1)	(29.9)	(20.6)	(23.1) (100.0)	(64.2)	(35.8)	73.8	9.6
卸売・小売業	100.0	18.5 (100.0)	(82.5) (100.0)	(21.6)	(16.2)	(7.7)	(17.1)	(21.7)	(20.0)	(25.6) (100.0)	(64.2)	(35.8)	73.6	7.9
金融・保険業	100.0	12.5 (100.0)	(95.9) (100.0)	(14.9)	(12.8)	(11.0)	(0.3)	(48.2)	(13.2)	(6.1) (100.0)	(67.0)	(33.0)	86.3	1.3
不動産業	100.0	22.2 (100.0)	(98.9) (100.0)	(9.7)	(29.8)	(—)	(19.0)	(30.4)	(31.9)	(1.9) (100.0)	(56.6)	(43.4)	68.8	9.1
飲食店、宿泊業	100.0	43.2 (100.0)	(79.0) (100.0)	(5.6)	(21.0)	(0.2)	(28.3)	(27.3)	(17.7)	(21.0) (100.0)	(87.1)	(12.9)	77.6	9.2
医療、福祉	100.0	14.9 (100.0)	(84.6) (100.0)	(30.3)	(11.1)	(—)	(8.6)	(31.8)	(18.2)	(15.4) (100.0)	(50.0)	(50.0)	81.9	3.2
教育、学習支援業	100.0	18.9 (100.0)	(88.9) (100.0)	(8.6)	(17.8)	(4.6)	(18.9)	(42.2)	(0.6)	(11.8) (100.0)	(22.2)	(77.8)	70.2	10.9
複合サービス事業	100.0	11.4 (100.0)	(74.3) (100.0)	(27.0)	(56.3)	(—)	(—)	(16.8)	(—)	(25.7) (100.0)	(38.9)	(61.1)	85.0	3.6
サービス業	100.0	15.7 (100.0)	(80.5) (100.0)	(17.6)	(25.0)	(0.1)	(10.5)	(18.2)	(31.7)	(28.7) (100.0)	(54.1)	(45.9)	76.2	8.1
【事業所規模】														
500人以上	100.0	30.7 (100.0)	(73.4) (100.0)	(8.4)	(23.8)	(0.9)	(8.3)	(53.1)	(13.2)	(38.7) (100.0)	(83.2)	(16.8)	69.3	—
100～499人	100.0	15.8 (100.0)	(81.9) (100.0)	(12.0)	(22.8)	(3.0)	(10.9)	(45.8)	(14.0)	(29.9) (100.0)	(77.1)	(22.9)	81.8	1.3
30～99人	100.0	12.9 (100.0)	(76.1) (100.0)	(18.5)	(16.3)	(7.4)	(6.0)	(40.7)	(15.3)	(29.6) (100.0)	(73.2)	(26.8)	82.4	4.7
6～29人	100.0	16.7 (100.0)	(82.1) (100.0)	(21.1)	(17.9)	(3.6)	(14.8)	(23.4)	(22.2)	(22.6) (100.0)	(54.7)	(45.3)	74.8	8.6
30人以上（再掲）	100.0	13.9 (100.0)	(77.4) (100.0)	(16.6)	(18.1)	(6.1)	(7.3)	(42.8)	(14.9)	(30.0) (100.0)	(74.5)	(25.5)	82.1	4.0
【労働組合の有無】														
あり	100.0	23.1 (100.0)	(81.0) (100.0)	(22.6)	(21.9)	(5.9)	(5.9)	(34.4)	(15.2)	(31.3) (100.0)	(77.6)	(22.4)	74.5	2.4
なし	100.0	14.4 (100.0)	(81.5) (100.0)	(19.8)	(15.6)	(3.3)	(16.9)	(23.1)	(23.7)	(20.9) (100.0)	(47.3)	(52.7)	76.5	9.1
不明	100.0	93.5 (100.0)	(100.0) (100.0)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—) (100.0)	(—)	(—)	—	6.5

事業所総数＝100.0%

第33表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、定期昇給制度の有無・介護休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(96)

	総 計	定期昇給 制度あり	定期昇給 時期に 昇給する	復職後に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給に 持ち越す	定期昇給の 制度がない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	56.7 <65.6> (100.0) <100.0>	(24.9) <26.0>	(23.9) <22.5>	(51.2) <51.6>	35.4 <29.6>	7.9 <4.8>
【産業】							
鉱業	100.0	33.6 (100.0)	(34.9)	(19.1)	(46.0)	62.9	3.5
建設業	100.0	41.4 (100.0)	(25.3)	(21.8)	(52.9)	50.3	8.3
製造業	100.0	51.7 (100.0)	(25.9)	(19.9)	(54.2)	38.4	9.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.0 (100.0)	(21.1)	(44.6)	(34.3)	13.0	—
情報通信業	100.0	64.9 (100.0)	(16.7)	(25.2)	(58.1)	31.9	3.3
運輸業	100.0	50.3 (100.0)	(30.1)	(23.7)	(46.2)	39.2	10.5
卸売・小売業	100.0	59.8 (100.0)	(27.7)	(25.4)	(46.9)	33.3	6.9
金融・保険業	100.0	82.7 (100.0)	(21.3)	(28.9)	(49.8)	16.0	1.3
不動産業	100.0	58.6 (100.0)	(27.5)	(25.3)	(47.2)	32.5	9.0
飲食店、宿泊業	100.0	42.2 (100.0)	(24.8)	(23.2)	(52.0)	46.5	11.3
医療、福祉	100.0	78.1 (100.0)	(22.9)	(22.0)	(55.2)	17.0	4.9
教育、学習支援業	100.0	68.4 (100.0)	(22.4)	(20.6)	(57.0)	19.4	12.2
複合サービス事業	100.0	84.3 (100.0)	(24.0)	(53.2)	(22.9)	12.0	3.6
サービス業	100.0	56.5 (100.0)	(20.6)	(20.8)	(58.7)	35.4	8.1
【事業所規模】							
500人以上	100.0 <100.0>	83.0 <92.4> (100.0) <100.0>	(41.1) <45.4>	(21.1) <22.7>	(37.8) <31.9>	16.3 <7.0>	0.7 <0.6>
100～499人	100.0 <100.0>	81.0 <85.8> (100.0) <100.0>	(31.7) <32.7>	(23.9) <26.3>	(44.4) <41.0>	17.7 <12.8>	1.3 <1.4>
30～99人	100.0 <100.0>	70.0 <75.1> (100.0) <100.0>	(22.8) <26.8>	(24.2) <22.4>	(53.0) <50.8>	24.6 <20.8>	5.3 <4.1>
5～29人	100.0 <100.0>	53.5 <63.3> (100.0) <100.0>	(24.9) <25.4>	(23.8) <22.3>	(51.2) <52.3>	37.9 <31.7>	8.6 <5.0>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	72.3 <77.2> (100.0) <100.0>	(24.9) <28.3>	(24.1) <23.2>	(51.0) <48.6>	23.2 <19.2>	4.5 <3.6>
【介護休業制度の規定の有無】							
あり	100.0 <100.0>	76.4 <84.2> (100.0) <100.0>	(24.5) <24.0>	(24.4) <23.1>	(51.1) <52.9>	23.1 <15.2>	0.5 <0.6>
なし	100.0 <100.0>	32.1 <46.7> (100.0) <100.0>	(26.2) <29.6>	(22.4) <21.3>	(51.4) <49.1>	50.8 <44.3>	17.1 <9.0>

事業所総数＝100.0%

第34表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、賞与の制度の有無・賞与の算定の際の介護休業期間の
取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	賞与の制度が ある	休業期間も 休まなかつ たものとみ なして支給 する	休業期間も 一定程度出 勤したもの とみなして 支給する	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	その他の取 扱いを決め ている	賞与の算定 の際の休業 期間の取扱 いは特に決 めていない	賞与の制度 がない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	76.8 <84.7> (100.0)	(3.6)	(2.5)	(62.6)	(5.8)	(24.6)	17.4 <10.7>	5.8 <4.6>
【産業】									
鉱業	100.0	78.6 (100.0)	(4.7)	(—)	(58.9)	(5.0)	(31.4)	19.6	1.7
建設業	100.0	65.7 (100.0)	(1.2)	(3.0)	(54.0)	(5.7)	(36.1)	28.2	6.1
製造業	100.0	75.7 (100.0)	(4.4)	(2.0)	(56.8)	(5.3)	(31.5)	17.3	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.8 (100.0)	(1.4)	(1.0)	(85.6)	(10.3)	(1.7)	1.2	—
情報通信業	100.0	84.0 (100.0)	(1.7)	(0.5)	(72.9)	(5.4)	(19.5)	13.6	2.4
運輸業	100.0	73.5 (100.0)	(4.7)	(2.8)	(56.2)	(12.9)	(23.3)	19.2	7.1
卸売・小売業	100.0	77.8 (100.0)	(4.5)	(2.2)	(63.8)	(7.6)	(22.0)	16.5	5.7
金融・保険業	100.0	96.4 (100.0)	(1.3)	(0.3)	(91.7)	(3.7)	(2.9)	2.4	1.3
不動産業	100.0	81.9 (100.0)	(3.2)	(5.9)	(48.1)	(11.2)	(31.5)	13.3	4.8
飲食店、宿泊業	100.0	67.2 (100.0)	(3.3)	(3.1)	(60.7)	(5.1)	(27.9)	25.7	7.1
医療、福祉	100.0	91.8 (100.0)	(4.1)	(3.5)	(62.8)	(8.2)	(21.4)	5.0	3.2
教育、学習支援業	100.0	82.4 (100.0)	(0.8)	(5.2)	(60.0)	(9.4)	(24.7)	9.8	7.8
複合サービス事業	100.0	94.9 (100.0)	(0.2)	(2.4)	(86.8)	(4.4)	(6.2)	2.8	2.3
サービス業	100.0	75.3 (100.0)	(4.2)	(2.5)	(61.9)	(6.2)	(25.2)	18.6	6.1
【事業所規模】									
500人以上	100.0 <100.0>	96.9 <99.3> (100.0)	(1.0)	(2.2)	(85.7)	(10.1)	(1.0)	2.9 <0.3>	0.2 <0.4>
100～499人	100.0 <100.0>	95.0 <97.2> (100.0)	(2.3)	(1.8)	(82.8)	(7.9)	(5.1)	4.0 <1.4>	1.0 <1.4>
30～99人	100.0 <100.0>	87.7 <90.2> (100.0)	(4.7)	(2.5)	(71.8)	(6.9)	(14.1)	8.9 <6.5>	3.4 <3.3>
5～29人	100.0 <100.0>	74.3 <83.3> (100.0)	(3.4)	(2.5)	(59.7)	(6.8)	(27.7)	19.4 <11.8>	6.3 <4.9>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	89.2 <91.6> (100.0)	(4.2)	(2.3)	(74.2)	(7.2)	(12.1)	7.9 <5.5>	2.9 <2.9>
【介護休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 <100.0>	92.4 <97.8> (100.0)	(3.2)	(2.3)	(77.1)	(8.1)	(8.3)	7.4 <2.0>	0.2 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	57.3 <71.3> (100.0)	(4.2)	(2.9)	(33.3)	(4.2)	(55.4)	30.0 <19.7>	12.7 <9.0>

事業所総数=100.0%

第35表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、退職金制度の有無・退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(96)

	総 数	退職金 制度あり	休業期間も 勤続年数に 算入する	休業期間も 一定程度出 勤したもの とみなして 勤続年数に 算入する	勤続年数に 全く算入し ない	その他の取 扱いを決め ている	退職金の算 定の際の休 業期間の取 扱いは特に 決めていな い	退職金 制度がない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	75.2 <81.1> (100.0)	(30.8)	(5.0)	(35.1)	(4.6)	(24.5)	19.2 <14.6>	5.6 <4.4>
【産業】									
鉱業	100.0	77.1 (100.0)	(39.9)	(7.2)	(24.6)	(0.4)	(28.0)	21.1	1.7
建設業	100.0	70.2 (100.0)	(28.0)	(3.1)	(24.6)	(2.1)	(42.1)	23.7	6.1
製造業	100.0	74.4 (100.0)	(32.9)	(5.7)	(29.6)	(4.0)	(27.8)	18.9	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (100.0)	(21.3)	(4.0)	(72.2)	(1.7)	(0.9)	—	—
情報通信業	100.0	78.6 (100.0)	(32.9)	(6.8)	(37.7)	(9.0)	(13.6)	19.0	2.4
運輸業	100.0	72.0 (100.0)	(31.3)	(9.3)	(31.9)	(7.2)	(20.3)	20.9	7.1
卸売・小売業	100.0	77.6 (100.0)	(29.5)	(3.8)	(40.8)	(3.4)	(22.5)	17.0	5.4
金融・保険業	100.0	98.7 (100.0)	(26.7)	(3.0)	(59.1)	(8.6)	(2.6)	0.0	1.3
不動産業	100.0	76.2 (100.0)	(23.4)	(9.0)	(33.2)	(11.3)	(23.1)	19.2	4.6
飲食店、宿泊業	100.0	55.5 (100.0)	(41.3)	(2.6)	(22.5)	(8.4)	(25.2)	38.5	6.1
医療、福祉	100.0	88.8 (100.0)	(34.3)	(10.0)	(28.5)	(4.1)	(23.1)	9.1	2.2
教育、学習支援業	100.0	83.0 (100.0)	(32.4)	(12.3)	(21.1)	(7.5)	(26.6)	9.2	7.8
複合サービス事業	100.0	96.2 (100.0)	(16.5)	(1.9)	(53.3)	(9.9)	(8.5)	1.3	2.5
サービス業	100.0	68.9 (100.0)	(32.1)	(3.8)	(35.6)	(3.8)	(24.7)	24.6	6.6
【事業所規模】									
500人以上	100.0 <100.0>	96.6 <98.8> (100.0)	(30.3)	(7.3)	(53.2)	(8.5)	(0.6)	3.3 <0.8>	0.2 <0.4>
100～499人	100.0 <100.0>	93.3 <98.3> (100.0)	(34.9)	(6.3)	(50.2)	(4.2)	(4.3)	5.7 <2.3>	1.0 <1.3>
30～99人	100.0 <100.0>	87.1 <89.2> (100.0)	(34.3)	(6.5)	(41.9)	(4.8)	(12.5)	9.6 <7.1>	3.3 <3.7>
5～29人	100.0 <100.0>	72.5 <79.1> (100.0)	(29.9)	(4.6)	(32.9)	(4.6)	(28.0)	21.3 <16.3>	6.1 <4.6>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	88.4 <90.6> (100.0)	(34.4)	(6.5)	(43.7)	(4.7)	(10.7)	8.8 <6.1>	2.8 <3.2>
【介護休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 <100.0>	90.0 <94.3> (100.0)	(35.2)	(5.7)	(45.5)	(5.2)	(8.4)	9.7 <5.5>	0.3 <0.3>
なし	100.0 <100.0>	56.8 <67.5> (100.0)	(22.0)	(3.6)	(14.3)	(3.6)	(56.5)	31.0 <23.9>	12.2 <8.6>

事業所総数=100.0%

第36表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業復職後の職場・職種の
取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	原則として原職 又は原職相当職 に復帰する	本人の希望を 考慮し会社が 決定する	会社の人事管 理等の都合に より決定する	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	66.0 <70.4>	14.9 <15.1>	11.1 <9.8>	7.9 <4.8>
【産業】					
鉱業	100.0	73.5	12.5	12.2	1.7
建設業	100.0	55.5	15.2	21.0	8.3
製造業	100.0	64.3	15.8	9.3	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.3	4.6	3.1	—
情報通信業	100.0	66.3	25.3	5.6	2.8
運輸業	100.0	60.5	17.8	12.5	9.2
卸売・小売業	100.0	65.6	15.5	11.4	7.5
金融・保険業	100.0	91.6	4.3	2.8	1.3
不動産業	100.0	66.6	15.3	11.4	6.7
飲食店、宿泊業	100.0	58.9	23.0	10.3	7.8
医療、福祉	100.0	81.1	10.7	2.8	5.4
教育、学習支援業	100.0	71.4	7.8	8.6	12.2
複合サービス事業	100.0	78.3	6.0	9.8	5.9
サービス業	100.0	67.1	14.0	10.6	8.3
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	88.4 <88.0>	7.3 <6.0>	4.1 <5.9>	0.2 <0.1>
100～499人	100.0 <100.0>	85.9 <85.6>	7.8 <6.8>	5.0 <6.2>	1.2 <1.3>
30～99人	100.0 <100.0>	78.6 <76.8>	11.0 <12.3>	5.7 <7.3>	4.6 <3.6>
5～29人	100.0 <100.0>	63.1 <68.8>	15.9 <15.8>	12.3 <10.3>	8.7 <5.1>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	80.2 <78.5>	10.3 <11.2>	5.6 <7.1>	3.9 <3.2>
【介護休業制度の規定の有無】					
あり	100.0 <100.0>	83.0 <85.4>	10.5 <9.2>	6.2 <5.2>	0.3 <0.2>
なし	100.0 <100.0>	44.8 <55.0>	20.4 <21.1>	17.3 <14.4>	17.4 <9.4>

事業所総数=100.0%

第37表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合

(96)

	総 計	請じている (Ⅲ.A.)	休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他	請じていない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	24.1 <31.1> (100.0) <100.0>	(68.8) <67.1>	(26.8) <26.9>	(13.0) <14.5>	69.5 <64.7>	6.4 <4.1>
【産業】							
鉱業	100.0	21.1 (100.0)	(72.3)	(11.9)	(17.5)	77.1	1.7
建設業	100.0	16.6 (100.0)	(66.2)	(23.8)	(15.6)	75.1	8.3
製造業	100.0	17.9 (100.0)	(69.0)	(24.9)	(15.1)	73.7	8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.5 (100.0)	(91.2)	(7.6)	(6.5)	27.5	—
情報通信業	100.0	40.7 (100.0)	(83.6)	(20.6)	(11.7)	57.1	2.2
運輸業	100.0	22.0 (100.0)	(67.4)	(38.6)	(6.0)	71.6	6.4
卸売・小売業	100.0	25.0 (100.0)	(74.4)	(22.2)	(9.5)	69.1	5.9
金融・保険業	100.0	46.2 (100.0)	(65.5)	(25.3)	(17.9)	52.5	1.3
不動産業	100.0	22.1 (100.0)	(70.6)	(10.3)	(19.9)	69.2	8.7
飲食店、宿泊業	100.0	23.5 (100.0)	(51.0)	(32.3)	(27.4)	70.5	6.0
医療、福祉	100.0	27.2 (100.0)	(72.7)	(34.4)	(13.4)	69.6	3.2
教育、学習支援業	100.0	24.9 (100.0)	(88.0)	(14.9)	(9.4)	65.6	9.5
複合サービス事業	100.0	45.5 (100.0)	(43.1)	(57.5)	(14.1)	51.0	3.5
サービス業	100.0	24.3 (100.0)	(64.9)	(29.5)	(10.8)	69.0	6.7
【事業所規模】							
500人以上	100.0 <100.0>	58.1 <63.3> (100.0) <100.0>	(90.8) <92.4>	(13.8) <14.4>	(6.1) <6.7>	41.7 <36.6>	0.2 <0.1>
100～499人	100.0 <100.0>	44.7 <47.4> (100.0) <100.0>	(80.5) <79.4>	(21.3) <24.5>	(10.9) <9.5>	54.2 <51.3>	1.1 <1.3>
30～99人	100.0 <100.0>	31.2 <33.8> (100.0) <100.0>	(73.4) <71.8>	(27.6) <26.0>	(13.4) <11.5>	64.2 <62.6>	4.6 <3.6>
5～29人	100.0 <100.0>	22.0 <30.0> (100.0) <100.0>	(66.7) <65.4>	(27.2) <27.3>	(13.2) <15.4>	71.0 <65.6>	6.9 <4.3>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	34.2 <36.6> (100.0) <100.0>	(75.6) <74.1>	(25.7) <25.4>	(12.6) <10.9>	62.0 <60.3>	3.9 <3.2>
【介護休業制度の規定の有無】							
あり	100.0 <100.0>	34.3 <49.3> (100.0) <100.0>	(70.7) <68.6>	(27.9) <29.6>	(10.5) <11.1>	63.6 <50.6>	2.1 <0.1>
なし	100.0 <100.0>	7.8 <11.2> (100.0) <100.0>	(55.6) <60.0>	(19.2) <13.9>	(30.6) <31.3>	78.9 <80.3>	13.3 <8.5>

事業所総数=100.0%

第38表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女・介護休業取得者の有無別事業所割合 (H16.4.1~17.3.31)

(%)

	総 数	介護休業 取得者あり の事業所	女性のみ介護 休業取得者あり 事業所	男性のみ介護 休業取得者あり 事業所	男女とも介護 休業取得者あり 事業所	介護休業 取得者なし 事業所	不 明
【総計】	100.0	1.0 (100.0)	(69.0)	(27.4)	(3.7)	98.9	0.0
【産業】							
鉱業	100.0	— (100.0)	(—)	(—)	(—)	100.0	—
建設業	100.0	1.5 (100.0)	(55.5)	(44.5)	(—)	98.4	0.1
製造業	100.0	1.3 (100.0)	(69.1)	(26.2)	(4.7)	98.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.4 (100.0)	(91.7)	(—)	(8.3)	98.6	—
情報通信業	100.0	3.6 (100.0)	(23.3)	(75.3)	(1.3)	96.4	0.0
運輸業	100.0	0.2 (100.0)	(92.2)	(2.6)	(5.2)	99.8	—
卸売・小売業	100.0	0.9 (100.0)	(81.9)	(17.6)	(0.5)	99.0	0.1
金融・保険業	100.0	0.0 (100.0)	(66.7)	(33.3)	(—)	100.0	—
不動産業	100.0	4.3 (100.0)	(1.7)	(50.2)	(48.1)	95.7	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	0.3 (100.0)	(99.3)	(0.7)	(—)	99.7	—
医療、福祉	100.0	2.4 (100.0)	(96.6)	(3.0)	(0.3)	97.6	—
教育、学習支援業	100.0	0.2 (100.0)	(71.4)	(25.1)	(3.5)	99.7	0.0
複合サービス事業	100.0	0.4 (100.0)	(98.4)	(1.6)	(—)	99.6	—
サービス業	100.0	0.6 (100.0)	(79.6)	(20.0)	(0.4)	99.3	0.0
【事業所規模】							
500人以上	100.0	25.9 (100.0)	(65.0)	(22.1)	(12.9)	73.5	0.6
100~499人	100.0	5.7 (100.0)	(77.2)	(20.0)	(2.7)	94.3	—
30~99人	100.0	1.8 (100.0)	(72.6)	(27.4)	(—)	97.9	0.3
5~29人	100.0	0.6 (100.0)	(64.9)	(30.5)	(4.6)	99.3	0.0
30人以上(再掲)	100.0	2.9 (100.0)	(73.3)	(24.0)	(2.7)	96.9	0.2
【介護休業制度の規定の有無】							
あり	100.0	1.2 (100.0)	(57.1)	(40.9)	(2.0)	98.8	0.0
なし	100.0	0.8 (100.0)	(92.7)	(0.1)	(7.2)	99.1	0.1

事業所総数=100.0%

第39表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無、男女別常用労働者に占める介護休業取得者割合 (H16.4.1~17.3.31)

(%)

	常用労働者	介護休業 取得者	女 性	男 性	女性常用労働者 に占める介護休 業取得者の割合	男性常用労働者 に占める介護休 業取得者の割合
【総計】	100.0 <100.0>	0.04 <0.05> (100.0) <100.0>	(73.5) <66.2>	(26.5) <33.8>	0.08 <0.08>	0.02 <0.03>
【産業】						
鉱業	100.0	— (100.0)	(—)	(—)	—	—
建設業	100.0	0.08 (100.0)	(55.5)	(44.5)	0.31	0.04
製造業	100.0	0.04 (100.0)	(73.6)	(26.4)	0.10	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.02 (100.0)	(93.1)	(6.9)	0.17	0.00
情報通信業	100.0	0.08 (100.0)	(27.7)	(72.3)	0.09	0.07
運輸業	100.0	0.01 (100.0)	(94.7)	(5.3)	0.09	0.00
卸売・小売業	100.0	0.06 (100.0)	(86.8)	(13.2)	0.11	0.01
金融・保険業	100.0	0.00 (100.0)	(77.8)	(22.2)	0.00	0.00
不動産業	100.0	0.32 (100.0)	(33.6)	(66.4)	0.30	0.33
飲食店、宿泊業	100.0	0.01 (100.0)	(99.3)	(0.7)	0.03	0.00
医療、福祉	100.0	0.06 (100.0)	(96.8)	(3.2)	0.07	0.01
教育、学習支援業	100.0	0.01 (100.0)	(60.5)	(39.5)	0.01	0.01
複合サービス事業	100.0	0.02 (100.0)	(96.8)	(3.2)	0.05	0.00
サービス業	100.0	0.02 (100.0)	(80.1)	(19.9)	0.05	0.01
【事業所規模】						
500人以上	100.0 <100.0>	0.03 <0.04> (100.0) <100.0>	(72.4) <74.9>	(27.6) <25.1>	0.08 <0.10>	0.01 <0.01>
100~499人	100.0 <100.0>	0.03 <0.03> (100.0) <100.0>	(80.1) <81.6>	(19.9) <18.4>	0.07 <0.07>	0.01 <0.01>
30~99人	100.0 <100.0>	0.04 <0.02> (100.0) <100.0>	(74.7) <80.2>	(25.3) <19.8>	0.07 <0.05>	0.01 <0.01>
5~29人	100.0 <100.0>	0.06 <0.07> (100.0) <100.0>	(70.9) <59.1>	(29.1) <40.9>	0.11 <0.11>	0.03 <0.05>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	0.03 <0.03> (100.0) <100.0>	(76.1) <79.5>	(23.9) <20.5>	0.07 <0.06>	0.01 <0.01>
【介護休業制度の規定の有無】						
あり	100.0 <100.0>	0.03 <0.05> (100.0) <100.0>	(61.6) <65.2>	(38.4) <34.8>	0.06 <0.10>	0.02 <0.03>
なし	100.0 <100.0>	0.07 <0.03> (100.0) <100.0>	(94.5) <70.5>	(5.5) <29.5>	0.17 <0.05>	0.01 <0.02>

(注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、常用労働者に占めるH16.4.1~17.3.31までに介護休業を開始した者の割合である。

(注) 前回数値はH13.4.1~14.3.31までに介護休業を開始した者の割合である。

第40表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、男女別介護休業終了後の復職者割合（H16. 4. 1～17. 3. 31）

(%)

	介護休業 取得者	復職者	退職者	女性の介護 休業取得 者	復職者	退職者	男性の介護 休業取得 者	復職者	退職者
【総計】	100.0 <100.0> (100.0) <100.0>	(81.7) <90.6>	(18.3) <9.4>	79.5 <64.1> (100.0) <100.0>	(81.4) <89.7>	(18.6) <10.3>	20.5 <35.9> (100.0) <100.0>	(83.1) <92.1>	(16.9) <7.9>
【産業】									
鉱業	100.0 (100.0)	(100.0)	(—)	100.0 (100.0)	(100.0)	(—)	— (100.0)	(—)	(—)
建設業	100.0 (100.0)	(45.2)	(54.8)	99.7 (100.0)	(45.1)	(54.9)	0.3 (100.0)	(66.7)	(33.3)
製造業	100.0 (100.0)	(77.1)	(22.9)	88.8 (100.0)	(82.7)	(17.3)	31.2 (100.0)	(64.7)	(35.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	(100.0)	(—)	91.9 (100.0)	(100.0)	(—)	8.1 (100.0)	(100.0)	(—)
情報通信業	100.0 (100.0)	(94.7)	(5.3)	27.0 (100.0)	(100.0)	(—)	73.0 (100.0)	(92.8)	(7.2)
運輸業	100.0 (100.0)	(78.4)	(21.6)	93.4 (100.0)	(76.9)	(23.1)	6.6 (100.0)	(100.0)	(—)
卸売・小売業	100.0 (100.0)	(93.3)	(6.7)	86.6 (100.0)	(93.6)	(6.4)	13.4 (100.0)	(91.5)	(8.5)
金融・保険業	100.0 (100.0)	(90.9)	(9.1)	36.2 (100.0)	(75.0)	(25.0)	63.8 (100.0)	(100.0)	(—)
不動産業	100.0 (100.0)	(99.8)	(0.2)	49.7 (100.0)	(99.6)	(0.4)	50.3 (100.0)	(100.0)	(—)
飲食店、宿泊業	100.0 (100.0)	(91.6)	(8.4)	100.0 (100.0)	(91.6)	(8.4)	— (100.0)	(—)	(—)
医療、福祉	100.0 (100.0)	(93.5)	(6.5)	96.6 (100.0)	(93.3)	(6.7)	3.4 (100.0)	(100.0)	(—)
教育、学習支援業	100.0 (100.0)	(49.4)	(50.6)	70.3 (100.0)	(40.4)	(59.6)	29.7 (100.0)	(70.8)	(29.2)
複合サービス事業	100.0 (100.0)	(90.8)	(9.2)	98.4 (100.0)	(90.6)	(9.4)	1.6 (100.0)	(100.0)	(—)
サービス業	100.0 (100.0)	(93.5)	(6.5)	71.5 (100.0)	(92.7)	(7.3)	28.5 (100.0)	(95.8)	(4.2)
【事業所規模】									
500人以上	100.0 (100.0) <100.0>	(90.9) <87.8>	(9.1) <12.2>	72.8 (100.0) <100.0>	(91.5) <89.2>	(8.5) <10.8>	27.2 (100.0) <100.0>	(89.2) <83.4>	(10.8) <16.6>
100～499人	100.0 (100.0) <100.0>	(82.7) <86.6>	(17.3) <13.4>	78.3 (100.0) <100.0>	(83.0) <90.6>	(17.0) <9.4>	21.7 (100.0) <100.0>	(82.0) <87.5>	(18.0) <32.5>
30～99人	100.0 (100.0) <100.0>	(74.4) <80.2>	(25.6) <19.8>	71.7 (100.0) <100.0>	(67.8) <90.8>	(32.2) <9.2>	28.3 (100.0) <100.0>	(91.1) <58.8>	(8.9) <41.2>
5～29人	100.0 (100.0) <100.0>	(83.0) <93.7>	(17.0) <6.3>	84.6 (100.0) <100.0>	(84.4) <89.2>	(15.6) <10.8>	15.4 (100.0) <100.0>	(75.4) <100.0>	(24.6) <—>
30人以上（再掲）	100.0 (100.0) <100.0>	(80.4) <84.4>	(19.6) <15.6>	74.3 (100.0) <100.0>	(77.8) <90.4>	(22.2) <9.6>	25.7 (100.0) <100.0>	(87.9) <66.4>	(12.1) <33.6>
【労働組合の有無】									
あり	100.0 (100.0) <100.0>	(89.6) <92.0>	(10.4) <8.0>	65.9 (100.0) <100.0>	(89.8) <92.0>	(10.2) <8.0>	34.1 (100.0) <100.0>	(89.0) <92.0>	(11.0) <8.0>
なし	100.0 (100.0) <100.0>	(79.4) <89.6>	(20.6) <10.4>	83.7 (100.0) <100.0>	(79.4) <88.8>	(20.6) <11.2>	16.3 (100.0) <100.0>	(79.4) <92.3>	(20.6) <7.7>
【介護休業制度の規定の有無】									
あり	100.0 (100.0) <100.0>	(73.4) <88.5>	(26.6) <11.5>	71.6 (100.0) <100.0>	(69.4) <87.2>	(30.6) <12.8>	28.4 (100.0) <100.0>	(83.7) <90.6>	(16.3) <9.4>
なし	100.0 (100.0) <100.0>	(96.2) <99.0>	(3.8) <1.0>	93.3 (100.0) <100.0>	(97.4) <98.7>	(2.6) <1.3>	6.7 (100.0) <100.0>	(79.3) <99.7>	(20.7) <0.3>

H16. 4. 1～17. 3. 31までに介護休業を終了し、復職予定だった者＝100.0%

(注) 前回数値はH13. 4. 1～14. 3. 31までに介護休業を終了し、復職予定だった者＝100.0%

第40-2表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護休業終了後の復職状況別事業所割合 (H16. 4. 1~17. 3. 31)

(%)

	総 計	復職予定者 あり事業所	復職者 のみいた 事業所	退職者 のみいた 事業所	復職者も退 職者もいた 事業所	復職予定者 なし事業所	不 明
【総計】	100.0	1.1 (100.0)	(78.3)	(19.4)	(2.3)	98.9	0.1
【産業】							
鉱業	100.0	1.7 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)	98.3	—
建設業	100.0	1.5 (100.0)	(45.1)	(54.8)	(0.1)	98.4	0.1
製造業	100.0	1.5 (100.0)	(71.6)	(21.4)	(7.0)	98.4	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.6 (100.0)	(100.0)	(—)	(—)	99.4	0.1
情報通信業	100.0	3.7 (100.0)	(94.2)	(5.1)	(0.7)	96.3	0.0
運輸業	100.0	0.2 (100.0)	(55.1)	(42.4)	(2.5)	99.8	—
卸売・小売業	100.0	1.0 (100.0)	(90.9)	(7.3)	(1.8)	99.0	0.1
金融・保険業	100.0	0.1 (100.0)	(90.9)	(9.1)	(—)	99.9	—
不動産業	100.0	2.2 (100.0)	(99.6)	(0.4)	(—)	97.7	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	0.4 (100.0)	(91.6)	(8.4)	(—)	99.6	—
医療、福祉	100.0	2.2 (100.0)	(93.2)	(6.8)	(—)	97.8	—
教育、学習支援業	100.0	0.5 (100.0)	(33.9)	(54.8)	(11.3)	99.5	0.0
複合サービス事業	100.0	0.4 (100.0)	(90.8)	(9.2)	(—)	99.6	—
サービス業	100.0	0.7 (100.0)	(94.0)	(5.4)	(0.6)	99.3	0.0
【事業所規模】							
500人以上	100.0	24.5 (100.0)	(85.7)	(8.0)	(6.3)	74.7	0.8
100~499人	100.0	5.9 (100.0)	(80.7)	(14.4)	(4.9)	94.1	—
30~99人	100.0	2.0 (100.0)	(72.4)	(23.5)	(4.1)	97.7	0.3
5~29人	100.0	0.7 (100.0)	(79.6)	(20.4)	(—)	99.3	0.0
30人以上(再掲)	100.0	3.0 (100.0)	(77.0)	(18.3)	(4.6)	96.7	0.3
【労働組合の有無】							
あり	100.0	1.2 (100.0)	(87.3)	(11.0)	(1.7)	98.8	0.0
なし	100.0	1.0 (100.0)	(75.8)	(21.8)	(2.4)	98.9	0.1
【介護休業制度の規定の有無】							
あり	100.0	1.3 (100.0)	(69.9)	(26.7)	(3.4)	98.7	0.0
なし	100.0	0.8 (100.0)	(95.0)	(5.0)	(—)	99.1	0.1

事業所総数=100.0%

第41表 産業・事業所規模・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、男女・取得休業期間別
介護休業取得者割合

	男 性							
	計	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
【総計】	100.0 <100.0>	9.8 <3.6>	12.5 <5.2>	4.2 <10.3>	24.2 <52.8>	40.0 <14.1>	7.1 <1.8>	2.2 <2.1>
【産業】								
鉱業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
建設業	100.0	0.2	99.1	—	—	0.7	—	—
製造業	100.0	18.0	15.6	9.2	23.4	21.5	9.7	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	—	0.1	—	83.8	—	—	8.1
情報通信業	100.0	—	5.0	5.6	15.6	68.3	5.6	—
運輸業	100.0	—	—	—	28.1	67.7	4.2	—
卸売・小売業	100.0	—	—	0.2	11.3	85.4	2.9	0.2
金融・保険業	100.0	—	—	—	60.2	—	29.9	10.0
不動産業	100.0	98.5	1.1	0.2	—	2.2	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
医療、福祉	100.0	—	1.8	8.7	56.2	18.4	1.1	13.8
教育、学習支援業	100.0	2.5	—	9.9	75.2	9.9	2.5	—
複合サービス事業	100.0	—	—	—	86.2	12.0	1.8	—
サービス業	100.0	11.2	0.3	6.9	41.1	2.4	37.7	0.4
【事業所規模】								
500人以上	100.0	2.1	4.6	8.7	33.1	27.3	21.6	2.6
100～499人	100.0	2.0	5.7	12.5	50.8	18.8	8.6	0.6
30～99人	100.0	2.7	1.6	5.3	48.4	32.6	0.7	8.8
5～29人	100.0	10.7	20.8	—	3.6	52.8	6.1	—
30人以上（再掲）	100.0	2.3	3.7	8.7	46.2	26.3	8.2	4.5
【介護休業制度の規定の有無】								
あり	100.0	5.7	7.6	6.9	42.1	28.9	7.0	3.8
なし	100.0	15.2	19.0	0.7	0.6	57.3	7.4	—
【最長介護休業期間】								
期間の最長限度を定めている	100.0	5.3	7.6	5.7	44.1	28.9	7.5	0.9
通算93日まで	100.0	7.1	2.6	5.0	55.4	29.3	0.6	—
93日を越え6か月未満	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
6か月	100.0	—	53.1	12.2	13.2	10.4	3.2	—
6か月を越え1年未満	100.0	—	—	—	5.0	95.0	—	—
1年	100.0	3.7	3.8	6.1	31.0	27.6	24.3	3.5
1年を越える期間	100.0	—	3.6	—	34.4	28.2	29.6	3.2
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	10.9	8.3	24.2	13.8	—	—	42.7

	女 性							
	計	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
【総計】	100.0 <100.0>	5.8 <5.0>	15.2 <7.8>	4.2 <8.6>	22.8 <56.4>	42.1 <16.8>	7.2 <2.2>	2.6 <2.3>
【産業】								
鉱業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
建設業	100.0	0.2	99.5	—	—	0.2	—	—
製造業	100.0	12.7	20.1	10.4	22.1	23.1	9.7	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	—	8.8	—	82.4	—	—	8.8
情報通信業	100.0	—	15.1	2.2	24.0	54.2	4.4	—
運輸業	100.0	—	—	—	27.6	67.8	4.6	—
卸売・小売業	100.0	—	—	0.2	6.0	91.6	2.0	0.2
金融・保険業	100.0	—	—	—	—	—	65.7	33.3
不動産業	100.0	97.4	—	0.4	—	2.2	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
医療、福祉	100.0	—	1.8	9.0	55.0	19.1	0.7	14.4
教育、学習支援業	100.0	4.3	—	13.0	69.7	8.6	4.3	—
複合サービス事業	100.0	—	—	—	87.8	12.2	—	—
サービス業	100.0	2.1	9.4	6.4	39.5	0.1	51.0	0.3
【事業所規模】								
500人以上	100.0	1.7	4.5	9.4	31.0	28.3	20.8	3.3
100～499人	100.0	2.2	4.8	14.1	52.5	18.9	7.3	0.4
30～99人	100.0	0.9	2.4	4.9	48.0	30.3	—	13.5
5～29人	100.0	9.2	24.2	—	4.2	55.4	7.1	—
30人以上（再掲）	100.0	1.6	3.6	9.6	46.8	25.2	7.2	6.0
【介護休業制度の規定の有無】								
あり	100.0	1.1	7.9	7.9	46.3	22.7	6.5	5.4
なし	100.0	10.3	20.1	0.7	0.6	60.5	7.8	—
【最長介護休業期間】								
期間の最長限度を定めている	100.0	1.2	10.1	6.0	49.5	24.9	7.1	1.2
通算93日まで	100.0	0.2	2.2	5.8	64.6	27.0	0.1	—
93日を越え6か月未満	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
6か月	100.0	—	57.2	12.8	12.4	16.2	1.4	—
6か月を越え1年未満	100.0	—	—	—	5.1	94.9	—	—
1年	100.0	4.9	5.6	4.5	30.2	16.2	24.7	4.7
1年を越える期間	100.0	—	4.2	—	33.5	28.2	30.5	3.7
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	—	9.8	28.5	11.4	—	—	50.3

	男 性							
	計	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
【総計】	100.0 <100.0>	24.7 <1.2>	2.3 <0.9>	4.9 <13.4>	29.6 <74.2>	31.8 <13.4>	7.9 <1.0>	0.3 <0.0>
【産業】								
鉱業	100.0	—	—	—	—	—	—	—
建設業	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—
製造業	100.0	32.8	6.6	5.9	27.0	16.9	9.9	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
情報通信業	100.0	—	0.9	6.9	12.2	73.9	6.0	—
運輸業	100.0	—	—	—	33.3	66.7	—	—
卸売・小売業	100.0	—	—	—	46.4	44.3	9.2	—
金融・保険業	100.0	—	—	—	85.8	—	14.2	—
不動産業	100.0	95.7	2.2	—	—	2.2	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	100.0	—	—	—	90.3	—	9.7	—
教育、学習支援業	100.0	—	—	5.8	82.5	11.7	—	—
複合サービス事業	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
サービス業	100.0	33.5	—	7.9	45.0	7.8	5.3	0.6
【事業所規模】								
500人以上	100.0	3.3	4.8	6.8	26.4	24.4	23.6	0.6
100～499人	100.0	1.3	9.1	7.0	44.4	18.7	18.1	1.3
30～99人	100.0	6.0	—	6.2	49.1	36.8	2.0	—
5～29人	100.0	63.3	—	—	—	36.7	—	—
30人以上（再掲）	100.0	4.1	3.5	6.5	45.3	29.2	10.7	0.5
【介護休業制度の規定の有無】								
あり	100.0	15.2	2.6	4.8	33.4	35.7	7.9	0.4
なし	100.0	98.1	—	—	—	1.9	—	—
【最長介護休業期間】								
期間の最長限度を定めている	100.0	13.3	2.7	5.0	33.8	38.0	8.2	0.4
通算93日まで	100.0	18.5	3.2	3.7	40.1	33.1	1.4	—
93日を越え6か月未満	100.0	—	—	—	—	—	—	—
6か月	100.0	—	9.8	4.8	21.3	42.2	21.9	—
6か月を越え1年未満	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—
1年	100.0	1.8	0.9	9.6	17.4	46.2	23.7	1.4
1年を越える期間	100.0	—	—	—	40.1	35.5	24.4	—
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0	72.6	—	—	27.4	—	—	—

115.41～117.39までに掲載した者＝100.0%

第42表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無・最長介護休業期間、介護休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

(%)

	総 計	介護休業取得者があった際の雇用管理状況 (M.A.)				
		代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	72.8 <60.4>	8.5 <30.3>	19.6 <15.2>	2.2 <2.4>	0.3 <0.0>
【産業】						
鉱業	100.0	—	—	—	—	—
建設業	100.0	88.8	0.2	9.8	1.3	—
製造業	100.0	81.2	11.6	14.1	1.0	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.4	26.4	61.1	4.2	—
情報通信業	100.0	40.2	48.8	9.0	16.2	—
運輸業	100.0	51.3	2.6	10.4	40.9	—
卸売・小売業	100.0	54.1	8.9	38.2	0.4	—
金融・保険業	100.0	66.7	33.3	—	—	—
不動産業	100.0	98.7	0.2	1.1	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	3.6	6.0	90.4	—	—
医療、福祉	100.0	89.3	4.0	7.0	0.3	—
教育、学習支援業	100.0	10.6	—	64.3	25.1	—
複合サービス事業	100.0	89.1	18.5	9.2	1.6	—
サービス業	100.0	74.9	1.2	21.7	0.8	1.8
【事業所規模】						
500人以上	100.0 <100.0>	73.1 <80.8>	17.1 <17.6>	25.3 <20.8>	5.1 <5.1>	2.0 <0.4>
100～499人	100.0 <100.0>	74.0 <77.9>	11.1 <10.3>	18.4 <14.0>	6.7 <3.0>	— <—>
30～99人	100.0 <100.0>	86.3 <74.0>	11.3 <8.7>	19.5 <28.4>	3.1 <5.7>	0.6 <—>
5～29人	100.0 <100.0>	75.4 <53.7>	5.3 <38.5>	19.4 <12.6>	— <1.5>	— <—>
30人以上 (再掲)	100.0 <100.0>	70.0 <76.5>	12.0 <10.6>	19.9 <21.5>	4.6 <4.5>	0.6 <0.0>
【労働組合の有無】						
あり	100.0 <100.0>	74.1 <59.0>	15.2 <56.8>	18.0 <20.9>	3.7 <1.3>	0.5 <—>
なし	100.0 <100.0>	72.4 <61.1>	6.4 <16.3>	20.1 <12.2>	1.8 <2.9>	0.2 <0.0>
【介護休業制度の規定の有無】						
あり	100.0 <100.0>	71.8 <58.5>	12.8 <32.8>	16.8 <16.5>	3.4 <1.2>	0.4 <0.0>
なし	100.0 <100.0>	74.9 <82.7>	— <1.2>	25.1 <0.3>	— <15.8>	— <—>
【最長介護休業期間】						
期間の最長限度を定めている	100.0 <100.0>	70.2 <57.8>	13.5 <33.3>	17.8 <17.0>	3.6 <1.3>	0.4 <0.0>
通算して93日まで(注1)	100.0 <100.0>	70.3 <75.5>	11.7 <4.5>	18.3 <22.9>	1.9 <0.8>	0.3 <0.1>
93日を超え6か月未満(注2)	100.0 <100.0>	— <87.5>	— <1.6>	— <12.6>	100.0 <—>	— <—>
6か月	100.0 <100.0>	79.6 <76.7>	3.0 <3.0>	15.7 <53.3>	9.2 <12.6>	— <—>
6か月を超え1年未満	100.0 <100.0>	10.9 <99.9>	— <0.3>	8.6 <—>	80.5 <—>	— <—>
1年	100.0 <100.0>	69.7 <55.6>	20.8 <30.9>	15.9 <41.3>	4.8 <2.6>	0.9 <—>
1年を超える期間	100.0 <100.0>	84.9 <5.0>	13.5 <94.9>	26.4 <0.3>	7.1 <—>	— <—>
期間の制限はなく、必要日数取得できる	100.0 <100.0>	98.8 <82.2>	— <17.8>	1.2 <—>	— <—>	— <—>

介護休業取得者のあった事業所＝100.0%

(注1) 平成14年度は「3か月まで」

(注2) 平成14年度は「3か月を超え6か月未満」

第43表 産業・事業所規模・労働組合の有無・介護休業制度の規定の有無、介護のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無・措置の種類別事業所割合

(%)

	総計	勤務時間短縮等の措置の制度あり(M.A.)	短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護に要する経費の援助措置	勤務時間短縮等の措置の制度なし	不明
【総計】	100.0 <100.0>	38.3 <43.9> (100.0) <100.0>	34.6 <38.5> (90.4) <87.7>	5.8 <6.3> (15.1) <14.3>	18.4 <18.9> (47.9) <43.1>	1.8 <1.3> (4.8) <3.0>	61.7 <56.1>	0.0 <0.0>
【産業】								
鉱業	100.0	28.7 (100.0)	26.5 (92.3)	3.8 (13.3)	17.0 (59.1)	3.7 (12.9)	71.3	—
建設業	100.0	22.1 (100.0)	20.3 (91.9)	4.2 (19.1)	14.5 (65.7)	0.1 (0.7)	77.9	—
製造業	100.0	33.1 (100.0)	29.7 (89.9)	6.2 (18.8)	16.3 (49.2)	2.1 (6.3)	66.9	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.3 (100.0)	84.7 (92.8)	9.1 (10.0)	44.0 (48.2)	15.0 (16.5)	8.7	—
情報通信業	100.0	45.8 (100.0)	35.8 (78.0)	9.6 (20.9)	21.3 (46.6)	2.4 (5.2)	54.2	—
運輸業	100.0	32.4 (100.0)	29.9 (92.4)	4.2 (13.0)	14.3 (44.1)	2.3 (7.0)	67.6	—
卸売・小売業	100.0	41.5 (100.0)	37.8 (91.0)	6.6 (15.8)	17.7 (42.7)	2.0 (4.8)	58.5	—
金融・保険業	100.0	82.4 (100.0)	70.8 (85.9)	5.7 (6.9)	27.5 (33.4)	2.6 (3.1)	17.6	—
不動産業	100.0	43.4 (100.0)	38.2 (88.1)	13.6 (31.4)	26.1 (60.2)	2.1 (4.8)	56.6	—
飲食店、宿泊業	100.0	35.1 (100.0)	29.8 (84.9)	2.4 (6.8)	22.8 (65.1)	2.1 (6.0)	64.9	—
医療、福祉	100.0	42.7 (100.0)	41.1 (96.2)	3.6 (8.6)	21.2 (49.7)	1.6 (3.8)	57.3	—
教育、学習支援業	100.0	41.7 (100.0)	40.0 (95.9)	9.7 (23.2)	20.7 (49.7)	2.8 (6.8)	58.3	—
複合サービス事業	100.0	66.5 (100.0)	64.0 (96.2)	7.2 (10.8)	23.0 (34.7)	3.6 (5.5)	33.5	—
サービス業	100.0	35.8 (100.0)	32.4 (90.5)	6.4 (17.9)	19.0 (53.0)	1.7 (4.8)	64.2	0.0
【事業所規模】								
500人以上	100.0 <100.0>	89.2 <84.3> (100.0) <100.0>	76.7 <68.4> (86.0) <81.2>	21.2 <17.9> (23.8) <21.2>	36.3 <32.1> (40.8) <38.1>	9.9 <6.7> (11.1) <8.0>	10.8 <15.7>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	72.2 <71.3> (100.0) <100.0>	64.5 <61.8> (89.3) <86.8>	13.5 <10.8> (18.7) <15.1>	35.0 <30.3> (48.5) <42.6>	4.0 <3.0> (5.6) <4.1>	27.8 <28.4>	— <0.3>
30～99人	100.0 <100.0>	57.0 <54.4> (100.0) <100.0>	51.8 <47.5> (90.9) <87.3>	7.4 <7.3> (12.9) <13.4>	27.2 <24.8> (47.6) <45.6>	2.2 <2.1> (3.8) <3.9>	43.0 <45.6>	0.0 <0.0>
5～29人	100.0 <100.0>	33.7 <41.1> (100.0) <100.0>	30.5 <36.1> (90.4) <87.9>	5.2 <5.9> (15.3) <14.4>	16.2 <17.5> (48.0) <42.6>	1.7 <1.1> (5.0) <2.7>	66.3 <58.9>	— <—>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	60.3 <57.8> (100.0) <100.0>	54.6 <50.3> (90.4) <87.1>	8.7 <8.0> (14.4) <13.9>	28.8 <25.9> (47.7) <44.8>	2.6 <2.4> (4.3) <4.1>	39.6 <42.1>	0.0 <0.1>
【労働組合の有無】								
あり	100.0	71.9 (100.0)	64.8 (90.1)	12.7 (17.6)	33.2 (46.1)	5.0 (7.0)	28.1	—
なし	100.0	30.3 (100.0)	27.4 (90.6)	4.1 (13.7)	14.8 (48.9)	1.1 (3.6)	69.7	0.0
不明	100.0	— (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	100.0	—
【介護休業制度の規定の有無】								
あり	100.0	67.8 (100.0)	61.4 (90.5)	10.2 (15.1)	32.7 (48.2)	3.2 (4.7)	32.2	—
なし	100.0	1.5 (100.0)	1.2 (82.4)	0.3 (17.8)	0.5 (30.5)	0.2 (10.9)	98.5	0.0

事業所総数=100.0%

第44表 介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、制度の有無・利用可能期間別事業所割合

(%)

		総 計	制度あり	利用可能期間					制度なし	不 明
				9 3 日	9 3 日を超え1年未満	1 年	1 年を超える期間	その他		
勤務時間短縮等 措置全体	【総計】	100.0 <100.0>	38.3 <43.9> (100.0)	(75.2)	(5.4)	(10.5)	(8.3)	(0.6)	61.7 <56.1>	0.0 <0.0>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	60.3 <57.8> (100.0)	(71.8)	(5.4)	(12.8)	(9.2)	(0.8)	39.6 <42.1>	0.0 <0.1>

		総 計	制度あり	利用可能期間					制度なし	不 明
				9 3 日	9 3 日を超え1年未満	1 年	1 年を超える期間	その他		
短時間勤務制度	【総計】	100.0 <100.0>	34.6 <38.5> (100.0)	(77.8)	(4.2)	(11.2)	(6.1)	(0.7)	65.4 <61.5>	0.0 <0.0>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	54.6 <50.3> (100.0)	(73.0)	(5.0)	(13.6)	(7.5)	(0.9)	45.4 <49.6>	0.0 <0.1>
介護の場合に利用 できるフレック スタイム制度	【総計】	100.0 <100.0>	5.8 <6.3> (100.0)	(58.0)	(6.8)	(13.4)	(21.3)	(0.5)	94.2 <93.6>	0.0 <0.1>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	8.7 <8.0> (100.0)	(58.6)	(3.0)	(16.3)	(21.9)	(0.2)	91.3 <91.6>	0.0 <0.4>
始業・終業時刻 の繰上げ・繰下げ	【総計】	100.0 <100.0>	18.4 <18.9> (100.0)	(74.9)	(5.9)	(10.0)	(9.0)	(0.2)	81.6 <81.0>	0.0 <0.1>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	28.8 <25.9> (100.0)	(74.9)	(4.6)	(12.2)	(8.2)	(0.1)	71.2 <73.8>	0.0 <0.3>
介護に要する経 費の援助措置	【総計】	100.0 <100.0>	1.8 <1.3> (100.0)	(41.1)	(7.4)	(25.7)	(23.9)	(1.9)	98.2 <98.6>	0.0 <0.1>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	2.6 <2.4> (100.0)	(47.6)	(2.7)	(21.2)	(26.7)	(1.8)	97.4 <97.2>	0.0 <0.4>

		総 計	制度あり	労働日 1 日に短縮する時間の長さ					
				1 時間未満	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上	その他	不 明
短時間勤務制度	【総計】	100.0	34.6 (100.0)	(1.0)	(28.1)	(48.9)	(15.5)	(4.0)	(2.4)
	【事業所規模】 30人以上	100.0	54.6 (100.0)	(0.5)	(28.2)	(50.0)	(15.3)	(3.5)	(2.4)

事業所総数=100.0%

第45表 産業・事業所規模・労働組合の有無、介護のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金
取扱い状況別事業所割合

(%)

	総 計	有 給	一部有給	無 給	その他	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	10.5 <7.8>	7.5 <8.4>	81.4 <83.6>	0.2	0.3 <0.2>
【産業】						
鉱業	100.0	0.8	6.6	92.6	—	—
建設業	100.0	18.7	9.7	71.6	—	—
製造業	100.0	4.3	7.7	87.2	—	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.6	3.5	92.9	—	—
情報通信業	100.0	6.2	9.3	80.1	4.4	—
運輸業	100.0	7.0	5.4	87.6	—	—
卸売・小売業	100.0	7.5	6.6	85.8	—	0.0
金融・保険業	100.0	26.1	6.2	65.9	1.8	—
不動産業	100.0	0.6	18.8	80.6	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	6.4	2.2	91.4	—	—
医療、福祉	100.0	18.2	12.1	69.0	—	0.7
教育、学習支援業	100.0	19.2	7.4	73.5	—	—
複合サービス事業	100.0	9.7	9.5	80.9	—	—
サービス業	100.0	6.8	8.3	83.6	—	1.4
【事業所規模】						
500人以上	100.0 <100.0>	5.8 <8.5>	7.3 <6.1>	86.8 <85.0>	—	0.1 <0.3>
100～499人	100.0 <100.0>	7.0 <7.7>	7.4 <8.8>	85.4 <83.5>	—	0.3 <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	8.8 <9.9>	8.7 <8.8>	82.1 <80.3>	—	0.3 <1.0>
5～29人	100.0 <100.0>	11.3 <7.3>	7.2 <8.4>	80.8 <84.2>	0.3	0.3 <0.1>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	8.4 <9.4>	8.4 <8.7>	82.9 <81.1>	—	0.3 <0.8>
【労働組合の有無】						
あり	100.0 <100.0>	11.2 <8.0>	7.0 <9.5>	81.8 <82.5>	—	0.0 <0.0>
なし	100.0 <100.0>	10.1 <7.6>	7.9 <7.9>	81.1 <84.1>	0.4	0.5 <0.4>

介護のための短時間勤務制度がある事業所＝100.0%

第46表 介護のための勤務時間短縮等の措置の種類、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の利用者の有無別事業所割合

(%)

		総 計	利用者あり の事業所 (M.A.)	利用者あり の事業所		利用者なし の事業所	不 明
				男性利用者 ありの事業所	女性利用者 ありの事業所		
短時間勤務 制	【総計】	100.0 <100.0>	1.0 <0.4> (100.0) <100.0>	(46.5) <20.8>	(67.2) <80.6>	99.0 <98.7>	0.0 <0.9>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	1.2 <0.6> (100.0) <100.0>	(42.7) <33.3>	(74.5) <70.8>	98.7 <98.9>	0.1 <0.9>
フレックス タイム制度	【総計】	100.0 <100.0>	0.3 <0.2> (100.0) <100.0>	(27.0) <44.0>	(73.0) <58.2>	99.5 <95.8>	0.2 <4.0>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	0.8 <0.9> (100.0) <100.0>	(41.3) <44.0>	(58.7) <58.2>	98.3 <98.3>	0.9 <0.7>
始業、終業 時刻の繰上 げ、繰下げ	【総計】	100.0 <100.0>	0.6 <0.8> (100.0) <100.0>	(73.1) <56.5>	(26.9) <43.5>	99.4 <98.6>	0.0 <0.6>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	0.7 <0.8> (100.0) <100.0>	(35.4) <75.5>	(64.6) <24.5>	99.2 <98.3>	0.1 <0.9>
介護に要す る経費の 援助措置	【総計】	100.0 <100.0>	0.7 <0.3> (100.0) <100.0>	(26.7) <45.7>	(85.5) <79.1>	98.9 <99.4>	0.4 <0.3>
	【事業所規模】 30人以上	100.0 <100.0>	1.5 <1.1> (100.0) <100.0>	(51.3) <45.7>	(72.2) <79.1>	96.7 <97.9>	1.8 <1.0>

短時間勤務制度等各々の措置がある事業所＝100.0%

第47表 事業所規模、男女・介護のための勤務時間短縮等の措置の種類別制度あり事業所の常用労働者に占める利用者割合 (H16. 4. 1～17. 3. 31)

(%)

	短時間勤務制度					フレックスタイム制度				
	常用労働者に占める利用者の割合	女 性	男 性	女性常用労働者に占める利用者の割合	男性常用労働者に占める利用者の割合	常用労働者に占める利用者の割合	女 性	男 性	女性常用労働者に占める利用者の割合	男性常用労働者に占める利用者の割合
【総計】	0.06 <0.01> (100.0) <100.0>	(56.5) <83.1>	(43.5) <16.9>	0.09 <0.03>	0.04 <0.00>	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(67.8) <44.7>	(32.2) <55.3>	0.01 <0.01>	0.00 <0.00>
【事業所規模】 500人以上	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(92.0) <86.3>	(8.0) <13.7>	0.03 <0.02>	0.00 <0.00>	0.00 <0.00> (100.0) <100.0>	(24.7) <42.3>	(75.3) <57.7>	0.00 <0.01>	0.00 <0.00>
100～499人	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(89.5) <69.4>	(10.5) <30.6>	0.02 <0.02>	0.00 <0.00>	0.01 <0.02> (100.0) <100.0>	(100.0) <35.7>	(-) <64.3>	0.02 <0.02>	- <0.02>
30～99人	0.10 <0.00> (100.0) <100.0>	(50.6) <60.1>	(49.4) <39.9>	0.13 <0.00>	0.09 <0.00>	0.01 <0.00> (100.0) <100.0>	(15.2) <100.0>	(84.8) <->	0.00 <0.01>	0.01 <->
5～29人	0.11 <0.03> (100.0) <100.0>	(56.9) <88.9>	(43.1) <11.1>	0.17 <0.06>	0.08 <0.01>	0.01 <-> (100.0) <100.0>	(100.0) <->	(-) <->	0.03 <->	- <->
30人以上 (再掲)	0.04 <0.01> (100.0) <100.0>	(56.1) <71.2>	(43.9) <28.8>	0.06 <0.01>	0.03 <0.00>	0.00 <0.01> (100.0) <100.0>	(52.5) <44.7>	(47.5) <55.3>	0.01 <0.01>	0.00 <0.01>

	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ					介護に要する経費の援助措置				
	常用労働者に占める利用者の割合	女 性	男 性	女性常用労働者に占める利用者の割合	男性常用労働者に占める利用者の割合	常用労働者に占める利用者の割合	女 性	男 性	女性常用労働者に占める利用者の割合	男性常用労働者に占める利用者の割合
【総計】	0.01 <0.02> (100.0) <100.0>	(29.1) <52.5>	(70.9) <47.5>	0.01 <0.03>	0.01 <0.02>	0.03 <0.02> (100.0) <100.0>	(37.7) <34.3>	(62.3) <65.7>	0.04 <0.02>	0.02 <0.02>
【事業所規模】 500人以上	0.00 <0.00> (100.0) <100.0>	(72.4) <71.1>	(27.6) <28.9>	0.00 <0.00>	0.00 <0.00>	0.03 <0.04> (100.0) <100.0>	(18.8) <22.7>	(81.2) <77.3>	0.04 <0.05>	0.03 <0.04>
100～499人	0.00 <0.01> (100.0) <100.0>	(87.7) <54.9>	(12.3) <45.1>	0.01 <0.01>	0.00 <0.00>	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(100.0) <83.6>	(-) <16.4>	0.03 <0.03>	- <0.00>
30～99人	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(62.9) <9.6>	(37.1) <90.4>	0.02 <0.00>	0.01 <0.02>	0.00 <-> (100.0) <100.0>	(-) <->	(100.0) <->	- <->	0.00 <->
5～29人	0.03 <0.06> (100.0) <100.0>	(8.3) <59.2>	(91.7) <40.8>	0.01 <0.08>	0.05 <0.04>	0.03 <-> (100.0) <100.0>	(100.0) <->	(-) <->	0.06 <->	- <->
30人以上 (再掲)	0.01 <0.01> (100.0) <100.0>	(67.8) <25.1>	(32.2) <74.9>	0.01 <0.00>	0.00 <0.01>	0.03 <0.02> (100.0) <100.0>	(26.3) <34.3>	(73.7) <65.7>	0.04 <0.03>	0.03 <0.02>

(注) 労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占めるH16. 4. 1～17. 3. 31の間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む。)の割合である。

第48表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の規定の有無・利用可能期間別事業所割合

(96)

	総 計	規定あり	利用可能期間						規定なし	不 明
			小学校就学 の始期に達 するまで	小学校入学 ～小学校低 学年（3年 生又は9歳 まで）	小学校4年 生～小学校 卒業（又は 12歳）まで	小学校卒業 以降も対象	その他	不 明		
【総計】	100.0 《100.0》	33.8 《26.5》 (100.0)	(87.2)	(1.4)	(1.7)	(9.6)	(0.0)	(0.1)	66.2 《73.2》	0.0 《0.3》
【産業】										
鉱業	100.0 《100.0》	20.9 《17.4》 (100.0)	(83.0)	(—)	(—)	(8.7)	(8.4)	(—)	79.1 《82.6》	— 《—》
建設業	100.0 《100.0》	18.0 《23.5》 (100.0)	(88.6)	(—)	(0.1)	(11.3)	(—)	(—)	82.0 《74.9》	— 《1.7》
製造業	100.0 《100.0》	25.1 《20.6》 (100.0)	(84.5)	(1.1)	(2.3)	(11.8)	(0.2)	(0.0)	74.9 《79.4》	— 《0.0》
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 《100.0》	89.5 《52.8》 (100.0)	(81.8)	(2.6)	(1.0)	(14.6)	(—)	(—)	10.5 《47.2》	— 《—》
情報通信業	100.0 《100.0》	39.1 《21.9》 (100.0)	(81.4)	(—)	(1.3)	(17.2)	(—)	(—)	60.9 《78.1》	— 《—》
運輸業	100.0 《100.0》	31.2 《28.0》 (100.0)	(84.1)	(3.3)	(—)	(11.7)	(—)	(0.9)	68.8 《72.0》	— 《—》
卸売・小売業	100.0 《100.0》	38.4 《25.5》 (100.0)	(84.8)	(2.6)	(1.2)	(11.4)	(—)	(—)	61.6 《74.5》	— 《—》
金融・保険業	100.0 《100.0》	77.9 《43.9》 (100.0)	(94.5)	(0.0)	(2.0)	(3.4)	(—)	(—)	22.1 《56.1》	— 《—》
不動産業	100.0 《100.0》	42.0 《32.8》 (100.0)	(83.7)	(—)	(—)	(16.3)	(—)	(—)	58.0 《67.2》	— 《—》
飲食店、宿泊業	100.0 《100.0》	32.9 《38.6》 (100.0)	(87.6)	(1.1)	(4.3)	(7.0)	(—)	(—)	67.1 《61.4》	— 《—》
医療、福祉	100.0 《100.0》	35.2 《31.8》 (100.0)	(90.2)	(—)	(3.9)	(5.9)	(—)	(—)	64.8 《68.2》	— 《—》
教育、学習支援業	100.0 《100.0》	25.0 《26.2》 (100.0)	(92.1)	(0.0)	(1.2)	(6.7)	(—)	(—)	75.0 《73.8》	— 《—》
複合サービス事業	100.0 《100.0》	72.0 《35.0》 (100.0)	(92.9)	(—)	(—)	(7.1)	(—)	(—)	28.0 《65.0》	— 《—》
サービス業	100.0 《100.0》	31.5 《23.2》 (100.0)	(88.0)	(1.8)	(2.1)	(8.1)	(—)	(0.1)	68.5 《76.8》	0.1 《0.0》
【事業所規模】										
500人以上	100.0 《100.0》	91.3 《59.7》 (100.0)	(87.3)	(1.3)	(2.8)	(8.6)	(—)	(—)	8.7 《40.3》	— 《—》
100～499人	100.0 《100.0》	70.4 《39.8》 (100.0)	(91.4)	(0.9)	(1.2)	(6.3)	(0.0)	(0.1)	29.6 《60.1》	— 《0.0》
30～99人	100.0 《100.0》	47.9 《32.9》 (100.0)	(89.6)	(0.4)	(1.6)	(7.9)	(0.1)	(0.3)	52.1 《67.1》	0.1 《0.0》
5～29人	100.0 《100.0》	29.8 《25.2》 (100.0)	(86.2)	(1.7)	(1.7)	(10.3)	(0.0)	(—)	70.2 《74.5》	— 《0.3》
30人以上（再掲）	100.0 《100.0》	52.7 《34.4》 (100.0)	(90.0)	(0.6)	(1.5)	(7.5)	(0.0)	(0.2)	47.2 《65.6》	0.0 《0.0》
【労働組合の有無】										
あり	100.0 《100.0》	70.0 《46.6》 (100.0)	(86.8)	(1.1)	(1.9)	(10.0)	(0.1)	(0.2)	30.0 《53.4》	0.0 《—》
なし	100.0 《100.0》	25.1 《20.6》 (100.0)	(87.5)	(1.7)	(1.5)	(9.3)	(0.0)	(0.0)	74.9 《79.1》	— 《0.3》

事業所総数=100.0%

(注) < > は、平成16年度調査の数値である。

(注) 平成16年度は、規定の有無ではなく、制度（慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む）の有無について質問している。

第49表 子の看護休暇制度の休暇日数制限状況別事業所割合

(96)

	総 計	制限あり													
		計	同一の労働者につき							同一の子につき					
			小 計	5日	6日～ 9日	10日	11～ 20日	21日 ～	その他	小 計	5日	6日～ 9日	10日	11～ 20日	21日 ～
【総計】	100.0	90.4 (100.0)	(65.2) (100.0)		(2.5)	(1.6)	(2.2)	(2.0)	(0.0)	(30.3) (100.0)	- (90.3)	(0.1)	(1.1)	(2.4)	(6.1)
【事業所規模】 30人以上	100.0	93.1 (100.0)	(62.7) (100.0)		(1.9)	(0.9)	(1.0)	(0.5)	(0.1)	(31.6) (100.0)		(0.3)	(1.4)	(1.3)	(5.6)

	総 計	制限あり								制限 なし	不 明
		計	その他								
			小 計	5日	6日～ 9日	10日	11～ 20日	21日 ～	その他		
【総計】	100.0	90.4 (100.0)	(4.5) (100.0)	(81.1)	(2.2)	(3.1)	(8.5)	(5.0)	(0.1)	9.5	0.0
【事業所規模】 30人以上	100.0	93.1 (100.0)	(5.7) (100.0)	(69.9)	(6.2)	(8.9)	(4.0)	(10.9)	(0.2)	6.8	0.1

子の看護休暇制度の規定がある事業所=100.0%

第50表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子以外で看護休暇制度の対象としている家族の有無・
範囲別事業所割合

(96)

	総 計	対象として いる	子以外で、看護休暇制度の対象としている家族 (M.A.)									対象として いない	不 明
			配偶者	本人の 父母	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他の 親族	対象に 制限なし	その他		
【総計】	100.0	19.9 (100.0)	(85.0)	(80.2)	(72.1)	(52.0)	(47.4)	(44.0)	(12.6)	(12.4)	(0.0)	80.1	0.1
【産業】													
鉱業	100.0	19.0 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(97.1)	(83.7)	(83.7)	(83.7)	(—)	(—)	(—)	90.0	—
建設業	100.0	21.4 (100.0)	(99.5)	(99.5)	(85.4)	(69.2)	(69.2)	(69.2)	(18.6)	(0.5)	(—)	78.6	—
製造業	100.0	22.6 (100.0)	(86.3)	(84.0)	(67.0)	(41.9)	(38.9)	(36.5)	(16.3)	(10.2)	(—)	77.4	—
電気・ガス・給供給・水道業	100.0	17.8 (100.0)	(91.4)	(86.0)	(86.0)	(86.0)	(86.0)	(75.4)	(15.4)	(8.6)	(—)	82.2	—
情報通信業	100.0	29.1 (100.0)	(94.7)	(80.8)	(77.1)	(73.4)	(69.7)	(69.7)	(56.1)	(3.9)	(0.1)	70.9	—
運輸業	100.0	25.1 (100.0)	(70.3)	(44.3)	(42.6)	(31.6)	(27.9)	(24.2)	(4.6)	(26.0)	(—)	74.9	—
卸売・小売業	100.0	22.2 (100.0)	(83.2)	(79.4)	(75.5)	(49.9)	(40.6)	(39.8)	(8.6)	(13.0)	(—)	77.8	—
金融・保険業	100.0	12.6 (100.0)	(96.6)	(86.6)	(86.6)	(57.7)	(57.7)	(57.7)	(—)	(0.4)	(—)	87.4	—
不動産業	100.0	42.2 (100.0)	(64.7)	(75.2)	(83.4)	(62.4)	(62.4)	(62.1)	(13.8)	(23.5)	(—)	57.8	—
飲食店、宿泊業	100.0	12.7 (100.0)	(58.1)	(58.1)	(49.8)	(37.2)	(38.9)	(28.4)	(3.8)	(41.9)	(—)	85.4	0.9
医療、福祉	100.0	11.9 (100.0)	(92.6)	(92.8)	(91.1)	(56.4)	(54.7)	(54.7)	(27.3)	(7.2)	(—)	88.1	—
教育、学習支援業	100.0	21.6 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.9)	(87.7)	(82.3)	(57.0)	(—)	(—)	(—)	78.4	—
複合サービス事業	100.0	12.7 (100.0)	(95.0)	(97.8)	(84.9)	(88.3)	(66.5)	(54.0)	(39.3)	(1.8)	(—)	87.3	—
サービス業	100.0	19.3 (100.0)	(86.4)	(82.9)	(77.5)	(56.2)	(54.9)	(39.4)	(13.1)	(13.6)	(—)	80.7	—
【事業所規模】 500人以上	100.0	16.5 (100.0)	(92.4)	(92.6)	(84.2)	(67.2)	(62.1)	(62.0)	(16.5)	(6.1)	(—)	83.5	—
100～499人	100.0	13.9 (100.0)	(92.3)	(91.5)	(83.7)	(56.6)	(52.0)	(51.1)	(14.6)	(5.4)	(0.0)	86.1	—
30～99人	100.0	18.7 (100.0)	(86.8)	(87.0)	(82.6)	(62.4)	(55.5)	(48.3)	(12.6)	(9.7)	(—)	81.0	0.3
5～29人	100.0	20.8 (100.0)	(84.1)	(77.8)	(68.8)	(49.1)	(45.0)	(42.3)	(12.4)	(13.5)	(—)	79.2	—
30人以上（再掲）	100.0	17.5 (100.0)	(88.1)	(88.0)	(82.8)	(61.4)	(55.0)	(49.2)	(13.1)	(8.8)	(0.0)	82.3	0.2
【労働組合の有無】 あり	100.0	19.3 (100.0)	(86.7)	(77.0)	(70.4)	(54.5)	(49.1)	(45.6)	(14.8)	(11.3)	(0.0)	80.5	0.1
なし	100.0	20.2 (100.0)	(83.9)	(82.2)	(73.2)	(50.4)	(46.3)	(42.0)	(11.1)	(13.0)	(—)	79.8	—

子の看護休暇制度の規定がある事業所=100.0%

第51表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇制度の対象者からの除外者の状況別事業所割合

(%)

	総 計	所定労働日数が 週2日以下の者			勤続6ヶ月未満の者		
		対 象	対象外	不 明	対 象	対象外	不 明
【総計】	100.0	18.7	80.0	1.3	27.1	72.2	0.8
【産業】							
鉱業	100.0	4.0	96.0	—	5.0	95.0	—
建設業	100.0	14.3	85.6	0.1	27.0	72.9	0.1
製造業	100.0	12.0	86.2	1.8	21.8	77.6	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.1	79.9	2.0	62.5	37.5	—
情報通信業	100.0	24.9	72.6	2.6	40.4	59.6	—
運輸業	100.0	12.8	82.8	4.3	24.1	72.6	3.3
卸売・小売業	100.0	27.1	72.7	0.2	27.1	72.1	0.8
金融・保険業	100.0	16.8	77.8	5.4	34.1	64.2	1.6
不動産業	100.0	23.2	76.7	0.1	20.5	79.5	—
飲食店、宿泊業	100.0	20.8	78.2	0.9	32.1	67.0	0.9
医療、福祉	100.0	8.1	91.0	0.9	21.3	78.7	—
教育、学習支援業	100.0	30.8	69.2	0.0	42.5	57.4	0.0
複合サービス事業	100.0	21.0	79.0	—	18.3	81.7	—
サービス業	100.0	11.4	88.4	0.1	25.1	74.9	0.1
【事業所規模】							
500人以上	100.0	24.4	73.6	2.0	46.8	53.1	0.1
100～499人	100.0	18.4	79.3	2.3	31.6	68.1	0.2
30～99人	100.0	19.9	78.5	1.6	31.4	68.2	0.3
5～29人	100.0	18.3	80.6	1.1	25.3	73.7	0.9
30人以上（再掲）	100.0	19.6	78.6	1.8	31.9	67.8	0.3
【労働組合の有無】							
あり	100.0	25.7	72.6	1.7	35.1	64.1	0.8
なし	100.0	13.9	85.0	1.0	21.7	77.6	0.7

子の看護休業制度の規定がある事業所＝100.0%

第52表 産業・事業所規模・労働組合の有無、子の看護休暇取得時の賃金取扱い状況別事業所割合

(%)

	総 計	有 給	一部有給	無 給	不 明
【総計】	100.0	16.5	9.3	62.5	11.7
【産業】					
鉱業	100.0	19.8	14.0	63.6	2.6
建設業	100.0	15.9	14.5	58.1	11.5
製造業	100.0	11.9	9.1	65.1	14.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	51.9	4.3	41.9	1.9
情報通信業	100.0	21.4	4.6	68.1	5.9
運輸業	100.0	10.2	9.5	64.4	15.9
卸売・小売業	100.0	13.8	8.6	66.9	10.7
金融・保険業	100.0	40.6	7.1	44.2	8.2
不動産業	100.0	23.2	4.8	56.1	15.9
飲食店、宿泊業	100.0	9.2	11.0	70.0	9.8
医療、福祉	100.0	29.4	8.5	52.3	9.8
教育、学習支援業	100.0	20.9	6.9	57.2	15.0
複合サービス事業	100.0	23.0	1.5	67.4	8.1
サービス業	100.0	17.0	8.6	62.2	12.2
【事業所規模】					
500人以上	100.0	27.1	8.7	62.8	1.3
100～499人	100.0	19.9	5.9	68.3	5.9
30～99人	100.0	17.9	5.6	65.3	11.2
5～29人	100.0	16.1	10.1	61.8	12.0
30人以上（再掲）	100.0	18.4	5.7	65.8	10.1
【労働組合の有無】					
あり	100.0	23.8	5.9	63.2	7.2
なし	100.0	14.8	10.2	62.3	12.8

事業所総数＝100.0%

第53表 産業・事業所規模、就学前までの子を持つ労働者の有無・子の看護休暇取得者の有無別
事業所割合

(%)

	総 計	就学前までの子 を持つ労働者が いる事業所	取得者あり の事業所	取得者なし の事業所	不 明	就学前までの子 を持つ労働者が いない事業所	不 明
【総計】	100.0	50.4 (100.0)	(8.2)	(91.6)	(0.2)	44.5	5.1
【産業】							
鉱業	100.0	46.8 (100.0)	(15.5)	(84.5)	(—)	53.0	0.2
建設業	100.0	56.9 (100.0)	(6.1)	(93.9)	(0.0)	40.0	3.1
製造業	100.0	51.6 (100.0)	(9.5)	(90.4)	(0.0)	42.4	6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.5 (100.0)	(12.1)	(86.4)	(1.5)	23.5	16.0
情報通信業	100.0	59.0 (100.0)	(7.5)	(92.5)	(0.0)	36.2	4.8
運輸業	100.0	56.2 (100.0)	(4.4)	(95.6)	(—)	35.8	7.9
卸売・小売業	100.0	46.2 (100.0)	(5.6)	(93.7)	(0.7)	48.2	5.6
金融・保険業	100.0	61.0 (100.0)	(7.1)	(92.9)	(—)	36.7	2.3
不動産業	100.0	44.2 (100.0)	(5.7)	(94.3)	(—)	52.1	3.7
飲食店、宿泊業	100.0	38.6 (100.0)	(6.3)	(93.7)	(—)	56.8	4.6
医療、福祉	100.0	59.3 (100.0)	(19.0)	(81.0)	(—)	34.3	6.4
教育、学習支援業	100.0	47.1 (100.0)	(18.1)	(81.9)	(—)	45.4	7.5
複合サービス事業	100.0	53.6 (100.0)	(2.5)	(97.5)	(—)	40.7	5.7
サービス業	100.0	45.8 (100.0)	(10.4)	(89.6)	(0.0)	50.5	3.7
【事業所規模】							
500人以上	100.0	53.2 (100.0)	(37.4)	(61.5)	(1.1)	3.1	43.7
100～499人	100.0	61.6 (100.0)	(14.5)	(85.2)	(0.3)	10.6	27.8
30～99人	100.0	66.3 (100.0)	(8.3)	(91.7)	(0.0)	21.3	12.4
5～29人	100.0	47.3 (100.0)	(7.7)	(92.1)	(0.2)	49.8	2.8
30人以上（再掲）	100.0	65.2 (100.0)	(9.8)	(90.2)	(0.1)	19.0	15.8

事業所総数=100.0%

第54表 産業・事業所規模、男女別常用労働者に占める就学前までの子を持つ常用労働者割合

(%)

	常用労働者 計	就学前までの子 を持つ常用労働 者	女性 常用労働者 計	就学前までの子 を持つ女性常用 労働者	男性 常用労働者 計	就学前までの子 を持つ男性常用 労働者
【総計】	100.0	8.3	100.0	5.5	100.0	9.9
【産業】						
鉱業	100.0	8.7	100.0	8.3	100.0	8.8
建設業	100.0	10.6	100.0	7.5	100.0	11.0
製造業	100.0	9.0	100.0	6.5	100.0	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.6	100.0	10.0	100.0	10.7
情報通信業	100.0	10.9	100.0	6.3	100.0	12.3
運輸業	100.0	7.7	100.0	3.4	100.0	8.4
卸売・小売業	100.0	8.4	100.0	5.6	100.0	10.7
金融・保険業	100.0	9.3	100.0	7.1	100.0	11.0
不動産業	100.0	8.9	100.0	3.8	100.0	11.7
飲食店、宿泊業	100.0	5.0	100.0	3.0	100.0	7.2
医療、福祉	100.0	7.7	100.0	6.7	100.0	11.1
教育、学習支援業	100.0	6.3	100.0	4.7	100.0	7.7
複合サービス事業	100.0	9.6	100.0	7.2	100.0	10.9
サービス業	100.0	6.5	100.0	3.5	100.0	8.4
【事業所規模】						
500人以上	100.0	7.5	100.0	4.5	100.0	8.8
100～499人	100.0	8.0	100.0	5.1	100.0	9.6
30～99人	100.0	8.6	100.0	5.4	100.0	10.6
5～29人	100.0	8.6	100.0	6.2	100.0	10.0
30人以上（再掲）	100.0	8.1	100.0	5.1	100.0	9.8

第55表 産業・事業所規模・子の看護休暇制度の規定の有無、男女別就学前までの子を持つ労働者に占める子の看護休暇取得者割合

(%)

	就学前までの子を持つ労働者	子の看護休暇取得者	女 性	男 性	就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合	就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合
【総計】	100.0	4.2 (100.0)	(54.2)	(45.8)	9.2	2.5
【産業】						
鉱業	100.0	6.2 (100.0)	(58.1)	(41.9)	25.1	3.0
建設業	100.0	2.5 (100.0)	(73.4)	(26.6)	19.3	0.7
製造業	100.0	3.1 (100.0)	(55.4)	(44.6)	8.6	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.8 (100.0)	(36.3)	(63.7)	37.0	6.9
情報通信業	100.0	4.0 (100.0)	(50.5)	(49.5)	14.4	2.3
運輸業	100.0	3.5 (100.0)	(18.0)	(82.0)	11.0	3.0
卸売・小売業	100.0	2.6 (100.0)	(37.6)	(62.4)	3.3	2.4
金融・保険業	100.0	4.0 (100.0)	(81.7)	(18.3)	9.2	1.1
不動産業	100.0	6.0 (100.0)	(7.4)	(92.6)	3.0	6.6
飲食店、宿泊業	100.0	4.6 (100.0)	(55.0)	(45.0)	8.2	3.0
医療、福祉	100.0	9.7 (100.0)	(81.2)	(18.8)	11.6	5.7
教育、学習支援業	100.0	8.3 (100.0)	(74.4)	(25.6)	17.8	3.2
複合サービス事業	100.0	1.6 (100.0)	(7.8)	(92.2)	0.5	2.0
サービス業	100.0	7.4 (100.0)	(39.7)	(60.3)	13.9	5.7
【事業所規模】						
500人以上	100.0	2.8 (100.0)	(69.5)	(30.5)	10.9	1.0
100～499人	100.0	3.9 (100.0)	(52.1)	(47.9)	8.5	2.4
30～99人	100.0	4.3 (100.0)	(51.2)	(48.8)	8.8	2.8
5～29人	100.0	4.7 (100.0)	(54.3)	(45.7)	9.6	2.9
30人以上（再掲）	100.0	3.9 (100.0)	(54.1)	(45.9)	9.0	2.3
【子の看護休暇制度の規定の有無】						
あり	100.0	4.3 (100.0)	(53.0)	(47.0)	10.1	2.6
なし	100.0	4.1 (100.0)	(56.0)	(44.0)	8.2	2.5

就学前までの子を持つ労働者総数＝100.0%

第56表 産業・事業所規模・労働組合の有無・子の看護休暇制度の規定の有無、男女・取得日数別子の看護休暇取得者割合

	子の看護休暇取得者					女性の子の看護休暇取得者					男性の子の看護休暇取得者				
	3日以下	4～6日	7～9日	10日以上		3日以下	4～6日	7～9日	10日以上		3日以下	4～6日	7～9日	10日以上	
【総計】	100.0	77.8	14.4	2.7	5.2	100.0	62.4	23.9	4.9	8.8	100.0	95.9	3.1	0.0	0.9
【産業】															
鉱業	100.0	78.3	21.7	—	—	100.0	66.7	33.3	—	—	100.0	94.5	5.5	—	—
建設業	100.0	27.6	44.4	2.8	25.2	100.0	1.4	60.4	3.8	34.4	100.0	100.0	—	—	—
製造業	100.0	77.9	14.0	1.9	6.1	100.0	67.0	20.4	3.5	9.2	100.0	91.6	6.0	0.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.3	15.1	0.5	0.1	100.0	73.6	24.9	1.3	0.2	100.0	90.4	9.5	0.1	—
情報通信業	100.0	90.1	7.3	0.8	1.8	100.0	86.6	10.5	1.4	1.4	100.0	93.6	4.1	0.2	2.1
運輸業	100.0	89.5	10.5	—	—	100.0	45.4	54.6	—	—	100.0	99.2	0.8	—	—
卸売・小売業	100.0	83.1	16.4	0.1	0.4	100.0	55.7	43.2	0.2	0.9	100.0	99.7	0.2	0.0	—
金融・保険業	100.0	91.0	9.0	—	—	100.0	89.1	10.9	—	—	100.0	99.2	0.8	—	—
不動産業	100.0	77.6	22.4	—	—	100.0	6.9	93.1	—	—	100.0	83.2	16.8	—	—
飲食店、宿泊業	100.0	99.6	—	—	0.4	100.0	99.3	—	—	0.7	100.0	100.0	—	—	—
医療、福祉	100.0	68.0	19.2	7.9	4.9	100.0	62.1	22.1	9.7	6.1	100.0	93.3	5.7	—	—
教育、学習支援業	100.0	79.2	11.3	—	9.4	100.0	72.5	14.8	—	12.7	100.0	98.7	1.3	—	—
複合サービス事業	100.0	97.8	2.2	—	—	100.0	72.1	27.9	—	—	100.0	100.0	—	—	—
サービス業	100.0	86.4	4.7	3.9	5.0	100.0	70.9	9.1	9.8	10.3	100.0	96.7	1.8	—	1.5
【事業所規模】															
500人以上	100.0	79.2	18.6	1.4	0.8	100.0	75.3	22.2	1.8	0.6	100.0	88.1	10.4	0.5	1.0
100～499人	100.0	85.8	11.6	1.5	1.1	100.0	77.2	18.2	2.8	1.8	100.0	95.1	4.6	—	0.3
30～99人	100.0	85.5	12.4	1.1	1.0	100.0	75.3	20.6	2.1	1.9	100.0	96.2	3.8	—	—
5～29人	100.0	68.9	16.2	4.5	10.5	100.0	45.1	28.8	8.2	17.8	100.0	97.1	1.1	—	1.8
30人以上（再掲）	100.0	84.7	13.0	1.3	1.0	100.0	76.0	20.0	2.3	1.7	100.0	95.0	4.7	0.0	0.2
【労働組合の有無】															
あり	100.0	78.0	19.3	1.4	1.2	100.0	66.6	29.1	2.4	1.9	100.0	93.2	6.3	0.1	0.4
なし	100.0	77.7	12.2	3.2	6.9	100.0	60.4	21.4	6.1	12.0	100.0	97.0	1.8	—	1.1
【子の看護休暇制度の規定の有無】															
あり	100.0	83.6	14.4	0.9	1.1	100.0	72.9	24.0	1.6	1.5	100.0	95.8	3.5	0.0	0.7
なし	100.0	68.6	14.4	5.5	11.5	100.0	46.9	23.8	9.7	19.6	100.0	96.2	2.5	—	1.3

H17.4.1～17.9.30までに子の看護休暇を取得した者＝100.0%

第57表 産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無・利用可能期間別事業所割合

(%)

	総 計	時間外労働 を行った労働者がいる	育児を行う 労働者のための時間外 労働の制限 の規定がある	利用可能期間					育児を行う 労働者のための時間外 労働の制限 の規定がない	時間外労働 を行った労働者がいない	不 明
				小学校就学 始期まで	小学校入学 ～小学校低 学年（3年 生又は9 歳）	小学校4年 生～小学校 卒業（又は 12歳）まで	小学校卒業 以降も利用 可能	不 明			
【総計】	100.0 <100.0>	66.9 <80.0> (100.0) <100.0>	(39.7) <31.6> (100.0) <100.0>	(92.6) <93.9>	(1.5) <2.1>	(0.7) <0.6>	(2.4) <3.1>	(2.7) <0.4>	(60.3) <68.4>	33.1 <20.0>	0.0 <0.0>
【産業】											
鉱業	100.0	72.6 (100.0)	(28.5) (100.0)	(91.2)	(—)	(—)	(—)	(8.8)	(71.5)	27.4	—
建設業	100.0	72.4 (100.0)	(25.1) (100.0)	(95.4)	(0.1)	(3.6)	(0.1)	(0.8)	(74.9)	27.5	0.1
製造業	100.0	69.3 (100.0)	(32.4) (100.0)	(92.8)	(2.1)	(0.8)	(1.7)	(2.6)	(67.6)	30.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79.7 (100.0)	(76.8) (100.0)	(96.3)	(—)	(0.7)	(1.0)	(2.0)	(23.1)	20.3	—
情報通信業	100.0	73.7 (100.0)	(30.1) (100.0)	(96.5)	(9.3)	(0.8)	(1.9)	(1.5)	(69.9)	28.3	—
運輸業	100.0	67.7 (100.0)	(33.3) (100.0)	(87.7)	(4.5)	(0.3)	(1.3)	(6.1)	(66.7)	32.3	—
卸売・小売業	100.0	60.4 (100.0)	(50.5) (100.0)	(92.5)	(1.5)	(0.1)	(3.7)	(2.2)	(49.5)	39.6	—
金融・保険業	100.0	80.0 (100.0)	(70.9) (100.0)	(96.8)	(0.0)	(3.4)	(2.7)	(0.1)	(29.1)	20.0	—
不動産業	100.0	75.2 (100.0)	(39.1) (100.0)	(99.4)	(—)	(—)	(0.6)	(—)	(60.9)	24.8	—
飲食店、宿泊業	100.0	65.5 (100.0)	(43.6) (100.0)	(93.6)	(—)	(—)	(5.0)	(11.4)	(56.4)	34.5	—
医療、福祉	100.0	66.1 (100.0)	(35.4) (100.0)	(96.7)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(2.9)	(64.6)	33.9	—
教育、学習支援業	100.0	51.6 (100.0)	(29.0) (100.0)	(89.1)	(9.7)	(—)	(—)	(1.3)	(71.0)	48.4	—
複合サービス事業	100.0	67.3 (100.0)	(63.4) (100.0)	(91.7)	(2.8)	(—)	(—)	(5.5)	(36.6)	32.7	—
サービス業	100.0	68.8 (100.0)	(34.9) (100.0)	(93.3)	(1.2)	(1.7)	(2.6)	(1.1)	(65.1)	31.2	—
【事業所規模】											
500人以上	100.0 <100.0>	92.4 <98.1> (100.0) <100.0>	(85.6) <73.8> (100.0) <100.0>	(88.0) <92.1>	(4.7) <1.2>	(4.5) <4.3>	(1.2) <2.0>	(1.6) <0.4>	(14.4) <26.2>	7.5 <1.9>	0.1 <—>
100～499人	100.0 <100.0>	81.3 <93.4> (100.0) <100.0>	(71.9) <51.7> (100.0) <100.0>	(91.9) <94.5>	(2.3) <1.1>	(1.6) <1.5>	(1.7) <2.0>	(2.5) <0.8>	(28.1) <48.1>	18.7 <6.5>	— <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	73.2 <89.3> (100.0) <100.0>	(53.7) <38.5> (100.0) <100.0>	(94.0) <93.9>	(0.9) <0.5>	(0.4) <2.2>	(2.3) <2.4>	(2.4) <0.9>	(46.3) <61.5>	26.6 <13.7>	0.1 <—>
5～29人	100.0 <100.0>	65.2 <78.4> (100.0) <100.0>	(35.3) <29.3> (100.0) <100.0>	(92.4) <93.8>	(1.5) <2.5>	(0.7) <0.1>	(2.6) <3.4>	(2.8) <0.2>	(64.7) <70.7>	34.8 <21.6>	— <—>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	75.0 <87.7> (100.0) <100.0>	(58.0) <41.6> (100.0) <100.0>	(93.3) <94.0>	(1.4) <0.7>	(0.8) <2.1>	(2.1) <2.3>	(2.4) <0.9>	(42.0) <58.4>	24.9 <12.3>	0.1 <0.0>
【労働組合の有無】											
あり	100.0 <100.0>	76.5 <92.2> (100.0) <100.0>	(70.1) <58.0> (100.0) <100.0>	(92.7) <96.6>	(2.2) <1.3>	(1.3) <0.7>	(2.6) <0.9>	(1.1) <0.4>	(29.9) <42.0>	23.5 <7.8>	0.0 <—>
なし	100.0 <100.0>	64.6 <77.0> (100.0) <100.0>	(31.0) <23.5> (100.0) <100.0>	(92.6) <91.8>	(1.0) <2.6>	(0.4) <0.4>	(2.3) <4.9>	(3.7) <0.3>	(69.0) <76.5>	35.3 <23.0>	0.0 <0.0>

事業所総数＝100.0%

第58表 産業・事業所規模・労働組合の有無、時間外労働を行った労働者の有無・家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定の有無別事業所割合

(%)

	総 計	時間外労働を行った労働者がいる	家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある	家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がない	時間外労働を行った労働者がいない	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	66.9 <80.0> (100.0) <100.0>	(37.7) <29.3>	(62.3) <70.7>	33.1 <20.0>	0.0 <0.0>
【産業】						
鉱業	100.0	72.6 (100.0)	(28.1)	(71.9)	27.4	—
建設業	100.0	72.4 (100.0)	(26.0)	(74.0)	27.5	0.1
製造業	100.0	69.3 (100.0)	(30.3)	(69.7)	30.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79.7 (100.0)	(72.3)	(27.7)	20.3	—
情報通信業	100.0	73.7 (100.0)	(27.1)	(72.9)	26.3	—
運輸業	100.0	67.7 (100.0)	(31.1)	(68.9)	32.3	—
卸売・小売業	100.0	80.4 (100.0)	(47.6)	(52.4)	39.6	—
金融・保険業	100.0	80.0 (100.0)	(64.4)	(35.6)	20.0	—
不動産業	100.0	75.2 (100.0)	(41.6)	(58.4)	24.8	—
飲食店、宿泊業	100.0	65.5 (100.0)	(41.0)	(59.0)	34.5	—
医療、福祉	100.0	66.1 (100.0)	(34.7)	(65.3)	33.9	—
教育、学習支援業	100.0	51.6 (100.0)	(27.9)	(72.1)	48.4	—
複合サービス事業	100.0	67.3 (100.0)	(59.8)	(40.2)	32.7	—
サービス業	100.0	68.8 (100.0)	(33.2)	(66.8)	31.2	—
【事業所規模】						
500人以上	100.0 <100.0>	92.4 <98.1> (100.0) <100.0>	(82.4) <69.7>	(17.6) <30.3>	7.5 <1.9>	0.1 <—>
100～499人	100.0 <100.0>	81.3 <93.4> (100.0) <100.0>	(67.9) <48.4>	(32.1) <51.6>	18.7 <6.5>	— <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	73.2 <86.3> (100.0) <100.0>	(50.5) <36.3>	(49.5) <63.7>	26.6 <13.7>	0.1 <—>
5～29人	100.0 <100.0>	65.2 <78.4> (100.0) <100.0>	(33.7) <27.1>	(66.3) <72.9>	34.8 <21.6>	— <—>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	75.0 <87.7> (100.0) <100.0>	(54.6) <39.1>	(45.4) <60.9>	24.9 <12.3>	0.1 <0.0>
【労働組合の有無】						
あり	100.0 <100.0>	76.5 <92.5> (100.0) <100.0>	(65.0) <54.5>	(35.0) <45.5>	23.5 <7.5>	0.0 <—>
なし	100.0 <100.0>	64.6 <76.8> (100.0) <100.0>	(30.0) <21.5>	(70.0) <78.5>	35.3 <23.2>	0.0 <0.0>

事業所総数=100.0%

第59表 産業・事業所規模・労働組合の有無、深夜労働を行った労働者の有無・育児・介護のための深夜業の制限の規定の有無別事業所割合

(%)

	総 計	深夜労働 を行った 労働者が いる事業 所	所定内労働 に深夜労働 を含んでいる 事業所	所定内労働 に深夜労働 を含んでいない 事業所	育児のための 深夜業の制限		家族の介護のため の深夜業の制限		深夜労働 を行った 労働者が いない事業 所	不 明
					規定あり 事業所	規定なし 事業所	規定あり 事業所	規定なし 事業所		
【総計】	100.0 <100.0>	30.9 <39.7> (100.0) <100.0>	(55.5) <56.1>	(44.5) <43.9>	(50.1) <49.0>	(49.9) <51.0>	(49.0) <50.1>	(51.0) <49.9>	69.1 <60.3>	0.0 <0.0>
【産業】										
鉱業	100.0	17.6 (100.0)	(41.7)	(58.3)	(46.4)	(53.6)	(46.4)	(53.6)	82.4	—
建設業	100.0	26.9 (100.0)	(45.0)	(55.0)	(40.5)	(59.5)	(39.9)	(60.1)	72.9	0.1
製造業	100.0	29.9 (100.0)	(50.4)	(49.6)	(48.1)	(51.9)	(47.1)	(52.9)	70.1	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	70.4 (100.0)	(46.5)	(53.5)	(79.5)	(20.5)	(79.6)	(20.4)	29.6	—
情報通信業	100.0	45.8 (100.0)	(29.7)	(70.3)	(51.5)	(48.5)	(47.2)	(52.8)	54.2	—
運輸業	100.0	51.2 (100.0)	(70.8)	(29.2)	(42.9)	(57.1)	(40.9)	(59.1)	48.8	—
卸売・小売業	100.0	25.1 (100.0)	(56.2)	(43.8)	(59.7)	(40.3)	(61.3)	(38.7)	74.8	0.1
金融・保険業	100.0	20.3 (100.0)	(2.1)	(97.9)	(84.3)	(15.7)	(71.7)	(28.3)	79.7	—
不動産業	100.0	41.0 (100.0)	(36.8)	(63.2)	(63.6)	(36.4)	(63.1)	(36.9)	59.0	—
飲食店、宿泊業	100.0	53.1 (100.0)	(78.1)	(21.9)	(42.9)	(57.1)	(42.9)	(57.1)	46.9	—
医療、福祉	100.0	26.3 (100.0)	(90.6)	(9.4)	(53.7)	(46.3)	(49.9)	(50.1)	73.7	—
教育、学習支援業	100.0	13.7 (100.0)	(29.0)	(71.0)	(39.3)	(60.7)	(25.7)	(74.3)	86.3	0.0
複合サービス事業	100.0	21.9 (100.0)	(14.9)	(85.1)	(78.1)	(21.9)	(78.2)	(21.8)	78.1	—
サービス業	100.0	33.7 (100.0)	(51.2)	(48.8)	(44.4)	(55.6)	(42.7)	(57.3)	66.3	0.0
【事業所規模】										
500人以上	100.0 <100.0>	85.1 <89.0> (100.0) <100.0>	(58.6) <69.6>	(41.4) <30.4>	(86.2) <79.2>	(13.8) <20.8>	(83.8) <77.6>	(16.2) <22.4>	14.7 <10.9>	0.2 <0.1>
100～499人	100.0 <100.0>	69.7 <73.1> (100.0) <100.0>	(60.4) <67.0>	(39.6) <33.0>	(73.4) <63.2>	(26.6) <36.8>	(71.6) <61.8>	(28.4) <38.2>	30.3 <26.9>	— <—>
30～99人	100.0 <100.0>	46.9 <55.1> (100.0) <100.0>	(55.9) <60.4>	(44.1) <39.6>	(59.5) <51.2>	(40.5) <48.7>	(57.8) <51.1>	(42.2) <48.8>	52.9 <44.9>	0.3 <0.0>
5～29人	100.0 <100.0>	26.5 <35.8> (100.0) <100.0>	(54.8) <54.1>	(45.2) <45.9>	(44.7) <47.2>	(55.3) <52.8>	(43.7) <48.8>	(56.3) <51.2>	73.4 <64.2>	0.0 <0.0>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	51.7 <58.8> (100.0) <100.0>	(57.1) <62.1>	(42.9) <37.9>	(63.7) <54.5>	(36.3) <45.5>	(61.9) <54.0>	(38.1) <45.9>	48.1 <41.2>	0.2 <0.0>
【労働組合の有無】										
あり	100.0 <100.0>	46.4 <65.4> (100.0) <100.0>	(48.9) <54.6>	(51.1) <45.4>	(75.1) <70.9>	(24.9) <29.1>	(73.6) <70.7>	(26.4) <29.3>	53.5 <34.6>	0.1 <0.0>
なし	100.0 <100.0>	27.2 <33.1> (100.0) <100.0>	(58.2) <56.7>	(41.8) <43.3>	(39.9) <38.0>	(60.1) <62.0>	(38.8) <39.6>	(61.2) <60.4>	72.8 <66.9>	0.0 <0.0>

事業所総数=100.0%

第60表 産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇制度の有無・取得可能日数別事業所割合

(%)

	総 計	配偶者出 産休暇制 度あり	取得可能日数							配偶者出 産休暇制 度なし	不 明
			1日～ 5日	6日～ 10日	11日～ 15日	16日～ 20日	21日 以上	その他	不 明		
【総計】	100.0 <100.0>	33.0 <33.1> (100.0) <100.0>	(94.6) <97.1>	(3.0) <1.3>	(0.5) <0.1>	(0.0) <0.0>	(0.6) <1.3>	(0.7)	(0.5) <0.2>	67.0 <66.8>	0.0 <0.1>
【産業】											
鉱業	100.0	20.0 (100.0)	(91.3)	(—)	(—)	(—)	(8.7)	(—)	(—)	80.0	—
建設業	100.0	22.0 (100.0)	(96.3)	(3.7)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	78.0	—
製造業	100.0	29.2 (100.0)	(94.8)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	(0.5)	(0.7)	(1.1)	70.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9 (100.0)	(97.4)	(—)	(—)	(—)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	9.1	—
情報通信業	100.0	51.4 (100.0)	(88.9)	(7.8)	(3.1)	(—)	(0.3)	(—)	(—)	48.6	—
運輸業	100.0	37.8 (100.0)	(93.7)	(6.2)	(—)	(—)	(0.2)	(—)	(—)	62.2	—
卸売・小売業	100.0	36.0 (100.0)	(94.2)	(2.9)	(0.9)	(0.0)	(—)	(0.9)	(1.1)	64.0	—
金融・保険業	100.0	57.3 (100.0)	(95.4)	(2.4)	(—)	(—)	(—)	(2.2)	(—)	42.7	—
不動産業	100.0	36.4 (100.0)	(94.3)	(5.7)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	63.6	—
飲食店、宿泊業	100.0	21.6 (100.0)	(96.0)	(1.9)	(0.3)	(—)	(1.8)	(—)	(—)	78.4	—
医療、福祉	100.0	30.1 (100.0)	(98.7)	(1.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	69.9	—
教育、学習支援業	100.0	34.7 (100.0)	(90.8)	(4.4)	(—)	(—)	(—)	(4.8)	(—)	65.3	—
複合サービス事業	100.0	56.5 (100.0)	(97.6)	(2.4)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	43.5	—
サービス業	100.0	31.9 (100.0)	(93.2)	(2.2)	(0.7)	(0.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	68.0	0.0
【事業所規模】											
500人以上	100.0 <100.0>	77.6 <67.2> (100.0) <100.0>	(97.4) <96.4>	(1.9) <3.4>	(—) <—>	(0.4) <0.2>	(—) <—>	(0.2)	(0.1) <—>	22.4 <32.8>	— <—>
100～499人	100.0 <100.0>	59.7 <57.3> (100.0) <100.0>	(97.3) <97.5>	(1.7) <1.5>	(—) <0.4>	(—) <—>	(0.6) <0.2>	(0.1)	(0.2) <0.4>	40.3 <42.7>	— <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	44.8 <42.4> (100.0) <100.0>	(96.1) <95.9>	(2.0) <1.6>	(0.1) <0.6>	(—) <0.0>	(1.0) <1.4>	(0.3)	(0.6) <0.6>	55.2 <57.6>	0.0 <—>
5～29人	100.0 <100.0>	29.9 <30.7> (100.0) <100.0>	(94.0) <97.4>	(3.4) <1.3>	(0.7) <—>	(0.1) <—>	(0.5) <1.3>	(0.9)	(0.5) <0.1>	70.1 <69.2>	0.0 <0.1>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	48.1 <45.3> (100.0) <100.0>	(96.4) <96.2>	(1.9) <1.6>	(0.1) <0.5>	(0.0) <0.0>	(0.9) <1.1>	(0.2)	(0.5) <0.6>	51.9 <54.7>	0.0 <0.0>
【労働組合の有無】											
あり	100.0 <100.0>	60.6 <62.2> (100.0) <100.0>	(94.5) <98.4>	(3.6) <1.3>	(—) <0.1>	(0.1) <0.0>	(0.2) <0.1>	(0.5)	(1.0) <0.0>	39.4 <37.8>	— <0.0>
なし	100.0 <100.0>	26.4 <26.0> (100.0) <100.0>	(94.6) <96.3>	(2.7) <1.3>	(0.8) <0.1>	(—) <0.0>	(0.8) <2.0>	(0.8)	(0.3) <0.2>	73.6 <73.9>	0.0 <0.1>

事業所総数=100.0%

第61表 産業・事業所規模・労働組合の有無、配偶者出産休暇取得時の賃金の取扱い状況別
事業所割合

(%)

	総 計	有 給	一部有給	無 給	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	84.7 <92.6>	3.0 <1.0>	12.3 <6.4>	0.0 <0.0>
【産業】					
鉱業	100.0	89.5	10.5	—	—
建設業	100.0	79.7	6.9	13.4	—
製造業	100.0	87.1	5.7	7.2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.6	2.5	0.9	—
情報通信業	100.0	82.4	4.1	13.6	—
運輸業	100.0	76.2	3.5	20.3	—
卸売・小売業	100.0	83.2	1.6	15.2	—
金融・保険業	100.0	88.4	—	11.6	—
不動産業	100.0	99.5	—	0.5	—
飲食店、宿泊業	100.0	68.0	9.9	22.1	—
医療、福祉	100.0	97.2	0.2	2.6	—
教育、学習支援業	100.0	86.2	—	13.8	—
複合サービス事業	100.0	99.6	—	0.4	—
サービス業	100.0	86.8	2.9	10.2	0.1
【事業所規模】					
500人以上	100.0 <100.0>	86.7 <89.5>	7.3 <6.9>	6.0 <3.6>	0.1 <—>
100～499人	100.0 <100.0>	86.7 <91.8>	4.9 <2.3>	8.1 <5.9>	0.2 <0.0>
30～99人	100.0 <100.0>	87.3 <89.6>	3.6 <2.9>	9.0 <7.5>	— <—>
5～29人	100.0 <100.0>	83.8 <93.3>	2.7 <0.5>	13.4 <6.2>	— <—>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	87.2 <90.1>	4.0 <2.9>	8.7 <7.0>	0.1 <0.0>
【労働組合の有無】					
あり	100.0 <100.0>	86.0 <95.7>	2.8 <1.2>	11.2 <3.0>	0.0 <0.0>
なし	100.0 <100.0>	83.9 <90.7>	3.2 <0.9>	12.9 <8.4>	0.0 <—>

配偶者出産休暇制度のある事業所＝100.0%

第62表 産業・事業所規模、配偶者出産休暇取得者の有無別事業所割合

(%)

	総 計	取得者あり	取得者なし	不 明
【総計】	100.0 <100.0>	19.3 <22.8>	80.1 <13.5>	0.6 <63.7>
【産業】				
鉱業	100.0	38.3	61.4	0.3
建設業	100.0	16.2	83.7	0.1
製造業	100.0	35.5	62.8	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32.1	62.4	5.5
情報通信業	100.0	30.2	68.3	1.5
運輸業	100.0	28.6	70.1	1.3
卸売・小売業	100.0	18.5	81.2	0.3
金融・保険業	100.0	4.1	95.3	0.6
不動産業	100.0	22.1	77.7	0.2
飲食店、宿泊業	100.0	4.2	95.7	0.2
医療、福祉	100.0	10.7	89.3	0.0
教育、学習支援業	100.0	15.4	84.3	0.3
複合サービス事業	100.0	12.1	87.8	0.1
サービス業	100.0	17.5	82.2	0.3
【事業所規模】				
500人以上	100.0 <100.0>	57.4 <64.2>	27.6 <16.6>	15.0 <19.2>
100～499人	100.0 <100.0>	52.7 <54.1>	43.4 <19.9>	3.9 <26.0>
30～99人	100.0 <100.0>	37.0 <33.1>	61.9 <17.1>	1.2 <49.7>
5～29人	100.0 <100.0>	12.0 <18.1>	87.9 <12.3>	0.1 <69.7>
30人以上（再掲）	100.0 <100.0>	41.1 <38.4>	56.8 <17.7>	2.1 <43.8>

配偶者出産休暇制度のある事業所＝100.0%

第63表 産業・事業所規模・育児休業制度の規定の有無別配偶者出産休暇取得者割合

(%)

	配偶者が出産した男性労働者に占める配偶者出産休暇取得者の割合	配偶者出産休暇制度のある事業所において配偶者が出産した男性労働者に占める配偶者出産休暇取得者の割合
【総計】	34.5 <37.0>	55.6 <61.6>
【産業】		
鉱業	44.3	80.2
建設業	18.6	39.3
製造業	44.5	61.6
電気・ガス・熱供給・水道業	59.4	64.4
情報通信業	39.5	46.7
運輸業	29.5	73.2
卸売・小売業	35.0	53.7
金融・保険業	15.9	31.0
不動産業	26.0	57.6
飲食店、宿泊業	17.7	43.6
医療、福祉	23.1	44.8
教育、学習支援業	24.6	44.3
複合サービス事業	31.6	47.1
サービス業	37.4	61.0
【事業所規模】・		
500人以上	40.2 <38.5>	48.2 <50.4>
100～499人	42.1 <38.6>	58.1 <65.6>
30～99人	35.4 <34.4>	64.4 <61.3>
5～29人	25.6 <37.1>	50.7 <62.6>
30人以上（再掲）	39.1 <36.8>	57.5 <60.4>
【育児休業制度の規定の有無】		
あり	36.3 <42.7>	55.0 <65.1>
なし	17.6 <11.1>	71.2 <32.1>

平成 1 7 年度女性雇用管理基本調査票

総務省承認番号 No.26263
承認期限 平成18年3月31日まで

※都道府県番号	※事業所一連番号	※産業分類番号

※印欄は記入しないでください。

平成17年度女性雇用管理基本調査 育児・介護休業制度等実施状況調査票

秘

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

この調査の結果は、仕事と育児・介護との両立支援の促進のために活用されます。

調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- 1 黒のインク又はボールペンを使用し、選択肢のうち白色の番号欄については、該当するものの番号を1つだけ、灰色の網掛けとなっている番号欄については該当するものの番号を全て○で囲んでください。人数を記入する際、該当者がいない場合は「0」を記入してください。
- 2 この調査は、事業所を単位として行います。特に所りのない限り貴事業所の状況を記入してください。
- 3 この調査は、特に所りのない限り平成17年10月1日現在で記入してください。
- 4 記入の終わった調査票は、平成17年11月30日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 5 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記都道府県労働局雇用均等室又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課（電話03-6253-1111、内線7837、7834）までお問い合わせください。

問い合わせ先（都道府県労働局雇用均等室）

調査票記入者	所属部課	
	電話番号	() 内線
	氏名	

I 事業所の属性に関する事項

事業所名 所在地 変更や誤りがあった場合には、お手数ですが訂正内容を直接書き込んでください。 →	(シール貼付欄)		主な事業内容又は主要製品	
			労働組合の有無	
			有	無
			1	2
	男女計	うち 女性	うち女性有配偶者数	
事業所の常用労働者数 (平成17年10月1日現在) (※1)				
	人	人	人	
常用労働者のうち 係長以上管理職数 (役員を除く) (※2)				
	人	人		

(※1)常用労働者とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成17年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。）。

(※2)管理職数には、事業所の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

【記入の際の注意事項】

(注1)「育児休業制度」とは、1歳未満の子を養育する男女労働者からの申し出により、与えられる休業です(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。また、一定の場合、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができるようになりました。

「介護休業制度」とは、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者からの申し出により、与えられる休業です(一定の範囲の期間雇用者も対象となります)。また、要介護状態ごとにとれるようになりました。

なお、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。

(注2)「子の看護休暇制度」とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行う労働者に与えられる休暇です。

労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、労働者がその子の看護を行うという目的のために使用できる休暇制度をいいます。また、例えば家族看護休暇制度など子の看護に限定されない休暇制度を含みます。

なお、失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対して最低保障日数を置く等これらの労働者がこの看護のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていけば該当します。

(注3)「1歳以降の育児休業を取得できるとする法律上の要件」とは、次の①②のいずれかの事情がある場合を指します。

①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

なお、育児休業中の労働者が継続して休業するほか、子が1歳まで育児休業していた配偶者に替わって子の1歳の誕生日から休業することもできます。

(注4)「要介護状態」とは、負傷、疾病又は若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。

「同一の要介護状態」とは、前回の介護休業等をしたときから、引き続き同一の要介護状態にある場合(すなわち、前回、介護休業等したときの要介護状態から一度も回復していない場合)をいいます。したがって、要介護状態から回復し、再び要介護状態に至った場合は、異なる要介護状態ということになります。

(注5)「育児・介護休業法の対象家族」とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者(労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)及び配偶者の父母をいいます。「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含みます。

Ⅱ 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項

1 育児・介護休業制度(注1)、子の看護休暇制度(注2)等

問1 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定

貴事業所では育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

(それぞれ1又は2を○で囲んでください。)

	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度
規定あり	1	1	1
規定なし	2	2	2

問2 育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の内容

<問1でそれぞれ規定がある場合に記入してください。>

(1) 育児休業制度の内容

① 貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。

1歳6か月	1歳6か月を超え 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳以上
1	2	3	4

② 貴事業所では、同じ子について何回育児休業を取得することができますか。回数をご記入ください。ただし、(注3)でいう休業の場合は、回数に計上しないでください。

回数 回

③ 1歳以降の育児休業を取得する場合に、どのような要件をつけていますか。(注3)

育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる	1
〃 を満たさなくても取得できる	法とは異なる要件を設けている
	特に要件は設けていない
	2
	3

(2) 介護休業制度の内容

① 貴事業所では介護休業期間の最長限度を定めていますか。

期間の最長限度を定めている						期間の制限はなく、必要日数取得できる
通算して 93日まで	93日を超え 6か月未満	6か月	6か月を超え 1年未満	1年	1年を超える 期 間	
1	2	3	4	5	6	7

② 貴事業所では介護休業の取得回数に制限はありますか。1～3のうち1つを○で囲んでください。

制限あり	同一対象家族の同一要介護状態について(注4)	1
	その他	2
制限なし		3

<1～2を○で囲んだ場合は、取得できる回数を記入してください。>

回数 回

③ 貴事業所では介護休業の対象となる家族の範囲に制限はありますか。

<「1 制限あり」を○で囲んだ場合は、1～8のうち介護休業の対象としている家族の番号を全て○で囲んでください。>

制限あり	1	育児・介護休業法の対象家族(注5)	労働者が同居していない家族			労働者が扶養していない家族			その他
	2		祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫	
制限なし			1	2	3	4	5	6	7
									8

(3) 子の看護休暇制度の内容等

① 子の看護のための休暇は、子が何歳になるまで取得できますか。

小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年(3年生又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も対象
1	2	3	4

(注6)「祖父母」「兄弟姉妹」は、本人だけでなく、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象にする場合を含みます。

(注7)「退職することが明らかな者」とは、定年に達することにより必ず退職することとなっている労働者、あらかじめ事業主に対し退職の申出をしている労働者等の意味であり、期間を定めて雇用される者は含みません。

(注8)

1. 「有期契約労働者」とは、3ヶ月、1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいいます。ただし、日々雇われている者及び他企業からの出向者を除きます。
2. 法改正により、一定の範囲の「有期契約労働者」も新たに育児・介護休業の対象となります。申出時点において、次の①、②のいずれにも該当する労働者です。
 - ①〈育児・介護休業共通〉同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - ②〈育児休業〉子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引きつづき雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）
 - ③〈介護休業〉介護休業開始予定日から93日を経過する日（93日経過日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く）

- ② 休暇日数の制限について1～4のうち1つを○で囲んでください。

<1～3を○で囲んだ場合、1年間に取得できる日数をお答えください。>

制限あり	同一の労働者につき	1	}	5日	6日～ 9日	10日	11日～ 20日	21日～
	同一の子につき	2		1	2	3	4	5
	その他	3						
制限なし		4						

- ③ 子以外の家族についても看護休暇制度の対象としていますか。

<「1 対象としている」を○で囲んだ場合は、看護休暇制度の対象とする家族について1～8のうち該当するものを全てを○で囲んでください。>

対象としている	1	子以外で、看護休暇制度の対象としている家族							
対象としていない	2	配偶者	本人の 父 母	配偶者の 父 母	祖父母 (注6)	兄弟姉妹 (注6)	孫	その他の 親 族	対 象 に 制 限 な し
		1	2	3	4	5	6	7	8

(4) 育児・介護休業、子の看護休暇制度の対象労働者

- ① 貴事業所では以下の労働者を休業・休暇制度の対象労働者としていますか。

(それぞれ1又は2を○で囲んでください。)

	育児休業制度		介護休業制度		子の看護休暇制度	
	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外
所定労働日数が週2日以下の者	1	2	1	2	1	2
勤続1年未満の者	1	2	1	2		
勤続6ヶ月未満の者					1	2
配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が 常態として子を養育することができる者	1	2				
1年以内に退職することが明らかな者（注7）	1	2				
93日以内に退職することが明らかな者（注7）			1	2		

- ② 有期契約労働者について、育児・介護休業を取得することができる対象労働者の範囲を決めていますか。

(注8)

<「決めている」を○で囲んだ場合、対象労働者の範囲をどのように決めていますか。それぞれ1～3のうちから1つ○で囲んでください。>

決めている	1	対象労働者の範囲を育児・介護休業法による要件と同じとしている。	育児休業制度	介護休業制度
決めていない	2		1	1
			2	2
		より一部広くしている。	3	3
		にかかわらず全ての 有期契約労働者としている。		

問3 育児・介護休業、子の看護休暇の取得中及び休業後の労働条件等の取扱い

育児・介護休業及び子の看護休暇取得中の労働条件等についてどのような取扱いをしていますか。

<現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児・介護休業等取得させている事業所もお答えください。>

- (1) 育児・介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

貴事業所では、育児・介護休業を申し出た労働者に対し、休業中の待遇や休業後の賃金、配置その他の労働条件についての具体的な取扱いを明示していますか。

(それぞれ1～3のうちから1つ○で囲んでください。)

		育児休業	介護休業
		1	1
明示する	書面を交付	2	2
	口頭で伝達	3	3
明示しない			

(注9)「金銭」には、雇用保険により支給される育児・介護休業給付は含みません。介護休業については、事業主が労働者負担分の社会保険料相当額を負担する場合を含みます。

(注10)「原職相当職」とは、休業後の職制上の地位が休業前より下回っていないこと、休業前と休業後の職務内容が異なっていないこと及び休業前と休業後で勤務する事業所が同一であることのいずれにも該当する場合をいいます。

(注11) 月給制の場合、「有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは子の看護のための休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

(2) 会社や共済会等から育児・介護休業中に支給される金銭の有無

会社や共済会等から、休業中の労働者に対して金銭(注9)を支給していますか。

(該当するものを全て○で囲んでください。)

		育児休業期間中	介護休業期間中
毎月金銭の支給あり	所定内給与額の60%以上を支給	1	1
	所定内給与額の20%～60%未満を支給	2	2
	所定内給与額の20%未満を支給	3	3
	定額を支給	4	4
	労働者負担分の社会保険料相当額を支給	5	5
	その他	6	6
一時金等の支給あり	一時金を支給	7	7
	日数限定で有給とする	8	8
金銭の支給なし		9	9

(3) 育児・介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

(それぞれ1～4のうちから1つ○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
定期昇給時期に昇給する	1	1
復職後に昇給する	2	2
休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す	3	3
定期昇給の制度がない	4	4

(4) 賞与の算定の際の休業期間の取扱い

(それぞれ1～6のうちから1つ○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
賞与制度あり	休業期間も休まなかったものとみなして支給する	1
	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	2
	出勤日又は休業期間に応じて支給する	3
	その他の取扱いを決めている	4
	賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない	5
賞与の制度がない		6

(5) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

(それぞれ1～6のうちから1つ○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
退職金制度あり	休業期間も勤続年数に算入する	1
	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	2
	勤続年数に全く算入しない	3
	その他の取扱いを決めている	4
	退職金の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない	5
退職金制度がない		6

(6) 復職後の職場・職種

(それぞれ1～3のうちから1つ○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
原則として原職又は原職相当職(注10)に復帰する	1	1
本人の希望を考慮し会社が決定する	2	2
会社の人事管理等の都合により決定する	3	3

(7) 育児・介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

貴事業所では、休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じていますか。

(それぞれ「講じている」場合は、該当するものを全て○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
講じている	休業中の情報提供(社内報、職場・仕事に関する情報)	1
	職場復帰のための講習	2
	その他	3
講じていない		4

(8) 子の看護休暇を取得した時の賃金の取扱い(注11)

有給	一部有給	無給
1	2	3

(注12)「出産者」とは、平成16年4月1日～平成17年3月31日の1年間に在籍中に
出産(妊娠12週を超える分娩をいい、死産も含みます。)した者をいい、出産後10
月1日までに退職した者を含みます。

(注13)「利用期間」とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいい、
労働基準法の産前産後休業期間は含みません。

問4 育児休業制度の利用者の状況等

＜現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき育児休業を取得させる場合についても、お答えください。＞

(1) 出産者及び育児休業者の状況

貴事業所での出産者（注12）数（男性は配偶者が出産した者の数）及び育児休業を開始した者の数をご記入ください。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの出産者数 （男性の場合は、配偶者が出産した者の数）	女性	男性
うち、有期契約労働者数	人	人
上記出産者のうち平成17年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	人	人
うち、有期契約労働者数	人	人

※ 同一労働者が同じ子について育児休業を複数回または延長して取得した場合は、1人として計上してください。

(2) 育児休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

＜1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は、人数をご記入ください。＞

	あり	女性	男性	なし
復職した者	1	人	人	2
退職した者	1	人	人	2

＜「復職した者」が「2 なし」の場合は問5にお進みください。＞

(3) 育児休業の利用期間

＜(2)の復職した者について、利用期間別（注13）に人数をご記入ください。＞

	1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(4) 出産した女性の退職状況

貴事業所で、平成16年4月1日から平成17年3月31日に出産し又は出産予定であった者のうち、「妊娠・出産」により退職（契約を更新しなかった場合を含む。）した者の人数をご記入ください。

＜1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は人数をご記入ください。＞

	あり	なし
	うち常用労働者数	
	うち有期契約労働者数	
出産者（問4(1)と同じ）のうち出産後平成17年10月1日までの間に退職した者	1 人	2 人
出産予定者であった者のうち出産前（妊娠中）に退職した者	1 人	2 人

問5 介護休業制度の利用者の状況

現在事業所に規定がなく、労働者からの申出により法にもとづき介護休業を取得させる場合についても、お答えください。

(1) 介護休業者数

平成16年4月1日～平成17年3月31日までに、介護休業を開始した者の人数をご記入ください。

	介護休業者
女性	人
男性	人

※同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は休業1回として計上してください。

(2) 介護休業終了後の復職状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに復職予定だった者の復職状況はどうですか。

＜(1)で介護休業を開始した者がいない場合でも、この期間前に休業を開始し期間内に終了した者がいればご記入ください。＞

＜1又は2のいずれかを○で囲み、1を○で囲んだ場合は、人数をご記入ください。＞

	あり	女性	男性	なし
復職した者	1	人	人	2
退職した者	1	人	人	2

＜「復職した者」が「2 なし」の場合は問6にお進みください。＞

(注1 4-1)「短時間勤務制度」とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する育児時間は含みません。

(注1 4-2)「育児に要する経費の援助措置」とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(注1 4-3) 育児休業を取得できる労働者の子の年齢を1歳以上としている事業所は「1 制度あり」を選択してください。

(注1 4-4) 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「3」を、「小学校の就学の始期に達するまで」としている場合には「4」を選択してください。

(注1 5)

1. 「労働日」とは、就業規則等により通常勤務する日をいいます。

2. 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。

また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

(3) 介護休業の利用期間

<(2)で、「復職した者」が「あり」の場合は利用期間別に人数をご記入ください。>

性別	利用期間	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上
女性		人	人	人	人	人	人	人
男性		人	人	人	人	人	人	人

問6 育児・介護休業取得者があった際の雇用管理

<この問は、問4(1)で育児休業を開始した者又は問5(1)で介護休業を開始した者があった事業所がお答えください。>

(それぞれ該当するものを全て○で囲んでください。)

	育児休業	介護休業
代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	1
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2	2
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	3	3
その他	4	4

問7 子の看護休暇取得者数

平成17年10月1日時点で就学前までの子を持つ労働者数及び平成17年4月1日から平成17年9月30日までの間に子の看護のための休暇を取得した者の利用期間別に人数をご記入ください。

	就学前までの子 持つ労働者数	3日以下	4～6日	7～9日	10日以上
女性	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助に関する事項

問8 育児のための勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の最長取得期間

① <各制度がある場合は、最長で子が何歳になるまで利用できるかについて、「1～6」のうち該当するもの1つを○で囲んでください。制度がない場合は「7」を○で囲んでください。>

	制 度 あ り						制 度 な し
	3歳 未満 まで	3歳～ 小学校 就学前 (注 14-4)	小学校 就学 の 始 期 に 達 す る ま で (注14- 4)	小学校入 学～小学 校低学年 (3年生 又は9歳) まで	小学校4 年生～小 学校卒業 (又は12 歳) まで	小学校 卒業以 降も利 用可能	
短時間勤務制度 (注14-1)	1	2	3	4	5	6	7
育児の場合に利用できるフレック スタイト制度	1	2	3	4	5	6	7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6	7
育児に要する経費の援助措置 (注 14-2)	1	2	3	4	5	6	7
1歳以上の子を対象とする育児休業 (注14-3)	1	2	3	4	5	6	7

<いずれも「7 制度なし」の場合は、問9へお進みください。>

<②③については、①の短時間勤務制度で「1～6 制度あり」に○をした場合にお答えください。>

② 労働日1日に短縮する時間をお答えください (注15)。

時間	分

③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いはどうですか。

有 給	一部有給	無 給
1	2	3

(注16)「介護に要する経費の援助措置」とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(注17)

1. 「労働日」とは、就業規則等により通常勤務する日をいいます。
2. 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。
また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

(2) 制度の利用者数

＜この問は、問4(2)で「復職した者」が「1 あり」の場合の男女労働者について、問8(1)①で「1～6 制度あり」に○をした制度について平成17年10月1日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。＞

制 度	性 別	
	女 性 (%)	男 性 (%)
短時間勤務制度	人	人
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
所定外労働の免除	人	人
事業所内託児施設	人	人
育児に要する経費の援助措置	人	人
上記以外のその他の措置	人	人
利用なし	人	人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は1回として計上してください。同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

3 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問9 介護のための勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の最長取得期間

① ＜各制度がある場合は、最長でどれだけ利用できるかについて、「1～4」のうち該当するもの1つを○で囲んでください。制度がない場合は「5」を○で囲んでください。＞

	制 度 あ り				制 度 な し
	93 日	93 日を超え1年未満	1 年	1 年を超える期間	
短時間勤務制度	1	2	3	4	5
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5
介護に要する経費の援助措置(注16)	1	2	3	4	5

＜いずれも「5 制度なし」の場合は、問10へお進みください。＞

＜②③については、①の短時間勤務制度で「1～4 制度あり」に○をした場合にお答えください。＞

② 労働日1日に短縮する時間をお答えください(注17)。

時間	分
----	---

③ 短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いについてはどうですか。

有 給	一部有給	無 給
1	2	3

(2) 制度の利用者数

＜この問は、問9(1)で「1～4 制度あり」とした制度について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に利用を開始した者(開始予定の申し出をしている者を含む)の数をお答えください。＞

制 度	性 別	
	女 性	男 性
短時間勤務制度	人	人
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
介護に要する経費の援助措置	人	人

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は1回として計上してください。同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

(注18)「深夜業の制限の制度」とは、「育児・介護休業法」に規定する育児や家族の介護を行う労働者の請求により、その労働者に深夜業をさせない制度をいいます。ここでいう「深夜」とは午後10時から午前5時までをいいます。

(注19)「配偶者出産休暇制度」とは、労働基準法に規定する年次有給休暇以外の休暇制度であって、配偶者が出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇をいいます。なお、慣行等で配偶者が出産時に休暇を認めている場合も「制度あり」としてお答えください。

(注20)失効年次有給休暇を活用している場合には、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数を置く等これらの労働者が配偶者が出産した際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のための休暇を取得できるよう担保する仕組みを設けていれば、制度ありとします。
この場合、②の取得可能日数については、年次有給休暇を有効期間内にすべて消化し、失効年次有給休暇を有しない労働者に対する最低保障日数をお答えください。

(注21)月給制の場合、「有給」とは配偶者出産休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。また、「一部有給」とは配偶者出産休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。(※ 例えば5日間の制度を設けており、このうち2日間に限り有給、それ以外は無給としている場合には、一部有給と回答してください。)

4 時間外労働の制限に関する事項

問10 時間外労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所に平成16年4月1日から平成17年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいますか。

いる	1
いない	2

→ <「2」を○で囲んだ場合は問11へお進み い。>

(2) 貴事業所では育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

	育児を行う労働者	家族の介護を行う労働者
規定あり	1	1
規定なし	2	2

→ <育児を行う労働者について「1 規定あり」の場合は(3)へ、それ以外の場合は問11へお進みください。>

(3) (2)で育児を行う労働者についての時間外労働の制限の規定がある事業所にお伺いします。
貴事業所の規定では、子が何歳になるまで時間外労働の制限を請求できますか。

小学校就学始期まで	小学校入学～小学校低学年 (3年生又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業 (又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能
1	2	3	4

5 深夜業の制限の制度 (注18) に関する事項

問11 深夜労働の制限の規定の有無等

(1) 貴事業所に平成16年4月1日から平成17年3月31日までに深夜労働を行った労働者がいますか。

いる	所定内労働に深夜労働を含んでいる	1
	所定内労働に深夜労働を含んでいない	2
いない		3

→ <3を○で囲んだ場合は、問12へお進みください。>

(2) (1)で「深夜労働がある」と回答した事業所にお伺いします。

貴事業所では育児や家族の介護のための深夜業の制限の規定がありますか。「規定がある」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。

(それぞれ1～2のうちいずれか1つを○で囲んでください。)

	育児のための 深夜業の制限	家族の介護のための 深夜業の制限
規定あり	1	1
規定なし	2	2

6 配偶者出産休暇制度 (注19) に関する事項

配偶者の出産の際の男性労働者に対する休暇制度についてお伺いします。

問12 配偶者出産休暇制度に関する事項

(1) 配偶者出産休暇制度の有無、内容等

① 貴事業所では配偶者出産休暇制度がありますか。 ② 配偶者の出産1回につき、何日まで取得できますか。

制度あり (注20)	1
制度なし	2

<「1 制度あり」の場合は
②へお進みください。>

日

<「2 制度なし」の場合、これで終了です。>

③ 休暇を取得した時の賃金の取扱いはどうですか。(注21)

有給	一部有給	無給
1	2	3

(2) 制度の利用者数

<問4(1)で、配偶者が出産した男性がいた事業所にお伺いします(該当者がいない場合、これで終了です)。>

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、配偶者出産休暇制度を利用した者の数をご記入ください。

人

これで調査は終了です。お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

平成18年12月発行

平成17年度女性雇用管理基本調査結果報告書

雇用均等・児童家庭局調査資料No.5

発 行 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2